

令和7年9月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(9月8日(委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
(産業労働部)	
《委員会》	
産業労働部長所管事項説明	3
決議に基づく提出資料説明	5
産業政策課長補足説明	6
陳情審査	7
議案外所管事務一般に対する質問	9

(第2日目)

1、開催日時・場所	4 3
2、出席者	4 3
3、経過	
(水産部)	
《分科会》	
水産部長予算議案説明	4 3
漁港漁場課長補足説明	4 4
予算議案に対する質疑	4 4
予算議案に対する討論	4 4
《委員会》	
水産部長所管事項説明	4 4
決議に基づく提出資料説明	4 6
漁政課長補足説明	4 7
陳情審査	5 0
議案外所管事務一般に対する質問	5 2

(第3日目)

1、開催日時・場所	7 9
2、出席者	7 9
3、経過	
(農林部)	

《分科会》

農林部長予算議案説明	79
農政課長補足説明	80
農業イノベーション推進室長補足説明	80
農林部政策監補足説明	81
予算議案に対する質疑	82
予算議案に対する討論	86

《委員会》

農林部長所管事項説明	86
決議に基づく提出資料説明	88
農政課長補足説明	89
陳情審査	90
議案外所管事務一般に対する質問	92
委員間討議	115

(配付資料)

・ 委員会関係議案説明資料	(産業労働部)
・ 委員会関係議案説明資料	(産業労働部：追加1)
・ 分科会関係議案説明資料	(水産部)
・ 委員会関係議案説明資料	(水産部)
・ 委員会関係議案説明資料	(水産部：追加1)
・ 分科会関係議案説明資料	(農林部)
・ 委員会関係議案説明資料	(農林部)
・ 委員会関係議案説明資料	(農林部：追加1)
・ 委員会関係議案説明資料	(農林部：追加2)

9月8日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月8日

自 午前10時46分
至 午前10時49分
於 委員会室4

2、出席委員の氏名

清川 久義	委 員 長
白川 鮎美	副 委 員 長
ごうまなみ	委 員
大場 博文	〃
宮本 法広	〃
石本 政弘	〃
饗庭 敦子	〃
山下 博史	〃
千住 良治	〃
初手 安幸	〃
大倉 聡	〃

3、委員外出席議員の氏名

な し

4、審査の経過次のとおり

— 午前10時46分 開会 —

【清川委員長】ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、石本 委員、大倉 委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和7年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時48分 休憩 —

— 午前10時49分 再開 —

【清川委員長】委員会を再開します。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の農水経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

— 午前10時49分 散会 —

第 1 日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月24日

自 午前 9時59分
至 午後 2時25分
於 委員会室 4

石川 拓朗	新エネルギー推進室長
園田 圭介	経営支援課長
松尾 由美	未来人材課長
高見 誠	未来人材課企画監 (外国人材担当)
黒川恵司郎	雇用労働政策課長

2、出席委員の氏名

清川 久義	委員長（分科会長）
白川 鮎美	副委員長（副会長）
ごうまなみ	委 員
大場 博文	〃
宮本 法広	〃
石本 政弘	〃
饗庭 敦子	〃
山下 博史	〃
千住 良治	〃
初手 安幸	〃
大倉 聡	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

宮地 智弘	産業労働部長
石田 智久	産業労働部政策監 (産業人材確保・育成担当)
井内 真人	産業労働部次長
福重 武弘	産業政策課長(参事監)
香月 康夫	企業振興課長
小宮 総一	企業振興課企画監 (企業誘致推進担当)
原田 啓輔	新産業推進課長

6、審査の経過次のとおり

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第88号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
のうち関係部分

7、付託事件の件名

(1) 議 案

な し

(2) 請 願

な し

(3) 陳 情

- ・ 令和8年度離島振興の推進に関する要望書
- ・ 国政・県政に対する要望書（長崎県町村会）
- ・ 県の施策に関する要望書（新上五島町）
- ・ 諫早市政策要望
- ・ 要望書（壱岐市）
- ・ 令和7年度長崎県への施策に関する要望・提案書（雲仙市）
- ・ 令和7年度長崎県へ施策に関する要望・提案書（南島原市）
- ・ 要望書（平戸市）
- ・ 地域社会の貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望
- ・ 要望書（長与町）
- ・ 要望書（島原市）
- ・ 要望書（西海市）
- ・ 要望書（五島市）
- ・ 要望書（長崎市）

- ・要望書（長崎県による安定的な工事発注と着実な推進及び自然石捨石採用の確立について）
- ・要望書（佐々町）

ー 午前 9時59分 開会 ー

【清川委員長】 おはようございます。ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました議案はございませんが、陳情16件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより産業労働部関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

産業労働部においては、今回、委員会付託議

案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、産業労働部長より所管事項説明を求めます。

【宮地産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係議案説明資料当初版と追加1でございます。

今回、ご報告しますのは、経済・雇用の動向について、最低賃金に関する答申について、長崎県産業振興協議会の開催について、米国の関税措置への対応について、成長分野における製造業の振興について、企業誘致の推進について、スタートアップ支援について、洋上風力発電関連産業の動向について、水素関連事業の推進について、中小・小規模事業者への支援について、産業人材の確保について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、新たな総合計画の策定について、次期ながさき産業振興プラン（仮称）の策定についてであります。

このうち、新たな動きについて主なものをご紹介いたします。

当初版の2ページ下段をご覧ください。

最低賃金に関する答申について。

去る9月2日、長崎地方最低賃金審議会から長崎労働局長に対して、本県の最低賃金を現行の953円から78円引き上げ、1,031円とするよう答申がなされました。

物価の上昇が続く中、県民の生活を守るためには、賃上げによって消費を喚起し、経済の好循環を図っていくことが重要であると認識して

おりますが、一方で、急激な最低賃金の引上げによって、県内中小企業・小規模事業者の経営環境は厳しくなるものと想定されます。

今後とも、県では、国の動向を注視しながら、賃上げに必要な原資が確保され、構造的な賃上げが実現するよう、企業の生産性向上の支援や商工会・商工会議所の経営指導員による伴走型支援など、中小企業・小規模事業者の経営発展に向け、支援の強化を図ってまいります。

次に、当初版の4ページ中段をご覧ください。
米国の関税措置への対応について。

米国の関税措置については、7月23日、政府より「自動車及び自動車部品について、本年4月以降に課せられていた25%の関税率を半減し、既存の税率を含め15%とすること及び相互関税についても25%まで引き上げるとされていた日本の関税率を15%とすることについて日米間で合意された」旨の発表があったところですが、追加関税や相互関税が引き上げられる前と比べますと、依然として高い関税率となっており、今後、消費が減退するなど、本県を含む経済全体への影響も懸念されております。

こうした中、県としては、関係事業者へ聞き取りを実施するとともに、相談窓口の設置などの対応を行ってまいりました。

また、米国関税措置の影響を受ける県内中小企業の資金繰りに万全を期すため、県の制度融資である「緊急資金繰り支援資金」の取扱いを7月1日から開始しております。8月末時点で県内の相談窓口への問合せ等は13件、制度資金の利用実績は2件となっております。

さらに、去る8月28日には、古賀経済産業副大臣をはじめ、長崎県、県内の経済3団体の代表や経営者などが出席し、米国関税に関する長崎県産業界との意見交換が実施されました。

この意見交換の場で、県からは、国に対し丁寧な情報提供を求めるとともに、今回の米国との関税交渉の中で戦略的産業として注目されている造船業について、本県のサプライチェーンを強化することで、我が国の防衛、商船、浮体式洋上風力発電のサプライチェーンの強靱化に寄与することや、関連事業者においては、規模の大小を問わず、人材不足でご苦労されていることをお伝えし、国において人材確保に向けて国民の機運醸成を図るなど、特段の支援をお願いしたところであります。

これに対し、古賀経済産業副大臣からは、「長崎県の造船業を盛り返す絶好の機会であり、国としても人材確保を含めしっかり取り組んでいきたい」との発言がありました。

また、同日の午後には、国と県との共催で、米国関税措置に関する事業者向けの説明会を全国で初めて開催したところ、171名が参加され、経済産業省をはじめ国の機関等から日米の合意内容などに関する説明があり、県からは制度融資など支援内容を紹介したところであります。

引き続き、社会経済情勢の動向を注視しつつ、国と連携して必要な対応を実施してまいります。

次に、当初版の7ページ下段をご覧ください。
洋上風力発電関連産業の動向について。

去る8月8日に、国は、浮体式洋上風力発電の普及に向け、2040年までの浮体式の導入目標の設定や海外風車メーカーの誘致及び国内部品産業の育成を図ることなどを盛り込んだ「浮体式洋上風力等に関する産業戦略」を公表しました。

国による戦略の取りまとめに当たり、県では、この戦略が浮体式に関する世界初のサプライチェーンの県内構築に向け、県内関連企業の取組が加速されるよう、去る7月4日に資源エネルギー庁を訪問し、浮体式の拠点として本県を最大

限活用することや、中小企業への支援などについて要望を行ったところであります。

その結果、公表された戦略においては、「地元企業の参画を含めた地域型のサプライチェーン形成を推進していく」など、本県が求める浮体式のサプライチェーン構築に向けた中小企業への支援の方向性などが盛り込まれたところであります。

現在、県では、浮体式の市場参入を目指す県内中小企業等に対して、設備投資等の取組を支援しているところであり、今年6月には、2グループ6社の県内中小企業等への支援について認定したところですが、今後、戦略に基づき、県内中小企業が活用できる国の新たな支援制度の創設等が期待されるところであります。

今後とも、県としては、世界的に成長が期待される浮体式洋上風力発電分野において、国内外の需要獲得に向けた県内企業の取組を支援してまいります。

次に、当初版の10ページ中段をご覧ください。
産業人材の確保について。

高校生の県内就職促進に向け、県内企業の魅力を保護者等に理解していただくため、去る8月、5コース9社の企業見学会を実施し、106名の方に半導体・航空機等の成長分野や、女性が働きやすい企業等を見学いただきました。

参加者からは、「普段見学できない地元企業の魅力を発見でき、子供に勧めたいと思った」など、好評をいただいたところであります。

また、県内大学生の県内就職及び県外大学生のUIターン就職促進に向けては、県内外の大学就職担当者に本県の企業を知っていただくため、「大学と県内企業との就職情報交換会」を開催し、意見交換等により相互の関係を深めていただいたところであります。

参加された企業の採用担当者からは、大学からの学生紹介やインターンシップ生の増加に結び付く貴重な機会となっているとの評価をいただいております、引き続き県内企業と大学の関係構築に努めてまいります。

その他の項目については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【福重産業政策課長】私の方からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきます産業労働部関係の状況について、ご説明申し上げます。

資料は、農水経済委員会提出資料（産業労働部）をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、いずれも令和7年6月から8月におけるものでございます。

まず、2ページから3ページ目につきましては、補助金内示一覧表でございます。

市町に対して内示を行った直接補助金を5件、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町に対して内示を行った間接補助金を4件掲載しております。

次に、4ページから6ページにつきましては、1,000万円以上の契約状況一覧表でございます、該当の計6件を掲載しています。

次に、7ページから22ページでございます。

こちらは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理した

ものでございます。産業労働部関係の計14項目について掲載しております。

次に、23ページから24ページにつきましては、附属機関の会議結果について1件を掲載しております。

最後に、別紙をご覧ください。

物品管理室が契約手続を代行しております1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付しているものでございます。

以上で、説明を終わります。

【清川委員長】

次に、産業政策課長より補足説明を求めます。

【福重産業政策課長】 それでは、本日、補足説明資料として配付しております次期「ながさき産業振興プラン（仮称）」骨子案についてご説明いたします。

まず、資料の3ページをお開きください。

現在の「ながさき産業振興プラン2025」は、「長崎県総合計画2025」の下に位置づけられた産業労働部門に特化した分野別計画でございます。

これらの計画は、今年度で終期を迎え、ご存じのとおり、総合計画は次期計画を策定中であることから、その下にあります「産業振興プラン」につきましても、来年度以降の次期プランを策定することとしております。

プランの期間は、総合計画と同じく来年度から5年間、令和8年度から12年度を期間とし、本県産業の将来を見据えた計画を策定するものでございます。

次に、4ページ目をお開きください。

ここでは、現状と課題として3つの項目を挙げております。

1つ目には、カーボンニュートラル社会に向けたグリーン成長分野への投資が旺盛になってお

り、経済安保の観点からも、国内製造拠点の能力増強が求められていることなどを踏まえまして、本県の強みである半導体関連、造船関連などの基幹産業の振興をさらに図っていく必要があることを記載しております。

次に、2つ目として、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境が、市場の縮小であるとか、人材不足、物価高騰、賃上げなどによりまして、厳しさを増す中、持続的な発展を支える積極的な支援が重要であることを記載しております。

最後の3つ目には、本県において人口減少が急速に進む中、女性・高齢者などの就業拡大、外国人や副業、兼業といった多様な人材の確保を推進するとともに、職場環境を改善することで、人材定着を図っていくことなどを記載しているところです。

こういった状況を踏まえまして、ページ下の3項目を基本指針、いわゆる柱として定めております。

1.基幹産業の振興では、半導体、航空機、造船、海洋エネルギー関連産業の振興、そして良質な雇用の場の創出や地域経済の牽引役を担っていただくアンカー企業の誘致などについて計画を策定しております。

2.中小・小規模事業者の持続的な発展では、中小・小規模事業者の支援について記載をしております。

商工団体の伴走支援強化などを通じて、デジタル化による生産性向上など、事業者の多様なニーズに応じた支援を行っていくこととしております。

また、スタートアップの創出と成長支援についても、この項目で取り組んでまいります。

3.産業人材の育成・確保では、大学生・高校生の県内就職、U I ターン就職の促進、外国人

材の受入れ、定着促進、誰もが働きやすい職場環境づくりに関する内容を盛り込んでいく予定でございます。

次に、5ページ目をお開きください。

ここで記載している各プロジェクトは、政策の中身を重点的に推進していく政策を重点プロジェクトと位置づけており、その内容は記載①から④、そして、次のページ、6ページの⑤、⑥のとおりでございます。

①から④が1つ目の柱、基幹産業の振興に属しまして、⑤が2つ目の柱、中小・小規模事業者支援、そして⑥が3つ目の柱、産業人材の育成・確保に属しております。

本骨子案の策定に関しましては、去る7月28日に外部有識者会議を開催し、ご意見をいただきました。今後、それらのご意見も踏まえつつ、委員の皆様からのご意見も参考にしながら、さらに詳細な素案を作成し、再度、本委員会においてご説明する予定でございます。

以上で、私からの説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

【清川委員長】 以上で、説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【千住委員】 陳情・要望の対応のところで、諫早市の半導体関連産業の集積に関する協力と支援についてということで、県の対応が載っているわけですが、その中でちょっと気になる部分とありますか、県の対応の2つ目なんですけど、「半導体関連産業の集積に向けた企業誘致活動については、市においても、今後、県産業振興財団へ職員を派遣するなど、県と一緒に、

積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。」という文言があるんですが、この文言を見ますと、市がなかなか協力してくれないので、もうちょっと県に協力してくださいというようなニュアンスにも取れるかなと思うんですが、その辺り、いかがなんでしょうか。

【小宮企業振興課企画監】 今、千住委員からお話がありました県産業振興財団への市の職員の派遣についてでございます。

実は、今、市の職員の派遣といったところは、長崎市、それから佐世保市、雲仙市、島原市の方から職員を受け入れているところでございます。

企業誘致というのは、やはり継続した営業のノウハウ、スキームが必要になってくるということもございまして、各市に対しては、特に工業団地を整備している市町に対しては、できるだけ職員を派遣して、誘致後の誘致企業に対するフォローですとか、そういったことも学んでいただきたいという考えの下、派遣に積極的に取り組んでいただきたいということを申し上げているところでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

あまりこういった文言は見たことがなかったもので、この要望の対応に対して、質問したわけですが、その中で、諫早市の中でも、工業用水の件に関して、足りないということが載っているんですが、その辺り、県の見解をお聞きたいです。

【小宮企業振興課企画監】 工業用水の整備についてでございますけれども、諫早市については、これまでも、具体的には令和元年から継続して工業用水の整備といったところも県の方で支援しながら整備を進めていただいているところでございます。

大手半導体関連企業もございますし、大量な工業用水を使うということもございますので、次の工業用水といったところが、こういった方法で確保できるのかというようなところは、これは県の土木部と国の九州地方整備局、それから諫早市などと一緒に協議を進めているところでございまして、今後も引き続き市と県と連携して確保といったところについて、いろんな協議をやっていききたいと考えております。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【大場委員】 島原市の産業振興への支援について、少しお伺いしたいと思います。市町の水量水質調査を支援する「半導体・医療関連企業誘致可能性調査事業」ということで、島原市が水源の調査をさせていただきました。現在、その水量も一定確保できるということで、いろんな企業に対して、こういった半導体関係に対してアプローチをかけられております。

しかし、この事業は誘致に一定の縛りがありますが、現在、島原市の方にも、ほかに優良水源地と想定されるところがありまして、全国各地より様々な飲料メーカーであるとか、そういったところの企業から非常に注目を浴びております。

だから、そういった方向で、市としても頑張られる予定であります。県の考えとすれば、一定、こちらの整備を進めてほしいということで理解しますが、新たな水源地確保に向けての取組について、県としての考えはいかがでしょうか。

【小宮企業振興課企画監】 島原市の新たな水源についての調査の要望でございます。

もともと令和4年度に、県の方で、市の水源・水路調査といったところを実施するという目的で支援を行っているところでございまして、島

原市以外には、諫早市、雲仙市、東彼杵町の3市1町の方で調査を実施いただいているところでございます。

委員のお話にございましたように、島原市の方でも調査を行っておりまして、島原市の杉谷地区というところで工業団地を整備したいということで、水源調査を行っているところでございまして、結果、1,000トンの水が出るというようなところでございます。

県としましては、委員からもお話がありましたように、まずは令和5年度に調査をされた杉谷地区の工業団地の整備を実施していただきたいというふうに考えているところでございますけれども、その上で、要望書にも島原市に対して、食品製造業などの問合せがあるというふうなことの記載があります。

企業を受け入れる際には、水源というのも当然重要なんですけれども、企業のニーズに合った工業団地といったところも当然セットで考えないといけないというふうに考えているところでございまして、要望内容も含めて、どのような工業団地を検討していくのかといったところを、島原市と適宜意見交換をさせていただきたいというふうに考えております。

【大場委員】 その辺の検討は、市も交えてお願いしたいと思います。

今、こちらの方の先に調査をした水源というのは、市の方もそれをしっかり活用する方向で動いておられますし、企業誘致というのは本当にタイミングだと思うんです。企業の要望があって、それにすぐさま応えられる状況にないと、要は、候補地から外れてしまって、せっかくの話が全て水の泡に帰すというような形になる可能性がありますので、今、こうやって注目を集めているということであれば、やはり島原市と

しても、何とか企業誘致を図りたいというような意欲をお持ちですので、その辺はしっかりと話をさせていただきたいと思います。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【千住委員】 私の方から1,000万円以上の契約状況の一覧表の、その中に5番、雇用労働政策課の長崎県立高等技術専門校ホームページ制作・情報発信等業務委託というのがあるんですが、その中で金額が1,155万4,000円と結構高額だとは思いますが、この業務委託の目的や狙い、目標など、またその背景がどんなものなのかというのをお聞きしたいと思います。

【黒川雇用労働政策課長】 長崎県立高等技術専門校のホームページ制作に関する契約のお尋ねでございますけれども、この業務につきましては、昨年度、実施いたしております「長崎県立高等技術専門校のあり方検討」の中で人材確保をしっかりやっていくべきだというお話と、もう一つ、専用のホームページがそもそも高技専になく、県の雇用労働政策課の中にコンテンツが載っているという状況で、やはりそれではいけないのではないかというお話が、在り方検討会議の中でもあり、委員会等でもご指摘をいただいていたところでございます。

そこで、今年度、しっかりホームページ制作をやって、SNS等も活用して、校の情報発信

をしていくため、今回、取り組んでいるものでございます。

内容的には、各媒体を通じた校の情報発信ですとか、検索エンジン対策、特に今回は、提案の内容で、今、ホームページの検索をしますと、インターネット上で上部の方にAIによる候補の内容が出てきます。そういったものにも対応ができるような検索対策ですとか、新たな取組を盛り込んで、実施しておりまして、こういった金額になっているところでございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

契約は7月末だったんですけれども、ホームページを幾ら調べても出てこなかったのは、今までなかったということですね。

インスタグラムぐらいしか出てこなかったもので、これがいつから始まるのかというのも疑問に思ったんですが、1,000万円を超えるような金額というのは、非常に大きい金額なので、これが例えば何年度なのか、積算がどんなふうになっているのかというのもお聞きしたいです。

【黒川雇用労働政策課長】 まず、契約に関しましては、例えばSNSなど、例えば既にやっているインスタグラム等の連携ができるようなものについては、契約を7月に行っていますけれども、8月から11月の期間までに準備を行い、実施を開始するところで、現在、行っているところでございます。配信については、週1回程度といった条件をつけてございます。

そのほかにも、ホームページへの誘導ですとか、広告の配信期間につきましては、大体10月をめどにホームページの制作を終えたいというふうに思っておりまして、その11月から2か月程度、広告配信等を行うといったものを出してございます。

ほかにも、ドメインの関係ですとか、サーバ

一の管理運営、コンテンツに関するデザイン等の業務がございますので、そういったものも含めて1,000万円を超えるような契約になっております。

【千住委員】 内容等は分かったんですが、これの契約の期間というのはどれぐらいなのでしょう。

【黒川雇用労働政策課長】 契約期間は、ホームページ作成については10月ですけれども、最終的な、契約期間は1月20日ということで契約をしております。

【千住委員】 なかなか1,000万円を超えるというのは、非常に高額なような気がするんですが、非常に情報発信というのは大事になってきますので、1,000万円以上をかけた分の効果というのは非常に期待をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。

何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

補足説明の中の施策の進捗状況調書の6ページで、質問をさせていただきたいというふうに思います。

外国人労働者のところなんですけれども、外国人労働者数は前年比28.1%増の1万1,096人となり、技能実習は既にこの目標を超えた6,506人になっておりますというふうに記載がされております。

その中で、目標値が令和7年度は前のままになっている。既に超えている状況なので、この目

標値は修正した方がいいのではないかと。また、今後、次期計画を立てておられると思いますが、その目標値を教えてください。

【高見未来人材課企画監】 現計画については、今年度までとなっておりますので、また、今年度も既に半年が経過しているという状況もございますことから、これから見直すことはなかなか難しいのかなと考えておりますけれども、人材不足が課題となる中、産業の担い手を確保する手段として、外国人材の受入れというものは重要と考えておりますので、令和7年度の目標水準とか現状の達成状況にとらわれることなく、今後も庁内で連携しながら、事業者における外国人材の受入れを後押ししてまいりたいと考えております。

それから、次期総合計画の目標値のところでございますけれども、今の計画の目標値が、技能実習生と特定技能の人数の合計としておりますけれども、その根拠となる長崎労働局が公表する外国人雇用状況では、それ以外の在留資格で働く外国人を含んだ数値が報道されております。

また、留学生が、資格外活動で働くケースも多くて、特定の分野では、その割合が高くなっている状況がございます。

それから、県では、今年度から留学生の県内就職促進についても取組を開始して、外国人材の受入れに総合的に取り組むこととしておりますので、今後の目標値については、外国人労働者全体の数値を打っていくということで考えております。

その数値の目標値については、令和12年に1万9,100人と、令和6年10月末時点が1万1,096人でしたので、そこを1万9,000人まで引き上げるということで、こちらについては、これまでの

実績の推移から算出しまして、また、ほかの機関の推計値と比較して設定をしております。

県の政策の実施により、これまでの増加数の維持を図ることにより、令和12年に1万9,100人となる見込みでございます。

他の機関としては、JICAで数値を算出されておまして、令和12年に1万8,000人という推計がございますので、これと比較しましても、若干上回る数値ということで、妥当ではないかと考えております。

【饗庭委員】 分かりました。ありがとうございます。

そういう中で、やはり人手不足が長崎県でもかなり深刻な問題になっているかというふうに思います。

その中で、外国人労働者の方に多く働いていただく方がいいかと思いますが、実際の定着率ですね、外国人労働者の方の定着率がどうなっているのか、お伺いします。

【高見未来人材課企画監】 現行制度において、技能実習生については、転籍が認められておりませんけれども、特定技能になりますと、転職が可能となっております、こうした状況を踏まえまして、国の有識者会議の資料において、技能実習から特定技能へ移行する際の地域間の移動状況というものが示されております。

その中で、本県を含む転出超過となっている団体では、約2割から3割が転出をしている状況にございますので、定着率としては7割から8割かなというふうに考えております。

【饗庭委員】 定着率が7割から8割、それを県として、それで定着しているとするのか、もっと定着してもらいたいと思うのかというところが1点と、今おっしゃった転籍というのが、2027年の4月から育成就労ということで、何か一定の

条件が満たされればできますよということになるので、都会へ行くというように、より転籍する方が増えるのではないかと思います、その辺りは、県としてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

【高見未来人材課企画監】 先ほど申し上げたように、転籍が一定の割合あるということでございますので、先ほど申し上げた1万9,100人の目標値の算出に当たっては、そこの転籍を抑制したいということも踏まえまして、2割、3割を何とか1割に、県の政策の実施で抑えていきたいということで考えております。

その上で、外国人材の方に定着していただくためには、やはり就労面とか生活面でしっかりとサポートしまして、長く働きたいと思ってもらえるような環境づくりが重要かと考えております。

そのため、セミナーにおいて、外国人社員と日本人社員の相互理解を深める社内研修の実施事例ですとか、外国人材の方の生の声を紹介するほか、日本人社員の宗教・文化への理解を深める研修会開催など、事業者の理解促進に努めてきたところでございます。

それから、長崎市・佐世保市・雲仙市と連携しました受入れ環境整備支援ですとか、県では、外国人材のスキルアップを図る取組への支援も行っているところでございます。

今後は、受入れを積極的に進められている事業者の見学会を開催して、実際に現場で好事例を見ていただいて、共有を図っていこうと、そういった取組も予定をしておりますので、引き続き外国人材の方に定着いただけるように、事業者を後押ししてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 そうですね、やはり長く働き続けていただける職場環境を整えていただき、もち

ろん外国人もですけれども、日本人も働きやすい環境がやはり必要かなというふうに思います。

次に、洋上風力について伺います。

今回の一般質問でもたくさん質問が出ていたかというふうに思います。そういう中で、やはり三菱商事の撤退の問題が大きく報道され、皆さんにも不安とかを与えているかというふうに思います。

そういう中で、一般質問の答弁としては、物価高騰も考えていたので、長崎県としては、何も問題がないという答弁だったかと思います。物価高騰も考えてとのことだったのですけれども、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

【石川新エネルギー推進室長】洋上風力の関係でのお尋ねでございます。

本県で、今後、工事が本格化する予定になっております西海市江島沖の案件につきまして、発電事業者を確認した結果について、一般質問において答弁をさせていただいたところでございます。

その内容につきましては、事業計画の提案時に、事業者としては、今後の市場変動を一定見据えた価格設定としていると。そのために、現時点で影響はないというふうな回答をいただいておりますので、その回答をご紹介したということでございます。

この内容につきましてちょっと説明を申し上げますと、三菱商事の案件といたしますのは、入札の際に価格設定をした際に、その価格で地域の電力会社に売ることになっておりまして、そういう仕組みが適用されております。

コストが上がって採算が悪化したとしても、価格を変えることができないというふうな状況になったというのが、三菱商事の案件の状況で

ございます。

一方、西海市江島沖の方で適用されております制度といたしますのは、実は発電事業者が売電先を自由に選ぶことができるという制度になっておりまして、売電価格についても、売電先との契約に基づいて決めることができます。

したがって、後々、当然変更することも可能という状況にあるということでございます。

これに加えて、国から一定の市場価格の変動に基づいて、一定の補助金の給付が受けられるという制度になってございます。

事業者は、入札の際に、補助金を受ける水準の価格というのを入札で入れるわけですが、その価格が、一定、今の市場価格と比較すると補助金が受けられる水準であるというところもございまして、市場変動を一定見据えた価格設定になっているということで、現時点で影響はないというご説明を受けております。

【饗庭委員】そういう中で、今回の三菱商事の撤退を受け、政府は、今後、再生可能エネルギーをめぐる戦略の見直しを迫られる可能性があるというふうに言っておられるんですが、その西海市の江島沖は令和11年度に向けて進めておられると思うんですが、現状から、長崎県のそういう見直しもあるかもしれないというのも踏まえて、どのように今後進めていくのか、伺います。

【石川新エネルギー推進室長】今後、例えばインフレが進むとか、事業環境がさらに悪化するという、そういうふうなリスクというのは当然想定されるわけございまして、国においても様々な対応策を検討されているところでございます。

我々としましても、まず9月3日に資源エネル

ギー庁を訪問しまして、事業者が安心して事業に取り組める環境の整備に万全を期していただきたいという申入れを行っておりまして、さらにこれは本県だけではなくて、ほかの県でも幾つか同じような状況のところがございます。先週9月16日、同じような、今後、工事が本格化する案件がある県で、新潟県が音頭を取りまして、青森県、山形県、それと本県の4県で連携して、国に対して事業が完遂できるような見直しというのを進めていただきたいという要望を実施しております。

国の制度に基づいて進められておりますプロジェクトでございますので、国においても、ほかの今後進められる事業が確実に完遂できるように、制度の見直しというのを今も進めていると伺っておりますので、今後も、事業者の意見を聞きながら、必要に応じて、また、国に対しても働きかけをしてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】様々な状況を注視しながら、ぜひやはり期待される再生可能エネルギーかと思えますので、進めていただければと思います。

次に、水素に関して、部長説明がございました。その中で、具体的には、産学官のメンバーから成る長崎県水素事業化研究会において検討が進んでおり、今後、この実証プロジェクトをしていくということですが、このプロジェクトの内容についてお伺いします。

【石川新エネルギー推進室長】今回、水素の関係の事業で、今年度から新たに補助金制度を設けておりまして、水素等関連産業進出促進事業補助金という補助金でございますけれども、今回、この補助金で新たなプロジェクトを1件、計画の認定を行っております。

そのプロジェクトの内容でございますけれども

も、これまでゼロエミッション船の開発に取り組んでこられた県内の企業がございすけれども、風の力でありますとか、それを基に船内で生産した水素、そういったものを使って船の動力とするような、そういった取組というのをこれまで実施されてきた県内企業様がいらっしゃるんですけども、その企業様が、今回、そういった技術や知見を生かしまして、大手の企業とも連携しながら、新たに水素を利用した観光船であるとか旅客船などの小型船の開発に向けた取組を実施するというふうなプロジェクトでございます。

具体的には、船に積んだ太陽光パネルでありますとか、風力で発電した電気、それから水素燃料電池、こういった複数のエネルギーをハイブリッド型で制御するようなシステムの開発を行うとともに、システム設計、それからそのシステムを実際に船に搭載して実証試験を行うというところまで計画しております。この補助金は2年間の補助を予定しておりますけれども、この2年間で、こういった取組を実施することによって、県として支援をしていくことにしております。

【饗庭委員】今、主に小型船ということでしたが、前回の委員会の中で、電車に乗せてはどうかとか、空港まで行くバスとかが出ていましたけれども、それはこのプロジェクトには含まれていないということなのか、確認をしたいと思います。

【石川新エネルギー推進室長】前回ご議論いただきました中で、モビリティ分野で様々な用途が考えられるというふうなことでご意見をいただいたところでございます。

現在、この補助金と別に水素関連産業需要可能性調査というのを進めておりまして、そこで、

今後、ヒアリングをやっていこうというふうに考えております。

調査自体は7月からスタートしておりまして、これまでに約10社程度のヒアリングは済ませておるんですけれども、今後、県外も含めて大体30社程度のヒアリングを予定しておりまして、その中で、モビリティ関係、運輸、運送業とか、バスとか、電車も含めて、そういった事業者に意見を聞いて、今後、そういった水素を活用した事業の在り方とか、どういったことが考えられるかとか、そういったところをヒアリングして、今後のプロジェクトにつなげてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 今後、そのモビリティ関係も進めていくということで、期待をしたいというふうに思います。

次に、最低賃金のところでお尋ねします。

最低賃金は1,031円になったということで、非常に最低賃金が上がったことはうれしいことかと思いますが、部長説明にもありましたように、中小企業がすごくやはり苦しいということもあります。

そういう中で、本当に長崎県の中で、この最低賃金の実施ができるのかというふうに危惧するところですが、その辺りをお伺いします。

【黒川雇用労働政策課長】 最低賃金につきましては、まず法律上の法定の問題ですので、これは事業者はもう守らざるを得ないという状況でございます。

一方で、人件費や原材料も高騰している中でこの急激な最低賃金の引上げというのは、中小・小規模事業者の経営環境への影響というのは、おっしゃるとおり、懸念されるところでございます。

今回の答申された引上げ額につきましては、

審議会で議論が尽くされた結果でありまして、尊重すべきものでありますけれども、今後は、我々も県内企業への一層の支援を検討していく必要があるというふうに考えてございます。

【饗庭委員】 そういう中で、今回、大幅な引上げに向けた県としての中小・小規模事業者への何か新しい支援を考えているのか、お伺いします。

【福重産業政策課長】 県では、中小・小規模事業者の経営環境が厳しさを増している中で、今後とも経営の維持発展を図っていただくために、デジタル化による生産性の向上など、事業者の前向きな取組を支援することは引き続き重要だと考えております。

これまで具体的にデジタル化につきましては、令和5年度から今年の8月末までに688の事業者を支援しておりまして、また、昨年12月に前向きな企業活動を支援するために創設した制度資金につきましては、7月末時点で九州で最も多い447件の利用実績となっております。

さらに、商工会議所、商工会の経営指導員による伴走型支援の強化をしておりまして、6月までの経営指導件数は、対前年比で約15%増の2万7,000件程度となっておりますことに加え、今年度、20年ぶりに12名の経営指導員の増員もすることとしております。

引き続き、こういった中小・小規模事業者に対しての賃上げに必要な原資が確保されるような生産性向上、売上拡大に向けた支援というのを継続してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 ぜひ、中小・小規模事業者への支援をもっと手厚くしていただきたいと思います。

そういう人件費高騰もあり、倒産件数が、部長説明の中には、今の3か月ですけれども、昨年に比べ2件増となっているので、やはり人件費と

かが確保できない状況で、倒産が増えているのではないかと思います。

そういう中で、この倒産件数は1,000万円以上かと思いますが、小規模というところで、廃業されている方も増えていますし、周りのところでも続けていけないというような状況もお聞きするんですけれども、県内の廃業の状況を教えてください。

【園田経営支援課長】県内の廃業の状況につきましては、近年増えている状況でございます。最近で言うと563件となっております。

そうした中で、中身を見ますと、今後の将来の展望を考えた中で、手元に資金があるうちに「諦め廃業」という形というのが近年増えてきているという状況でございます。

その中で、黒字廃業というのが、廃業の中の59%ということで、増えている状況でございますので、我々としては、しっかり事業承継という形で、地域に小規模事業者というのを持続的に残っていただくという形で、国が設置している長崎県事業承継・引継ぎ支援センターと連携しながら取組を進めているところでございます。

【饗庭委員】中小企業支援を進めていただければと思います。終わります。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】おはようございます。

順次質問をさせていただきます。

まず、企業誘致について質問をいたします。

部長の説明資料にもありましたけれども、6ページになりますが、東彼杵町における工業団地整備計画について、進捗状況についてお尋ねしたいんですが、前回も確認をいたしましたが、現在、具体的な提案を実施しているということです。

前向きに取り組んでいらっしゃるんだらうと

推察するんですけれども、現在、どのくらい当たって、可能性があるのがどれくらいなのかというのを確認させてください。

【小宮企業振興課企画監】東彼杵町に整備を計画しております工業団地の企業誘致の進捗といったところのご質問でございますけれども、現在、この工業団地というのは、以前から申し上げていますとおり、大規模な雇用、それから地場企業への発注という波及効果が大きい企業、いわゆるアンカー企業を誘致するという目的で整備を計画しているところでございまして、企業誘致に関しましても、いわゆる大企業といったところにターゲットを絞って誘致活動を既に開始しているところでございます。

具体的に、何件から興味を示しているかというお話は、ちょっと申し上げにくいところがありますけれども、確実に大手企業から興味を持っていたらいるという状況ではございまして、引き続き県産業振興財団と県も一緒に積極的な企業誘致を図っていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。

アンカー企業ですので、おっしゃるとおり、雇用にしても、規模にしても、非常に大きいところを狙っているということを確認いたしました。が、現時点で前向きに捉えていいのか、それも確認をさせてください。

【宮地産業労働部長】今、宮本委員から東彼杵町の工業団地の件でのお問合せでございますが、今回、一般質問で私もちょっとご答弁申し上げたんですけれども、先ほど企画監が申し上げたとおり、グローバル企業に対して提案を行っております。私も直接、半導体関連のグローバル企業の経営者に直接提案をしたりしております。

その中で、現時点の状況を申し上げますと、

やはり米国の関税措置がありまして、それで、例えば日本は今回15%と、半導体はまだ協議の途中でございますけれども、アジアについては、日本よりも高い関税のところが出てきたりとか、世界中の工場の組合せを、今、検討されているという企業が非常に多くございます。いわゆるグローバルサプライチェーンの見直しを検討されている最中ということで、やはりお話を申し上げているところは、当然、そういう企業の経営者の方が私どもにお会いいただくというのは、当然、興味が無いとお会いいただけませんので、興味は確かに持っていていただいているというふうに我々は確信をしてございますが、今時点でいただく答えは、本会議でご答弁申し上げましたとおり、やっぱりグローバルサプライチェーンをちょっと見直しているんで、ちょっと待ってくれという話が多い状況でございます。

【宮本委員】 部長、ありがとうございます。

いつだったか、NHKで北海道が、もう一回、国内、日本で半導体産業を復活させようという、国の財政も投入した企業の特集があって、それを見たときに、やっぱり競争なんだろうということと、さっきおっしゃったとおり、グローバル的なつながりというか、連携というのが大事ななんだろうと考えたときに、ちょっと不適切かもしれませんが、この競争に東彼杵町の工業団地整備が遅れないように、負けないようにしていただきたいなと、してほしいなということ強く考えたところです。

県内でも、北海道ではものすごい大規模の工業整備をしていましたから、そういったことを考えると、恐らくものすごい競争なんだろうというふうに考えたところです。

部長、もう一度、こういったグローバルな流れを鑑みて、先ほどあったとおり、関税措置

であったりとか、もちろん一般質問等々でもご答弁なさったところではありますけれども、いつまでという目標を持ってアタックしていくというのが大事なんだろうと思いますが、このアンカー企業のアタック、そして交渉のめどを今持たれているのであれば、ちょっと確認をさせていただければと思います。

【宮地産業労働部長】 今、宮本委員からお尋ねがございましたけれども、我々も同じような危機感を持っておりまして、東彼杵町の団地については、まだ整備は今からなんですけれども、並行して提案活動に行っているというのが、その危機感の表れというふうにご理解いただければありがたいと思います。

いつまでというのは、なかなか申し上げにくいところがありまして、一方で、この団地は、我々がどういうふうに考えているかと申し上げますと、県が東彼杵町と一緒に大型のアンカー企業の進出にかなう団地を整備するものですから、逆に言いますと、アンカー企業をしっかりと引くまで我慢しないといけないと思っています。

やっぱり工業団地、この先、整備した後の話、5年ぐらい先の話になりますけれども、やっぱり売れないと、早くというお話がたくさん出てまいります。

そうすると、例えば10ヘクタールを構えていても、3ヘクタールの企業が言ってきたら、3ヘクタールで売りたいなというふうなことになるかもしれませんけれども、この東彼杵町の工業団地は、我々、表現が適切か分かりませんが、我々の県内の工業団地で言いますと、虎の子の工業団地になります。非常に大事な工業団地ですので、10ヘクタール以上の購入をお考えいただく、また、地元への波及も大きい、我々の賃金の向上も担っていただけるような、表現

は曖昧で恐縮ですが、立派な企業様を引くように、我々としては頑張っていきたいと思っているところでございます。

【宮本委員】 部長、ありがとうございました。

思いを一つにして、我々県議団もそこを追求していかなければいけないし、これが成功するように様々な側面で政策提言であったりとか、今後も質問させていただければと思います。よろしく願いいたします。

あわせて、先ほどの陳情でもありましたけれども、企業誘致について、東彼杵町は東彼杵町で進捗しているということを確認いたしましたので、佐世保相浦工業団地についてお尋ねします。

令和元年に整備されてからなかなか進んでいないんじゃないかなという思っているんですが、現在の進捗状況についてもお尋ねいたします。

【小宮企業振興課企画監】 佐世保相浦工業団地への誘致の状況についてでございます。

今、地元佐世保市と県産業振興財団と連携して積極的な誘致活動は行っているところでございまして、これまで令和元年から20社程度の現地視察といったところを受け入れているところでございます。

その中には、同団地への立地に向けて前向きに検討いただいた企業もございまして、実際に資金調達まで具体的な話といったところを検討した企業もありましたけれども、昨今の建設費高騰ですとか、人材不足といったところから、ちょっと投資のスキームといったところを変更されまして、M&Aで他県の工場、それから人材を取得されたという例とか、そういうケースがございます。

今申し上げたように、企業の投資スキームですとか、投資のタイミングがちょっと変更にな

ってかなわなかった例、それから工業用水がちょっと少ないといったところもあって、そこがちょっと対応できなかったと、そういう例、あと、面積がもうちょっと広い拡張の余地があるところが欲しいといった例とか、ちょっと立地に至らなかった要因というのは様々なんですけども、現在も接触している企業というのはございますので、一刻でも早く誘致がかなうように、佐世保市と県産業振興財団と連携して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

【宮本委員】 詳細をありがとうございました。

どうか引き続き取り組んでいただきたいと思います。

これは確認です。初歩的な質問で申し訳ありませんが、この相浦工業団地は、製造業でしたかね、何かそういった縛りがあって、候補がなかなか見つからないのであるならば、この要件を変更するというような考えはないのか、確認をさせてください。

【小宮企業振興課企画監】 県が誘致する際の業種というのは、条例の方で実は定めているところでございます。製造業ですとか、研究開発機関、それからソフトウェア業、機械修理業などなど、結構幅広く設定をしているところでございます。

一方で、どのような企業を誘致するかというのは、やはり工業団地を整備した地元佐世保市のご意見とご要望といったところが非常に大事になるので、そういうところを十分確認しながら誘致活動を行っているところでございます。

地元が求めるのは、良質な雇用であったりとか、地元にどれだけ波及があるか、そういったところになりますので、やはりメインは製造業の誘致をしたいというふうなことで承っております。我々もそういう意向を酌んで、い

ろんな企業、製造業の企業を中心にアタックをしているところでございます。

緩和は、ちょっとこういったところを想定されているかといったところもでございますけれども、そういう緩和などについては、地元の意向をしっかりと確認しながらやるべきというふうに考えているところでございまして、佐世保市とは、非常にコミュニケーションを密に相浦工業団地の誘致に向けて連携しているところでございますので、市の意見といったところをしっかりと確認しながら行っていきたいと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

どうか佐世保市とも協議いただいて、良質な雇用の場になるように、引き続きご尽力いただきたいと思います。

企業誘致について、もう1点だけお尋ねいたします。これは、以前から一般質問等々でも取り上げています。なかなか実現に至らないんですけれども、製薬メーカーにおける企業誘致です。

一般質問でも長々と私の持論を述べさせていただいて、県民所得の向上と高付加価値、これは確実に製薬メーカーにあると考えているところです。

県の産業振興財団については、ずっとアプローチはされていらっしゃるかと思いますが、その後のアプローチの進捗状況についてもお尋ねいたします。

【小宮企業振興課企画監】 製薬企業の企業誘致についてでございます。

製薬を含む医療関連企業については、先ほど委員からもお話があったとおり、高付加価値な業種ということもございまして、県でも重点分野の一つとして誘致活動を行っているところでございます。

令和2年から令和6年度までの過去5年間で、製薬を含む医療関連の誘致の実現は6件ございまして、今年7月、部長説明にも記載しているところでございますけれども、埼玉県に本社を置くコージンバイオという企業様が第2大村ハイテクパークに立地を決定しているところでございます。

この企業ですけれども、需要が増えている再生医療とか免疫医療に用いられる細胞培養の培地の開発製造を行うということで、中長期的には、アジア圏内に輸出といったところも検討の上、長崎県に立地いただいたというところでございます。

医療関連について、グローバルで見た場合は、先進国の高齢化ですとか、新興国、発展途上国の人口増加などなど、今後も拡大が見込まれているというふうに国の方も発表しているところでございまして、引き続き積極的な誘致に取り組みたいというふうに考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

引き続きアプローチしていただければと思いますし、この製薬企業の誘致については、引き続きまた取り上げさせて議論をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後、1点、私も水素についてお尋ねをいたします。

水素関連事業について、先ほど饗庭委員からもありました。これ1点、今回、「ながさき産業振興プラン」というのを策定されます。あわせて総合計画も策定されるようになるんですけれども、今、水素事業化研究会なども積極的に取り組んでいらっしゃる中で、このプランの中に水素関連事業についても文言を入れるべきではないかなと思うんですが、見たところ、ないようです。向こう5年間なので、このプランの中に

1つ項目を設けて、水素関連振興について盛り込むべきと考えますが、それについてご意見をお伺いいたします。

【石川新エネルギー推進室長】水素関連事業についての次期産業振興プランへの位置づけ等についてのお尋ねでございますけれども、水素関連の事業につきまして、今年度、令和7年度から新規として、先ほどご紹介しました補助金の制度でありますとか、調査の事業等を開始したところでございます。

今後、国においても水素社会推進法の制定でありますとか、水素の社会というのが立ち上がっていったって、市場の拡大というのが見込めるだろうということで、今年度から新たに事業を始めたところでございますけれども、今後、県の中で、前回、ちょっとご紹介しましたように、県の中で水素産業に参画している企業様とか、サプライチェーンといったものがまだちょっとあまり存在しないというか、少ないという状況の中で、どういったことができるのか、現状はどうなのかといったところを、今年度、調査をしているところです。

こういった調査の結果を踏まえまして、今後、県としてどういったところを目指していくのかとか、どういった取組をしていくのかといったところを改めて整理をしてまいりたいと考えておりますので、そういったものを踏まえまして、検討してまいりたいと思っております。

内容の整理が整いましたら、例えば中間の見直しとか、そういったところで載せることも検討してまいりたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

昨年、ご答弁いただいたとおり、国では法律もできまして、県でも推進していらっしゃるので、これは向こう5年間なので、令和8年からし

っかりとプランの中に入れて、目標を立ててやっていくべきと私は考えます。

この「ながさき産業振興プラン」と「総合計画」はリンクしているということなので、総合計画の中にも、どうか、今、半導体とか造船もちろん大事ではあるんですが、その中に水素関連も盛り込んでいていただきたいというふうに考えていますが、部長、この件についていかがでしょうか。ご意見をお聞かせください。

【宮地産業労働部長】 今、宮本委員がおっしゃられますとおり、向こう5年でございますので、我々もその方向に向けて施策を進めておりますので、有識者会議を持っていますので、その有識者会議の委員さんのご意見も頂戴しながら、基本的には盛り込む方向で検討していきたい。それが総合計画自体になるのか、我々の産業プランの中になるのか、それは別として、方向性としては、その方向でやっていきたいと思います。

【宮本委員】 ありがとうございます。

どうか今まさに旬だと感じておりますから、盛り込んでいただくようにご検討をお願いいたします。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】 おはようございます。

私からも確認の意味で質問をさせていただきます。

施策の進捗状況調書産業労働部の4ページについてでございますけれども、この中の大学生の県内就職率についてでございます。進捗状況が「やや遅れ」となっている取組の大学生の県内就職率でございますけれども、全国的な人手不足の中で、若者の県内定着の取組が非常に重要だと考えているところであります。県内大学生の県内就職率については、現計画の目標値に

対し、実績がこれまで一度も目標を上回っていない状況が続いておりますが、この状況について、もう少し詳しく教えてください。

【松尾未来人材課長】 総合計画における令和6年度の県内大学生の県内就職率でございますが、目標値の48.5%に対しまして41.2%と、目標を7.3ポイント下回っておりまして、達成率は84%となっております。

近年、県内大学生には、県外の大企業からの求人が増えていると伺っておりまして、県内就職率は伸び悩んでいるという状況で、現状では、いかに県外流出を食い止めるかという状況でございます。

また、出身地が県内か県外かによって県内就職率に大きな差が出ておりまして、県内出身者だけをみますと、県内就職率は61.4%と目標を達成している一方で、県外出身者で県内に就職された方は約1割にとどまっているところでございます。

【ごう委員】 ありがとうございます。

今のご報告の中で、令和6年度で全体的に見ると、達成率は84%ということですが、今おっしゃったように、県外だったら1割だけれども、県内であれば61.4%という、これは目標をクリアしているという状況のご説明がございました。

この出身地の違いで県内就職率の差が出ているということでございますけれども、今後、目標値を目指して、どのような取組を実施していくのか、お尋ねいたします。

【松尾未来人材課長】 県では、長崎労働局や県内大学、学生支援団体などと連携しまして、学生と県内企業のマッチングの機会の創出に取り組んでおります。

各大学の協力の下、キャリア開発などの事業において、県内企業が自分の企業の魅力を発信

する機会を設けたり、就職活動を目前に控えた学生を対象に長崎労働局が長崎市で開催する企業交流会を令和6年度からは大学等と連携しまして、佐世保市でも県主催で実施するなど、県内企業を学生に知ってもらうように取り組んでいるところでございます。

また、インターンシップが就職につながるという傾向もありますため、学生に企業を直接見て体験してもらうフィールドワーク事業を今年度から実施しまして、企業へのインターンシップにつなげるなど、低学年から県内就職を意識してもらう取組を県内大学と連携して実施し、県内就職の増加に努めてまいります。

【ごう委員】 ありがとうございます。

令和6年度からは、佐世保市でも開催していただいているということで、このフィールドワーク事業というのは非常に重要だと思います。知ってもらうこと、体験してもらうことというのは、非常に学生にとってもいいことだと思いますので、引き続き続けていただきたいと思います。

若者の県内定着の取組というのは、産業の人材確保に必要不可欠でありますので、今後もよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、もう1点なんですが、この資料の18ページになりますが、今、県としては、新産業にかなり力を入れて取り組んでおられると思います。半導体ですとか、航空機産業とか、新エネルギーですね、様々なことに全力に取り組んでいるところだと思います。

この中の新たな基幹産業の創出（海洋エネルギー関連産業等）というところで、海洋エネルギー関連産業における売上高、それからその下の雇用者数の方は順調でありますけれども、売上高が「やや遅れ」という評価になっておりま

す。この辺り、どういう理由からこうなっているのか、教えてください。

【石川新エネルギー推進室長】 今、お尋ねのございました海洋エネルギー関連産業における売上高の進捗でございますけれども、令和3年頃から順調にといいますか、徐々に上がってきておりまして、令和6年度は若干減って35億円ということになってございます。

これは、令和4年、5年頃、具体的に申しますと、五島市沖の洋上風力のお仕事等が出てきて、そういったものが背景となって、金額としては大きく上がってきております。

今後、西海市江島沖のお仕事というのが出てくるということで、増えていくというふうな見込みを立てておりましたけれども、実際の発注自体が、ちょっとタイミング自体が少し想定よりも後ろの方になっていると、現在、陸上の変電工事が進んでおりまして、実際の海上工事というのはもう少し後になるというふうなスケジュールになってございます。

それから、県外の案件につきましても、我々、県外に産業振興財団と一緒に行って、商談会であるとか、マッチングであるとか、そういった仕事の獲得に向けた動きというのをしております。幾つか商談というのがあるんですけれども、こちら幾つか見込みを立てておったんですが、商談は継続しているものの、受注まではちょっとまだもう少し時間がかかるというふうな状況がございまして、目標の48億円には達しなかったという状況でございます。

今後、今現在、浮体式の基礎のお仕事というのを、サプライチェーンの構築というのに取り組んでおりますけれども、こういった仕事が今後、令和9年とか10年とか、もう少し後ですけれども、そこで出てくる見込みになっております

ので、今後、大きく伸びていくということで、次の総合計画では伸びていくというふうな見立てを立てて計画をしているところでございます。

状況としては、以上でございます。

【ごう委員】 今の状況のご説明、ありがとうございました。

この辺り、非常に今後の長崎県にとっては重要な産業だと思っておりますので、引き続きご努力をお願いしたいと思います。

それから、もう1点確認をさせてください。先ほど事業承継についてのご答弁がございました。私も前回の一般質問の中で事業承継についてお尋ねしたところでありますが、やはり年間500件を超える倒産数があって、しかも黒字倒産が多いというふうなご答弁だったと思います。

今現在、県としては、国が設置をしている相談窓口、これは商工会議所の中にあると思うんですが、ここで相談を受けながら早期の事業承継につなげていらっしゃるころではあると思います。

そこでお尋ねなんですけれども、今、商工会議所に設置している相談窓口に長崎県内でどれくらいの事業承継の相談件数が上がってきているのか、確認させてください。

【園田経営支援課長】 事業承継の件数につきましては、長崎県事業承継・引継ぎ支援センターの方に、令和6年度につきましては、222件の相談がっております。ちなみに、成約件数は74件となっております。

非常に事業承継は時間がかかるものでございますので、早期に相談に行っていただくというような機運を高めていきたいということで、今年初めて8月と9月に事業承継の推進月間というものをやりまして、メディアも含めて、露出を高めているところでございます。

引き続き、センターと一緒に早期の事業承継につなげてまいりたいと考えております。

【ごう委員】 ありがとうございます。

8月、9月を推進月間と定められて積極的に取り組んでいるということは、非常にありがたいことだと思います。

中小・小規模事業者も、規模も様々だと思うんですけども、例えば去年で500件を超える倒産があった中で、やはり1つの企業がなくなるといことは、雇用もなくなっていくことだと思うんですね。どれぐらいの方々が雇用を失われたのか、失業に至った人数の統計とかは出ていますでしょうか。

【園田経営支援課長】 先ほど申し上げたのは、民間の調査会社が調べているものでございまして、件数については出ているんですけども、雇用については把握しておりません。

【ごう委員】 もし可能であるならば、その辺りは、県もやはり実態を把握していく必要があると思うんですね。事業承継されずに倒産されたことによって廃業されて、そこにお勤めだった方々がその先どうなったのか、その方々が県外に流出される可能性もあるでしょうし、その方々のマッチングの相談とかというのも設置していく必要があるのではないかと考えておりますが、その辺り、今後、どのようにお考えでしょうか。

【園田経営支援課長】 どのような形で把握していくかというのを、少しちょっと研究させていただきたいと考えております。

563件のうち、やはり事業承継・引継ぎ支援センターに相談されていれば、財産・証券も含めて事業を維持できたというケースもあろうかと思っておりますので、我々としては、事業承継・引継ぎ支援センターと一緒に、で

きるだけ早めに、高齢になられる前に準備をしていただくという形で、普及をさせていきたいと考えております。

【ごう委員】 ぜひ、本当に早め早めの対策が必要だと思っておりますので、商工会議所、それから県内の商工会、商工団体連合会、その辺りともしっかりと連携を取りながら、早めに県として、この承継の窓口があることの周知とか対策に取り組んでいただくようお願い申し上げ、質問を終わります。

【井内産業労働部次長】 今のごう委員の質問に関連して、補足なんですが、県内の新規求人及び新規求職者数の状況としましては、直近が令和7年7月の状況であります、新規求人数が9,052人、対しまして新規の求職者数は4,930人という状況であります。

以上、ご参考までに。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山下委員】 皆さん、お疲れさまです。山下でございます。

私からは、大きく2点質疑をさせていただきたいと思っております。

先ほど饗庭委員からちょっと質疑がありましたけれども、中小・小規模事業者に対する支援をどうしていくかというところなんですけれども、先ほどからありましたし、一般質問でも取り上げられましたし、部長説明にもありました、饗庭委員の質問もありました最低賃金の件であります。

中央最低賃金審議会が示した引上げ目安額が64円に対して、それを14円も上回る78円も引き上げられまして、12月1日から1,031円になります。

ただ、時給でいくと、事業者側からすると1,040円ということになるわけでありまして

ども、その答申が出ました。

先ほどの質疑の中でもあった、この件は、県としては尊重すべきだというようなお話は、十分分かりますが、数年前からすると、すごいペースで上がっており、中小企業・小規模事業者にとっては大変苦しい中、対応していきなさいいけない。私のところだけはちょっと勘弁してくださいというわけにはいかない制度でありまして、この速いペースというのが私はちょっと気になっております。例えば事業も5か年計画とか10か年計画があるわけですから、それに沿って人件費なんかも盛り込んだ上で計画的にやっていく分には分かるんですけれども、こういうハイペースで上がっていくと、そういう事業計画も何もない状況で何とか対応していきなさいいけないというような状況が生まれるわけでありまして、やっぱり激変緩和措置を行政側としては少し考えてあげる必要があるんじゃないかなと思っております。

したがって、先ほどの県としての評価は、先ほど答弁がありましたので、質問は省かせていただきますけれども、その後の、どうやってさらなる支援策を進めていくのが重要だと思います。

中小企業・小規模事業者にとっては、人件費の増、それに伴って業績の悪化、そして雇用の削減、それによる圧迫、もしかすると、とどのつまり廃業が増加していくことも考えられるわけであります。

そうすると、せっかく県内で雇用を維持していただいている事業者さんが倒産ということになってくると、まさに本末転倒であります。そうならないように、やはり県にもさらなる支援策が求められていくわけであります。

一般質問の中でも、デジタル化とか生産性向

上とか、相談に乗っていきますよという話もありました。

ただ、それ以上に私は何か必要になってくるんじゃないかなと思っていたところで、プレスリリースを見ていたら、「あっ、これは」と思うものがございました。締結式はまだ先みたいなんですけれども、BPOを活用して中小企業を支援していこうという内容で、9月26日に締結が予定されています。人手不足の中で、こういった内容の中小企業支援というのは、まさに的を射たことじゃないかなと感じていたわけなんですけれども、この場で、具体的にどのような内容なのかもし説明ができれば、お願いしたいと思います。

【園田経営支援課長】 お尋ねいただきました、9月26日に締結することになっている連携協定の中身について、少しご説明させていただきます。

商工団体と連携した取組の一環でもありますけれども、BPOのサービスの大手で、本県の誘致企業でありますパーソルビジネスプロセスデザイン株式会社さんからのご提案がありまして、県と県商工会議所連合会、県商工会連合会と4者で連携協定を締結していくこととしております。

BPOといいますのは、外部に委託をすることで業務の効率化を図っていくというものですけれども、これまでBPOにつきましては、大手企業で、ある程度まとまった業務を外部委託するというものが中心でございました。

そういった中で、このパーソル社様からは、今回、中小・小規模事業者向けのBPO導入に新たに取り組んでいきたいということでご提案がっております。それを長崎県でやっていくということで、非常に我々としてもありがたいご提案をいただいたところです。

具体的には、事業者の方が経理事務や人事労務など間接部門を外部に委託することで、限られた経営資源を売上に直接寄与する営業部門等に集中させると、そのことによって、今、賃金アップの厳しい中で、賃金の原資となる売上げの向上を図っていきながら、持続可能な経営につながるものということで期待をしておるところでございます。

パーソル社さんが県、商工団体と同様の協定を締結するというのは、今回、全国で初めての取組でございまして、パーソル社さんがサービスを展開しながら、商工団体は事業者さんに、先ほど申し上げたように、プッシュ型で促進を促すなど、連携をしながら事業者の効率化を進めていくというものでございます。

【山下委員】 ご答弁ありがとうございました。

今おっしゃったように、労務管理とか経理管理とかは本当に大変で、その人材を募集しても、今、なかなか来ていただけないという人手不足の中で、こういうBPOを活用し外部に委託するという活用の方法というのは、非常に中小企業・小規模事業者にとってはいい話じゃないかなと思いますので、ぜひとも締結後、またいろんなフォローアップしていただければなと思っておりますし、先ほど言った、ぐっと上がってくる最低賃金に対応できるように、ぜひともさらなる支援をお願いしたいというふうに思っています。この件は、以上であります。

2つ目でありますけれども、これも部長説明にもありましたし、重点推進プロジェクトの4本柱の一つでもあります造船産業のさらなる支援についてでございます。

私も2月議会、6月議会と、この委員会の中で、さらなる造船業の振興に対して、期待を込めまして質疑をさせていただきましたが、これもタ

イムリーに、23日の日経新聞に、SSK佐世保重工業の名村社長さんが特集の記事で載っておりました。

その中で、長崎県と佐世保市の補助事業に採択をされ、自衛隊の艦船を受け入れる際の乗組員の生活施設を建て直したということで、支援メニューを有効に活用していただいているんだなど、よかったなと思っています。また、その記事では、米軍の船を丸ごと修繕で受け入れるとか、さらなる投資もやっていきたいという内容もありました。

佐世保だけではなくて、県内は長崎、そして西海も造船業が盛んであります。そこで直近の現状についてお尋ねをしたいんですけれども、まずは雇用面でいくと、県内の主なところで、どのぐらいの方が造船業に携わっていらっしゃるのか、長崎、西海、佐世保というくくりで教えていただきたいのと、また、その地域ごとに、造船業でもどういう取組をされているのかを整理ができればなと思うんですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

【香月企業振興課長】 今、委員から、県内の主な集積地ということで、まず長崎市の状況から申し上げますと、艦艇の建造に加えまして、浮体式洋上風力の基礎部、ここの製造の取組が新たに始まっているといった状況がございます。

次に、佐世保市については、先ほど新聞記事のご紹介もありましたように、艦艇の修繕、こちらがメインということでございまして、あと、西海市については、ばら積み船と言われたりもしますが、バルクキャリア、これは商船の事業でございまして、ここがメインでございまして、県南地域から県北地域にかけて広域的に造船関連が根づいているといった状況が県下にあります。

また、造船業の従事者数ですね、こちらについては、今、造船業は県内で全体およそ9,000人が働いておられまして、業種別で言うと、食料品製造業に次いで第2位といった状況でございます。

9,000人の内訳としましては、長崎市、こちらが5割弱に当たる約4,000人、西海市が2,000人、佐世保市1,700人ということで、おのおの2割程度といった状況でございます。

【山下委員】 ありがとうございます。

今ご答弁がありましたとおり、県内に造船業の関連産業というのが幅広く根づいているなということは、今、分かりました。

柱の1つであります半導体とか航空機関連産業については、これまでも委員会等々でサプライチェーンの説明をいただいてきました。一方で、先ほど説明がありました造船関係、具体的には艦艇や商船、浮体式洋上風力等に関して、県内のサプライチェーンの状況はどのようなになっているのか、お知らせいただければと思います。

【香月企業振興課長】 先ほど申し上げました3つの各地域には大手の造船所がありまして、そこが受注した案件を地場の中小企業が支えるということで、サプライチェーンが形成されておりまして、県内で発注しながらものづくりが進められているといった状況でございます。

こういう中小企業の多くは、これまで造船業で培った技術を生かして、艦艇の方に進出をされたりとか、艦艇の技術を使って、今度、商船の方に入られるとか、浮体式の洋上風力と申しますのが、大きな鉄の構造物を海に浮かべるといことで、まさにこれは造船業の技術、ノウハウが生きる世界ということで、既にサプライチェーンに入られているところ、これから参入

を目指すというふうなところがあるものと認識しておりまして、1つの企業で複数のサプライチェーンに属して、そこの仕事をしながら、今、事業を営まれているといった状況でございます。設備投資も行わないといけませんし、既存の人材をやりくりをしながら事業されているというふうなところで、我々としては、こうした中小企業の設備投資を引き続きお支えして、人材の確保ですね、ここの支援の強化というところも必要になっていくものと認識をしているところでございます。

【山下委員】 ありがとうございます。

先ほどありましたとおり、設備投資の支援と、プラス人材確保のところがやっぱり課題だと、これは毎回委員会でも、そのようなお話をさせていただいているんですけれども、確かにSSKの名村社長の記事にも、人材確保は順調でしょうかという問いに、非常に人材不足感を感じておるといところで記事にもなっているわけでありまして、私の関係する地元の佐世保の造船業界の方々からも、やっぱりどうしても人手不足なんだよなど、人材確保が大変なんだよというようなお話をいただいております。ぜひ、その対策というか、今後の取組について、県の考え方をお知らせをいただきたいと思います。

【黒川雇用労働政策課長】 造船関係におきましては、溶接や金属機械加工、電気、塗装といった幅広い分野にわたる技術が必要とされることから、これまで本県では、長崎県立佐世保高等技術専門校において、高校新卒者を中心として対象にしまして、各種技能に関する職業訓練などを行い、人材を輩出してきたところでございます。

また、県内の工業高校等における若者の溶接

関連技術者の育成を目的としまして、県内の業界団体等と連携して、資格取得の講習会や競技会、こういったものの開催を支援しておりまして、今年度も九州地区の大会で本県代表が優勝する等の結果も出ているとお伺いしております。

また、業界団体が実施しております県内中小造船の新人研修、こちらにつきまして、長崎の高技専も活用しまして、県や長崎市で連携して支援をしてきたほか、県内企業の在職者向けの研修、資格取得講習等の支援を行ってきたところでございます。

今後も、造成関連において事業者ニーズも把握しながら、長崎や佐世保の高技専も活用して訓練を実施しまして、またほかにもポリテクセンターなど関連機関との連携などによりまして、訓練プログラムの検討なども進めてまいります。

造船業界のニーズに対応できるような人材育成の取組、人材の確保に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

【山下委員】 ありがとうございます。

伝統的にも、歴史的にも、長崎県内では技術者の育成が非常に行われておりますので、引き続き若者の人材育成、そして人材の確保についてご尽力をいただきたいと思っておりますし、もちろん企業努力というのも必要であります。

そんな中で、国・県・市、それぞれの持ち場でどういう支援ができるのかということも考えたうえで、併せて連携もしながら取組をお願いしたいと思います。

最後に、先ほどもありましたとおり、重点推進プロジェクトの柱の1つであります、造船部分について、今後、総合計画の目標の達成に向けて取り組んでいかれると思っておりますけれども、最後に、造船業界の振興の取組について、部長の意気込みを聞かせていただければと思います。

【宮地産業労働部長】 今、山下委員からお話ありがとうございました造船関連産業でございますが、まず足元を我々が考えておりますのは、商船と防衛と浮体式の、この3つを取り組めるというのは、全国で多分本県だけ、本県だけが唯一3つとも取り組めるという状況にあると思います。それが可能な本県のサプライチェーンを強靱化することは、国の安全保障をはじめ、国の業界のサプライチェーン強靱化にも直接寄与するものだと思っておりますので、国に対しても、そういうふうなお話を私どもの方から差し上げているところでございます。

また、これは造船業に限らないんですが、企業の規模の大きい小さいにかかわらず、やっぱり人手不足が非常にボトルネックになってございますので、それにつきましては、やっぱりなかなか単県だけでは及ばないところがございしますので、例えば他県とも連携をして働きかけをやっていきたいと思っております。

7月下旬には、日本で一番大きい造船会社である、今治造船がある愛媛県を私もお訪ねして、今治造船の方であるとか、愛媛県の副知事とか産業労働部長とも意見を交換したところでございます。

また、9月の上旬でございますが、そこには関係省庁、国交省、経産省、文科省を私も訪問しまして、これはイメージでございますが、例えば半導体産業を日本の戦略産業として位置づけて、今では比較的若い方からも注目を浴びるようになっておりますので、造船関連産業も、ぜひそういうふうな国としてのリードをお願いしたいというふうに申し上げているところでございます。

我が県にとっては、言葉を選ばずに申し上げますと、千載一遇のチャンスが来ていると思っ

ております。引き続き努力していきたいと思っております。

【山下委員】 ありがとうございます。

今度の新たな総合計画の中でも、柱の1つとして明記をしていただいております。その辺も、宮地部長の思いが反映されているんだと私も感じておりますので、我々も、今からもまた後押しをさせていただきますので、一緒に頑張っていききたいと思っております。よろしくお願いします。ありがとうございました。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【初手委員】 それでは、東彼杵町の工業団地の関連について質問をさせていただきます。

先ほど、宮本委員からもご質問がございましたので、重複する面もあるかと思えますけれども、可能な範囲でお答えをいただきたいと思います。

まず今後の予定について、2点目は、誘致企業について、3点目に、アンカー企業の誘致についてということで、お尋ねをさせていただきます。

まず、ご承知のように、東彼杵町の工業団地整備は、去る6月11日に優先交渉先事業者として大和ハウス工業を選定され、基本協定の締結に向けた協議を、今、進められているとお伺いをしております。選定から3か月が過ぎましたが、一部、地元、特に地権者の方々から、農地の耕作関連等、もろもろの事情もあって、基本協定締結や、その後の進捗状況についてお尋ねが私にもありました。

交渉中なので、なかなか難しいとは思いますが、けれども、早めの情報提供や説明ができれば、地元の方々も幾分は安心されるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

そこで、重ねてお尋ねしますが、基本協定は

こういったものなのか、そしていつ頃締結するのか、また、今後どのような流れで進んでいくのか、特に地権者の方々は気になっておられる方もたくさんいらっしゃいますので、可能な範囲でお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【小宮企業振興課企画監】 東彼杵町の工業団地の整備計画についてのお尋ねでございます。

基本協定についてですけれども、県、東彼杵町、それから大和ハウス工業の三者で、整備手法やスケジュール、それぞれの役割でありますとか、事業を進める上で必要な事項を協議しているところでございます。

基本協定書は、遅くとも年内に締結したいというふうに考えているところでございます。

今後の進め方ですけれども、基本協定締結後、実際に大和ハウス工業が現地に入りまして、測量や各種調査などを行うことになります。その上で、整備費用などについて精査していくことになりますので、その後、地権者との用地交渉に進んでいくということになります。

いずれにしても、東彼杵町において、地権者などに対して、また方策の時期などにつきましても丁寧に説明を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

【初手委員】 ありがとうございました。

できるだけ早い方がいいんですけども、相手がおられますので、なかなかそうはいかないとは思いますが、何回も申しますが、やはり地権者の方々、地元の方の期待も大きいし、農業関係がありますので、いろんな意味で情報をできれば可能な範囲で提供していただければ、幾らかでも落ち着かれると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、誘致企業について、ちょっとお尋ねを

したいと思います。

東彼杵町の工業団地については、県の中央に位置しておりまして、多くの水を蓄え、東彼杵インターにも近接しているというインフラ条件のよさを考えますと、地元だけでなく、長崎県の産業にとっても非常に大きな地域であると。その場所にどういう企業が立地するか、今後の県の将来を占う上で一番ポイントになるのではないかなというふうに考えております。

どういう企業を誘致するか、そこをしっかりと見極めていく必要があるというふうに私は考えますが、企業の誘致は、大和ハウス工業が行うのか、県の方が行うのか、どちらが主導していくのか、改めて教えていただきたいと思います。

【小宮企業振興課企画監】東彼杵町の工業団地の企業の誘致について、どのように指導していくのかというふうなお尋ねでございますけれども、東彼杵町の工業団地の企業誘致については、既に先ほどもご説明を差し上げたとおり、県と県産業振興財団で誘致活動を実施しているところでございますけれども、大和ハウス工業においても独自で取り組んでいただくというふうに予定しております。

仮に、大和ハウス工業が東彼杵町の工業団地に立地したいという企業を見つけた場合でございますけれども、そこは立地の決定の際には、県と東彼杵町の同意が必要であるということを、これは事業者を公募する段階で、そのように記載もしているところございまして、この方針に沿って、大和ハウス工業と協議を進めているところでございます。

【初手委員】三者の協議なので、いろんな意味で課題もあるかと思っておりますけれども、協議がうまく進むように期待をしておきたいと思います。

次に、3問目でございますけれども、大和ハウス工業が企業を誘致する場合、県や町の承認が必要というふうなことは分かりました。

私は、そういう流れの中で、京セラを誘致してきた県の産業振興財団の営業力に大きな期待をしてよいのではないかなというふうにも思っております。

大和ハウス工業よりも地元で習熟している県と、そして財団が主導して誘致することが、地元にとっても安定的な材料になるのではないかなという考え方もできるんじゃないかと思えます。

これまで、県からは、アンカー企業の誘致には10ヘクタール以上の面積が必要という話もございました。そう考えたときに、例えばでございますが、一定面積を先に県で買い取るなどをして確保し、県で責任を持って確実にアンカー企業を誘致するといった方法も考えられるのではないかなというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

【小宮企業振興課企画監】東彼杵町の工業団地ですけれども、先ほど委員からもお話がありましたとおり、非常にすばらしい立地で、4,000トンの水を備えておりますし、これは北部九州を見ましても、人材確保の面ですとか、企業などのBCPの対策面といったことを考えましても、北部九州でも非常に競争力がある工業団地だというふうに我々は考えておりまして、先ほどもご説明差し上げましたけれども、実際に興味を持っていただくアンカー企業というのも出てきているところでございます。

一方で、大企業となると、立地を決定いただくまでには一定の期間を要する、これは当たり前でございますけれども、いろんな手続きがございまして、一定の期間を要することがございます。

県で一定面積を確保しておいて、県の責任で誘致に取り組むといった方法ですけれども、先ほど部長からも説明差し上げたとおり、アンカー企業を確実に誘致するというためには、確かに有効な方法であろうかというふうに思います。

委員からご提案がありました、一定区画を県で買い取るといった方法につきまして、そのような対応が可能かどうかといったところを含めて、大和ハウス工業と協議をしていきたいと考えております。

【初手委員】 ありがとうございます。

私の立場からちょっと差し出がましいことを申し上げたりもしますが、今後、ご検討いただければというふうに思っております。

この事業につきましては、これから将来にわたって地域の振興に大きく寄与する事業でもあります。やはり、最も重要なことは、東彼杵町の工業団地にアンカー企業を誘致することではなかろうかというふうに思っております。

そして、地元だけでなく、県全体としても大変重要なプロジェクトでありますので、何とんでもこの課題を達成するために、県には、あらゆる可能性を排除せずに検討、そしてまた努力をしていただきたいというふうに重ねてお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【清川委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前11時 54分 休憩 —

— 午前11時 54分 再開 —

【清川委員長】 再開いたします。

産業労働部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き産業労働部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時54分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、産業労働部関係の議案外の審査を行います。

ご質問はございませんか。

【大倉委員】 午後からもよろしくお願いいたします。

部長の説明資料の9ページにあります中小企業、そして小規模事業者の皆さんへの支援にすることで、ちょっと軽く触れていただいています、キャッシュレス化推進に向けたプレミアム付商品券の上乗せ支援に関することなんですけれども、まさに午前中でもかなりいろんな質疑の中で、中小企業、そして小規模事業者の皆さんは本当に厳しい状況が続いているという話がなされました。まさにそうで、人手不足、資材費の高騰、あと後継者問題もあります。もう本当に大変な状況に置かれている中、このプレミアム付商品券の上乗せ支援というのは非常に有意義で地域活性化にとってもプラスになる支援だと思っております。

そういう中で、この事業の狙いに関して、2月の議会で質問があったんですけれども、その中で、目的に関する答弁がございました。少しでも県民生活を下支えしたいということが、まず1点、そしてもう一つが、中小企業・小規模事業者の生産性を上げるためデジタルでの商品券の発行により、事業者側もデジタルのシステムなどを導入しやすくするという狙いのご説明がありました。

まさに、ここが大事で、事業者側のデジタルのこのシステムの導入、これが本県では、特に中小企業・小規模事業者にどこまで進んでいる

のかというのがちょっと見えにくいんですね。

実際に、これがあまり進んでいないのであるとするならば、それはやはりこれは大きな課題になると思います。

やはり、これからインバウンドの方々への対応もそうですし、特にデジタル化の中でも、キャッシュレス化が非常に必要になってくるわけで、それが例えばデジタル化の中でもどれくらいキャッシュレス化が進んでいるのか、その辺の実態をピンポイントで調べていく必要があると思っています。

そこで、実際に伺いますけれども、本県の、特にデジタル化の中でもキャッシュレス化は、現状どれくらい進んでいるのか、その辺りをお尋ねいたします。

【園田経営支援課長】キャッシュレス化の現状についてのお尋ねですけれども、今、全国では、決済の比率、2024年度で42.8%となっております。政府目標が40%ということで、それを超えているという状況でございます。

ただ、国は、都道府県の状況というのは公表しておりませんので、我々の方としても、キャッシュレス化の長崎県ということでのデータは持ち合わせていない状況でございます。

【大倉委員】 全国では、キャッシュレス化が42.8%、本県では分からないということですね。

やはり、このデジタルシステム導入というものを本気で進めていくのであれば、やはりしっかりとこの中小・小規模事業者がどの程度デジタル化が進んでいるのか、キャッシュレス化が進んでいるのかは、きちんと実態を把握しておく必要が私はあると思います。

それでは、例えば、キャッシュレス化の上昇率など、その辺りについて、全国でもいいんですけれども、分かれば教えていただけますか。

【園田経営支援課長】 国の状況でお答えいたします。

令和元年度が26.8%でしたので、この5年間で42.8%まで、約15%程度伸びているという状況です。

その中でも、コード決済が伸びてきておりまして、令和元年度が1だったものが今13.5ということで、大体13倍ぐらいに伸びているという状況でございます。

【大倉委員】 今、コード決済というお言葉がありました。これはいわゆるPay Payのようなものと考えてよろしいでしょうか。

【園田経営支援課長】 Pay Payのようなものでございます。Pay PayとかQRコードを提示して決済をするものでございます。

先ほど、すみません、単位が漏れていましたけれども、令和元年度に1兆円だったものが、令和6年度に13.5兆円ということで、全体の中でも非常に伸びている決済の方法でございます。

【大倉委員】 Pay Payなどコード決済も全国的には伸びているということですね。

ただ、本県が分からないというところが、やはり私は非常に気になる場所なんです。

別の委員会の話で恐縮なんですけれども、去年2月の観光生活建設委員会の会議録を見ますと、本県のキャッシュレス化に関して、国際観光振興室長が、このようにご答弁をされているんですね。同じように正確な統計はないという状況なんですけれども、1つの参考事例として、経産省が2019年から2020年までに行ったキャッシュレス還元ポイント事業というものがあって、これはどういうものかと言うと、中小店舗などで決済をすると5%還元するというものなんですよ。

だから、コンビニなんかで、こういった還元

事業が行われたということなんですけれども、そういった事業に参画した本県の中小・小規模事業者、これがどれぐらいあったかというところで数字を示していただいています、本県では、およそ1万1,500店舗あったということなんです。

ですから、この1万1,500店舗が参画したということで、これが果たして全国的に見て多いのか少ないのかという点で言えば、人口当たりの加盟店数で言えば、全国では29番目という順位なんです。29番目ということは、他県と比べても決してキャッシュレス化が進んでいる状況とは言えないと言えるわけなんです。

ですから、観光立県として、キャッシュレス化はやはり、後れを取ってはいけないと私は思うわけです。

そういう中で、先ほどお話がありましたコード決済、PayPayなどのことなんです、今私が、肌感覚で、暮らしの中で感じるのがPayPayを取り扱っている事業者がちょっと減っているような、私は印象を受けてるんです。

これは一つですね、手数料の壁というものがあって、以前はPayPayは手数料無料でできたんです。今はもう手数料を支払わなければいけない状況になってるわけなんです。そういった手数料が壁となって、PayPayは取りやめたんだというような事業者の声を私は幾つか聞いております。

ただ、大手スーパーのチェーンなんかは、PayPayを取りやめて、独自の会社の決済サービスに移行してるわけなんです。

こういった大手のスーパーは、独自に決済サービスができる体力があるからいいんですけれども、やはり中小企業とか小規模事業者は、そういった体力がないので、独自サービスできな

いんですね。そういうこともあって、小さい商店がPayPayをやめていくというような状況がちょっと散見されているわけです。

その手数料がどれぐらい一体かかるのかっていう話なんですけれども、これ、もちろん決済サービスを行う企業によって違うんですが、大体ですね、1%余りから3.2%程度手数料が必要なんです。お店の利益率の兼ね合いっていうのが、非常に大事になってきて、例えば、コンビニエンスストア、これ、フランチャイズの場合ですと、利益率は5%から10%って言われてるんです。居酒屋も同じく5%から10%。小さいスーパーでも3%から6%なんです。そう考えたら、小規模事業者が、キャッシュレス化した場合に、そういった決済サービスPayPayなんか支払う手数料が1%から3%なわけですから、普通に考えたら手元に残る利益って、もう微々たるものになってしまうということなんです。だから、もうやめざるを得ないと。じわじわとですね、確実にキャッシュレス決済の取扱いっていうのを見直す動きというものが、一定程度出てきているという現状があるんです。

ただ、先ほど答弁いただきましたキャッシュレス決済そのものの数字は、全国的には増えているということです。でも、その中で特に私はPayPayなんです。別にですね、肩を持つのではないんですが、どこもかしこも以前は、小さい果物屋さんも、それこそ駄菓子屋さんも、PayPayで支払っていたんです。でも、今の私の感覚ではそれができないような小規模事業者が増えてる印象なんです。だからこそですね、そういった本県のキャッシュレス決済の現状というものをやっぱりつぶさに私は調べていく必要があると思うんですけれども、改めていかがでしょうか。

【園田経営支援課長】 PayPayにつきましては、我々も少しお付き合いがございまして、先日、PayPayの方にお話を聞いたところによりますと、確かにやめられてる事業者さんもいらっしゃるということをお聞きしています。ただ、全体としては増えてきてると。加入者は増えてきているということでお聞きしているところです。

あと、全体のキャッシュレスの状況については、こういった形で把握していくべきかというのは、少し検討したいと思います。

【宮地産業労働部長】 ちょっと補足で申し上げます。

実は、決済サービス以外を含んだデジタル化なんですけれども、今回、商工会議所と商工会の経営指導員の方を12名、これ、20年ぶりに増員させていただいたんですけれども、そのときに検討したときに用いたデータで、これも全国の中から推計をやったんですけれども、デジタル化をしたいのにできてない、やりたいのにできてないという事業者様がですね、我々の推計で1万1,400ございました。この1万1,400をプッシュ型で支援をしていこうということで、何名、経営指導員の方を増やして、どのぐらいプッシュ型を強めれば、できるんだろうというちょっと試算はしてございます。

今、委員おっしゃられましたように、やっぱり決済のところがですね、これ、デジタル化はプレミアム商品券もそうなんです、やっぱり行政としてはそのデジタル化に移行したいんだけど、やっぱりアナログじゃないといけないというお客様がいらっしゃるって、多分PayPayからいくと、その手数料を賄うほどのお客様がまだお見えでないということになるのかなと思ったりしまして、いろいろ我々も状況を見ながらですね、方向性としては間違いなくデ

ジタル化をして、付加価値を上げていかないと、賃金の上昇には追いついていけないので、いろいろ我々のデータを確認しながらですね、取組を強めていきたいと思っております。

【大倉委員】 ありがとうございます。ぜひ、いろんな方向性でもって把握に取り組んでいただきたいと思います。

ちょっとお話を替えて、今回の事業の方は狙いはですね、やはりデジタル商品券の発行によって、事業者側もデジタルのシステムを導入しやすくするというところが、一番のポイントだと思うんです。その具体的にデジタルシステム、いろいろあると思うんですよ。なかなかそれが見えにくいと思うんですね。単にパソコンを使ってもデジタルとも言えるし、先ほどのPayPayなんかに限らず、いろんなデジタルがある。最終的に、具体的にどういったデジタルシステムがこれから導入されていくことが一番いいとされているかというところをちょっとお聞きしたいんです。

【園田経営支援課長】 我々としましてもキャッシュレスを含めてデジタル化っていうのが重要だと考えております。

先ほど部長の方からも答弁ありましたけれども、今後人手不足だったりとか、厳しい状況の中で、どうやって賃金を稼いでいくとか、賃金の原資をどうやって上げていくかというのは、売上げ、付加価値を上げていくと、そこにはデジタル活用が不可欠であると我々としても考えております。

それぞれの業種ごとにデジタル化の取組をしていますけれども、特にバックオフィス系の管理業務、経理業務、在庫管理といったところを、できるだけデジタル化、外注化していきまして、稼げる部門に限られた経営資源を投入していく

ということで売上げを拡大させるということと、今後の賃金が上がっていく、その原資としていくということを目指しております。

【宮地産業労働部長】 すみません、補足で申し訳ありません。午前中に産業政策課長の方から令和5年度から今年の8月末時点まで688のご支援を差し上げたご答弁申し上げましたけれども、これ、私も産業労働部で予算化させていただいてございますが、利用の実績を見ますと、建設業が一番大きい。次に、卸小売、製造業と続いていきまして、医療福祉なんかは、8%ご利用いただいています。今、経営支援課長ご答弁申し上げましたように、業種によっていろんなやり方があるんだろうと思っております。我々の今持ってる課題認識としてはですね、1回ご利用いただいた事業者様がやっぱりこれ、効果があるので、もう1回というお話が出てきております。そういう現場の声をいろいろ我々も検討しながらですね、よりこの動きを、繰り返しですが、産業労働部で予算頂戴してますけれども、全ての事業者、分野の事業者様にご活用いただいている予算でございますので、そういう意味からも各業界を見ながらですね、取組を進めていきたいと思っております。

【大倉委員】 この事業のプレミアム付商品券の上乗せという支援も、地域活性化へのつながりにもなりますし、あと、中・小規模事業者のキャッシュレス化も非常に大切なことです。だからこそ、特にそのデジタル化に関することは、しっかりと本県の現状、それを把握してもらって、課題もしっかりですね、調査してもらって、有意義な支援につなげていってほしいと考えています。

それともう1点なんです、これも中小企業、小規模事業者の視点に立ってちょっとご質問し

たいんですが、午前中もちょっと話がありました、アンカー企業の誘致に関することなんですけれども、アンカー企業を誘致してですね、ぜひ地域活性化、経済の浮揚につなげてもらいたいと私も思っています。ただ、その一方で、中小企業、小規模事業者の経営者の側からすれば、様々な複雑な気持ちが私のもとに届いています。要は、どうしても地元の小さい企業、あまり体力がない企業の雇用や労働力が奪われてしまうんじゃないかという影響をやはり気にする方々が多いわけです。でも、そういった経営者の方というのはなかなか企業誘致は駄目だなんていう、そう異を唱えることはできないわけですね。当然、企業誘致はいいことです。だけど、その複雑な心境があるというところがあるわけです。

ですので、本来はアンカー企業を誘致して、そして、それが県内の地元の企業の皆さんに波及していった、恩恵がどんどん広がっていくということがこれは理想の形ですし、そうすべきだと思うんですが、やはり大事なものは、企業誘致プラス労働力をしっかり誘致するということだと思うんですよ。それをやはり同時並行でやっていくということが必要です。ですので、ぜひ、企業誘致する際にも、企業様に対して、新たな雇用が生まれるように、それは新卒、あるいはUターン、Iターン、そういった方々をしっかりと雇用できる場所も含めた企業誘致ということがやはり非常に大切だと思います。ぜひですね、県内企業の皆さんへの配慮ということも含めた企業誘致を考えてもらいたいと思うんですが、ご見解がありましたら、よろしくお願いします。

【小宮企業振興課企画監】 立地企業の人材確保の問題、それから地元企業に対してですね、不

利じゃないってような話だと思います。我々、アンカー企業でございますけれども、もちろん委員おっしゃるようになりますね、県外からの人材を確保するという、もう一つは、今県外に出ていってる若い人材を県内にとどめていく、とどまっていただくというような目的、この二つの目的をもって企業誘致といったところに取り組んでおりますけれども、そうするためには、付加価値の高い、それと所得水準が高い企業を誘致することが非常に大事でございまして、実際に県内で、既にアンカー企業と呼ばれてるような企業の例を見ますと、県外から8割の学生を雇用してるとか、そういった状況もございますので、まさにそういう企業を誘致してくるってことが我々に課されたミッションだというふうに理解しております。

【大倉委員】よろしくをお願いします。地元企業のことを配慮した上での企業誘致、アンカー企業を、それこそ先ほど部長答弁ありました立派な企業をぜひ、誘致していただきたいと思います。

【石本委員】先日の一般質問でも今回の成長産業化の中で、産業労働部として、どういう取組をしているかという話をですね、聞かせていただきました。

今日も午前中からお話がありましたとおり、新たな4分野について、しっかり成長産業化を図っていくというような話でございます。この中でも、特に私も前回の一般質問ではサプライチェーンの構築強化が重要だという話をしておりますけれども、それぞれの企業で、このサプライチェーンを構築するという段階においてそれぞれ今回の取組概要または内容が、示されておりますけれども、具体的にこの成長4分野の中でそれぞれのサプライチェーンを構築するといった

場合に、やっぱり業種の幅が広いから、一緒にできれば一番いいですけど、なかなか簡単にいかないなというところがあるかと思います。今後、具体的にどういうところから取り組んでいくのかっていうのが分かればちょっとお伺いしたい。

【香月企業振興課長】現在のサプライチェーンの構築のやり方といいましょうか、考え方ですが、サプライチェーンをつくっていく上で、1社の取組だけではなくて、県内の複数をマッチングして、サプライチェーンをつくっていくことになるんですが、自社でなかなかできない部分、自社のノウハウでは足りない部分を県内のほかの企業が補って、そこに物の受発注の関係が生まれて、つくっていくってような中で、私どもと、一緒に産業振興に取り組む、産業振興財団の方にですね、そういったコーディネーターを配置しまして、県内企業同士のサプライチェーンをつくっていくというのが基本的なやり方の一つと考えております。

あわせて、それでサプライチェーンをつくっていくために、具体的な案件、県外から大手から案件を取ってくる。ここはもうビジネスマッチングの世界で、大手県外企業メーカーなんかを呼んで、具体的に県内企業とマッチングをしていく。そこで受注につながりそうな案件を複数で取り組んでいくといったのが基本的なところになりまして、取り組んでいく中で、我々の制度も活用いただいているところでございます。

ちょっと具体的に申し上げますと、今回、部長の説明の中でも触れておりますが、グリーントップといいまして、カーボンニュートラル社会の実現に向けて生まれてくるような需要を支援してるんですが、今年度3件採択をしております、おのおの3件とも長崎と佐世保と島原半島

とか、県央地区と県北地区と長崎とか、圏域をまたいだサプライチェーンで取組を進めております。こうした広く県内に広がりをつくっていくということは非常に大事なことだと思いますので、そういった視点を持って、引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【石本委員】 そうですね。なかなかこのサプライチェーンの構築についても、言葉では簡単ですけども、そこを一つ一つつないでいくということになると、やはり戦略といいますか、それぞれ成長産業分野で、将来的にどういう方向性をつくって、どういう目標を持っていくのか、その中でそれぞれの企業をマッチングさせていくというのが必要だと思うんですね。

そのためにも、今県下でどこにどのような企業があるのか、また、強みを持った企業が、どういうところに存在してるかっていうのも県として把握して、それをもってやっぱりサプライチェーンの構築に取り組むというのが一番いい方法かなと思ってます。やはり県下の中で、どこがどういう強みを持ってるのかをしっかりと把握するというか、掘り起こして、そこをいかにうまく集合体としてサプライチェーンをつくっていくかというのが大事だと思います。

そして、もう一つは、今もちょっとお話がありましたけども、同じ、県下全体で当然いろんな企業を拾い上げて、県下全体としてそういうサプライチェーンを構築するということは大事なんですけども、もう一つは、やはり地域ごとにそれぞれ特色があると思うんですね。例えば長崎市内、県央地区で諫早、それと県北佐世保中心、島原の中心、そういう中でも、地区ごとにもそれぞれ得意分野がある。例えば、佐世保であったら、当然造船を中心としたぶら下が

りの関連企業。長崎も造船中心ですけども、県央地区であれば、半導体中心ですね。そういうのがそれぞれ地区ごとに、地域ごとに、やはり習性っていうか、同じサプライチェーンをつくるにしても、県下全体とは言いながら、やはりある程度地区にそういった関連する企業を集めた方が効率もいいし、また広がりやすいということもありますので、そういう面からね、県としては、県全体もそうだけでも、地域ごとにどういう特色がある、この成長分野の経過というのも、大事なかなと思ってますけど、そういったところはどういう考え方をされていますか。

【香月企業振興課長】 地域ごとの産業機会をつくっていくか、そこに地域のポテンシャルをいかに生かしていくかという視点だと思いますが、例えば取り組んでいる一つの中で、半導体関連だとどうしても水の問題ですとか、あと場所の問題ですね、インフラの関係がある。あわせて県内の今の取組状況を見ますと、やはり造船の方で培った技術を生かしていくことで、特に県内の企業の方では、防衛の仕事をされるっていう県外企業と話をすると、非常に高い技術を持ってるっていうような評価を我々も県外の企業から聞いておりますので、まず、精密加工の金、精密な金属加工とかですね。これまで県内企業が培ってきた技術、あと今活躍されてる人材、こういったところを生かしながらということもあると思います。

あわせて、その地域で産業をつくっていくとなると、その核を担うような企業も必要になってきますので、今我々の制度では、地場企業の規模拡大なんかも支援をしておりますので、そういった支援を通じてですね、地域の中核を担うような企業の育成しながら産業を多くをつくっていくということが大事だというふうに

考えているところでございます。

【石本委員】それぞれ各地域に特徴があり、その核となる企業は必ずあると思うんですね。そこら辺を中心としてしっかりと今進むべきだっというのが大事なかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それからもう一点、このサプライチェーン構築に関しては、当然、企業同士の結びつきというのが大事なんですけども、それはハードの面でもソフトの面でも同様に、先ほどからもお話がありましたけども、サプライチェーン企業だけじゃなくてやはりその企業を支える人材がいなければ、当然成り立たないですね。そういったことを考えたときに、産官学連携、特に地元の大学、高専、工業高校、いろんなそういった学校がありますんで、そこで優秀な人材を育てて、そして、その県内の企業に送り込むことも一つのサプライチェーンの大きな役割というか、必要性があると思うんですね。企業だけでなく、やはりいかに優秀な人材を県内で育成して、それをしっかりと県内の優秀な企業にとどまらせて、そして、県下全体の企業の成長産業化を図っていくというのが大事だと思うんですね。だから、人材育成において、県内の学校とのつながりを確保してほしいと思いますが、そこら辺の方はどういう考えですか。

【香月企業振興課長】今委員からお話がありましたように、地域の核を担う企業をつくっていく上で、そこを支える人材育成を両輪で進めていかないといけないというふうなことでございまして、これまでも、県内企業の成長面で活躍する事業の情報なんかを届けてきたところでございますけども、令和5年から、大学と企業の共同事業者を支援しておりまして、ちょうど今年度採択した事業で言いますと、半導体の製造装

置に関して部品の管理を行うと。そこで佐世保高専と、具体的な取組を進めてるんですが、高専の先生方の知識を生かしつつ、あと、具体的なその製品の性能の評価とかを、学生にさせていただくことによって、学校側も、実践的な取組ができるということで、教育の場としても役に立ちますし、実際に企業と学生との接点が、面談といった取組だけではなくて、そういった実践を通じて管理ができるというところで、非常に面白い取組というようなお声もいただいています。

そういったことを取り組みながら、県内のことを知っていただいて、具体的に何をやってるか、今後その会社がどこを目指しているのかということも含めて、知っていただく機会をつくっていききたいというふうに考えております。

【石本委員】企業とその学生をインターンシップ制度でうまくつなげて、県内の企業をもっともっとアピールをして、そこに地元の優秀な学生が、就職できる環境を築く必要があるので、どうぞよろしくお願いします。

それからもう一点、9月1日の新聞ですけども、総理が広域圏連携の交付金ということで、広域リージョン連携に取り組むということで、情報出ていました。これは県内だけじゃなくて、要するに県外も含めて企業の連携をさせて、そこに政府としては交付金を出しますと。九州でいけば、いわゆるシリコンアイランドとして、そういった半導体関連の企業の連携について支援していくというような中身が出てましたけども、具体的には今からだと思いますが、何かそういう情報はありましたでしょうか。

【香月企業振興課長】広域リージョン連携については先般報道もされておりましたが、県の窓口としては企画部内になるということでござ

いまして、ただ併せて九州の状況というようなことで、半導体シリコンアイランドの件も記事でございました。

今ですね、既に九州の中で、例えば人材育成なんかは、シークという組織がありまして、お互い関係の情報共有しながら、人材育成に取り組んでおりましたり、あと、産学官金の連携というようなことで、九州内の金融機関、今山口含めて13行と連携協定結んで、半導体の事業を地域経済の中に取り込んでいくという取組を始めてございます。

あわせて昨年から、九州内の半導体関連企業は、産業展を合同で開いておりまして、そこに日本全国から関係者が来られて、去年は7,000名を超える来場者があったというようなことでございます。

連携することで発信力といいましょうか、また単件だけではなかなか注目が集まらないところを、九州で連携して取り組むことで、そうやって外からの注目も集めてるという状況かと思えます。

九州は既に半導体の振興アイランドの取組がありまして、そういったものを今後支援できるんじゃないかというような記事だったかと承知しておりますが、ほかの分野も含めて、やはり連携しながら取り組めるところは連携するということで、こういった我々独自のことでなくて、国の制度もうまく活用しながら、地域の産業をしっかり成長につなげるように生かしていきたいと考えております。

【石本委員】最後に、地元の松浦の方でも少し企業に動きがあるって話を聞いたんですけど。

【香月企業振興課長】成長分野と合わせて、今回の産業振興プランの方でも、地域の成長分野をもっと加えて、地域を維持する地域経済を支

える中小企業の支援というのは大事だと考えております。松浦の事例でございますが、地域で雇用を生んで、長年、地元根付いた事業されてる縫製業の会社になりますが、生産性向上に向けた設備投資なんかを支援するだけではなくてですね、例えば展示会の場所をどこかお探しというときには、長崎市内の産業支援施設を紹介したりですとか、あと、縫製業ということで、スーツをご入り用の方で、ちょうど学生が就職する前にスーツを新調するといったときに、学校につないで、学校にちょっとPRをしていただいたと。

実際、地域の学校の中では、もともと非常に卒業生を受け入れていただいている企業ということで、できる支援は積極的にやらせていただきたいと、学校側からも、非常にありがたいご対応いただいております。そういった支援も、成長分野と併せて念頭に置いて、事業に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【千住委員】まず、諫早市長野町に今、計画が出て、整備が進んでますゆめタウン諫早（仮称）についてちょっとお尋ねしますが、当初、来年の秋に一応開業予定ということで半年ほど遅れるんじゃないかというお話も聞いております。200店舗ができて、2,000人の雇用が生まれるということで、4階建てぐらいで、九州最大の店舗数になるようなお話でした。それに関して、県には大店立地法の下に、届出が必要になると思うんですが、県が関わるスケジュール、あるいは開店までのスケジュールについて、どのようになっているのかお尋ねします。

【園田経営支援課長】大規模小売店舗立地法につきましては設置者に対して、騒音とか交通等の環境の保持という点で、届出を出していただ

くものになります。開店ですね、8か月前までに県の方に届出を出していただくこととなっております。今のところ、まだ届出は出てないという状況でございます。

【千住委員】 ありがとうございます。今のところ出てないと。8か月前に出して、その後、そこで生活環境に影響があるということであれば、また、そこで改善を要求するというのは県の役目だということになってるんですが、そうすると令和9年の3月が開業となりますと、8か月前でなると、来年の夏にはもう出さないといけないというような計算にもなると思います。当初から、地元では、2,000人の雇用がうまれること、商業施設ができるということで歓迎もある一方で、地元商店にしてみたらですね、さっき午前中もありました、最低賃金の上昇、あるいは人手不足等もあって手放しで喜んでおられる状況ではないということもあります。

そういった中で、地元も地元の商工会議所等も、人材が流出するんじゃないか、取られていくんじゃないかと非常に心配になっておられます。ぜひとも、早めの情報収集をしていただいて、その対策をぜひ一緒になってご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【園田経営支援課長】 大規模立地店舗法上ですが、8か月ということになってますけども、地域の雇用とかですね、その商業施設のおかげで我々も商工会議所とかにですね、そういうお話を聞いたりとかしてます。地域の状況等を我々としても注視していきたいと思っております。

【千住委員】 はい、ありがとうございます。店舗ができるっていうのはもう分かってるわけですので、ぜひ一度、情報収集等を行っていただきまして、早期な対策が必要であれば対策を取っていただきたいなと思っておりますので、

よろしくお願いします。

それともう1点、別件なんですけど、先ほど大倉委員の方からご質問があったプレミアム商品券についてなんですけど、部長説明の中で上乗せ支援を行っているっていう文言があったと思うんですが、上乗せ支援が条件でプレミアム商品券の予算9億5,000万は出ているということによってよかったですか。

【園田経営支援課長】 基本的には市町の事業ということになっておりまして、市町が実施する場合に、プレミアム分の2分の1を県の方で支援するという形になっております。

【千住委員】 プレミアムの2分の1が間違いなく条件だったということでもいいですか、再度確認ですけど。

【園田経営支援課長】 補助に当たりまして、プレミアム分の2分の1までを県が手当てをすることとなっております。

【千住委員】 すみません、最大で2分の1までなんですか。2分の1なんですか。

【園田経営支援課長】 2分の1となっています。

【千住委員】 ありがとうございます。ある市では、そのプレミアム分は丸々その県の予算となったといったところもあったような感じがするんですが、その辺り確認されていますでしょうか。

【園田経営支援課長】 市町の負担も求めていますので、県が2分の1、市町が2分の1という形で今は全部を決定しております。

【千住委員】 はい、分かりました。2分の1ですね。分かりました。

【初手委員】 すいません。それでは議案外の質問で、波佐見町の陶磁器産業の関係で、質問させていただきたいと思います。

この件につきましては6月議会でも質問させ

ていただいたんですけども、実質的に8月から陶土の関係の値上げがあります。それだけの期間に一部いろんな動きもありましたので、その辺の経過を踏まえて、これからの取組についてお尋ねをしたいと思います。

波佐見町の主要産業であります窯業、陶磁器産業においては、8月から天草島の陶石を原材料とした陶土が25%もの値上げになっており、2年後にもまた引き続き値上げをするという予定であるということを伝えられているところであります。

こういった状況の中で、窯業関係者にとりましては、いろんな物価高騰等も含めて、いろんな条件が絡んで、産業としての深刻な影響がままならない状態になっているところでございます。

8月下旬には、そういう話も受けまして、私も波佐見町の関係者、窯業関係者、そしてまた、県の新産業推進課や窯業技術センター、そして、町長等も含めて、産地の団体の方との意見交換を行ってきたところであります。

そういう中で、産地の皆様からは、陶土の値上げは8月ですので、今からその影響がかなり出てくるんだらうと、当然のごとく将来的な不安を強く感じておられます。特に、生地産業の生地製造事業所の方からはやはり、事業継続への不安の声も上がっており、これまで同様、人材の確保が最大の課題であるなどのいろんな話を伺ってきたところであります。

また、別に、小規模事業所の方々の声としまして、助成策が遅くなれば、これから大変厳しい状況になるのではないかという不安の声も上がっております。

そのような中で佐賀県においては、陶磁器産業に対する支援策を含む物価高騰対策の補正

予算が9月議会に提出されているとの、新聞の報道を目にしたところでありますが、6月の委員会のときに私がお質問したとき、県は佐賀県とも緊密に情報の交換をされているとの説明もありましたけども、まずは佐賀県の今回の陶磁器産業に対する支援策について、お分かりだったら、ご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【原田新産業推進課長】 佐賀県の9月補正予算の関係ですが、佐賀県では、焼物・陶土価格高騰緊急応援事業費として、予算額約4,800万円を9月議会に提出されております。

支援の具体的な内容としては、一つは生産性向上や効率化のための設備投資や補修に係る経費の3分の2と、二つ目に生地製造事業者や窯元さんが、佐賀県内産の陶土を購入する場合の値上がり部分相当額の全額を補助するというもので、産地の各事業者の皆様に対して個別に補助をされるということです。あわせて1事業者当たり200万円の限度額ということでした。

財源としては、佐賀県は、昨年度の国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用されるということで、12月までの期間限定で実施されるものとお聞きしております。

【初手委員】 ありがとうございました。

それぞれの自治体で実情に応じた対応というのが行われていると感じております。ただ、やはり有田町においてもかなりの危機感を持っておられるというふうに私は感じたところでございます。

そこで、長崎における国の臨時交付金の活用としては、以前からデジタル化の推進や設備投資などによる生産性向上に向けた取組を支援する各種補助事業を取り組んでいただいているというふうに聞いております。

波佐見町の事業者の皆さんにつきましても、そういう長年のいろんな補助に対しては大変いろんな取組ができて助かっているということもお聞きしているところでもありますけど、その波佐見町における、県の制度の利用状況についてはどのような内容があるのか、分かる範囲でご説明いただきたいと思います。

【原田新産業推進課長】 本県では、国の臨時交付金を活用しまして、令和5年度から生産性向上に向けたデジタル力向上支援事業費補助金や、製造業に対する賃上げ対応型投資促進補助金などを実施しております。

したがいまして、物価高騰を克服するための生産性向上や効率化に向けた設備投資などへの支援の部分につきましては、佐賀県に先立って取り組んでいるところであり、波佐見焼関係では今年度の申請はありませんが、現在も募集しています。

令和6年度から設けている工業用LPガス価格高騰緊急支援補助金を含め、多くの皆様にご利用いただいております、波佐見焼関係の事業者の皆様によるこれまでの利用実績は合計83件、補助額として約2,600万円となっております。

【初手委員】 ありがとうございます。実情としては把握をさせていただきましたし、これからも継続して取り組んでいただきたいというふうに思っております。

本県でも、既に国の臨時交付金を活用し、対策をはじめデジタル化の推進や設備生産性向上のためにご支援をいただいているということですので、先ほども言いましたように、これからもですね、お願いしたいと思います。

しかしながら、今回の陶土の値上げは、言わば突発的なものでありまして、これまでになく緊急度の高い課題であるというふうに理解をい

たしております。

地元波佐見町としても、非常に深刻に受け止めておられまして、波佐見町にとって陶磁器産業は、地元の経済を支えるとても重要な産業であります。佐賀県が対策を実施しているということでもありますので、今後、県として、どのような対応をご検討されていくのか、その辺について伺いをいたします。

【原田新産業推進課長】 陶土の値上げへの対策についてですが、波佐見町における陶磁器など、地域経済の維持に大きな役割を果たしていただいている産業については、想定以上のスピードで進む物価高騰に対して価格転嫁が間に合っていないという状況に対応し、地域産業として存続していただくためにも対応策が必要だと考えております。

このため、波佐見焼など、地域経済の維持に大きな役割を果たしている産業において、事業継続や価格転嫁に向けた取組が円滑に進むよう、小規模の事業者の皆様にも使い勝手がよく効果のある方法について、国の新たな経済対策の動向を見据えながら、検討を進めているところで

す。
加えて、窯業技術センターにおいても、これまでも産地における歩留まりの向上や3Dプリンター活用による生産コスト削減、機能性素材の開発など付加価値向上への支援を行っております。

陶土の問題に対しても、関係者と連携しながら問題点を詳細に把握し、将来を見据えて、陶土に対する産地のニーズの掘り起こしや調査研究を進めることで、産地全体としてコスト削減や付加価値向上につながるよう、対応するように聞いております。

【初手委員】 ありがとうございます。今のご

説明で、国の新たな経済対策いうのを踏まえて具体的な対応されるということでございますので、どうかしっかりとそういう面に対しての準備をお願いしたいと思います。

また、波佐見焼はですね、三川内焼とともに本県における国指定の伝統的工芸品の一つというふうに位置づけられているものでございます。この点からもですね、存続に向けて守っていかねばならない、大変貴重な、重要な地場産業であるというふうに私は理解をいたしております。

今回の陶土の値上げにつきましては、肥前窯業圏全域の課題でもありますので、長崎県と佐賀県が連携をして、国に働きかけていく必要があるのではないかというふうに考えますけれども、その辺につきましてはいかがでございましょう。

【原田新産業推進課長】国への働きかけですが、従来から陶磁器製造の各工程において、必要となる陶工の職員の方をはじめとした人材の確保や、サプライチェーンの維持など全国的な課題については国にもご相談しております。

また、最近では国においては一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会を通じて、各産地の原材料や陶工等に関する調査を実施し、材料や産地間で情報が共有できる体制づくりに取り組むということもお聞きしております。

陶土についても分業制が特徴である波佐見の陶磁器産業に広く影響することから、これまでも国、九州経済産業局に相談しておりますが、今後ともサプライチェーンの維持、発展につながる施策等について、佐賀県とともに、国への働きかけなどを検討していきたいと考えております。

【初手委員】ありがとうございました。それぞ

れご説明をいただきました。

今回、緊急的な対策についても、今までの説明の中で、県としても検討を進めていくというふうなご答弁でありましたので、大変心強く感じているところでございます。

一方で、従来から継続している人材の育成並びに確保、そして、ブランド力のさらなる向上、販路の拡大などについても、これは構造的な課題もございますけれども、これについても引き続き地元波佐見町と、密に連絡を取りながら進めていただくように、お願いをいたしたいと思います。

重ねてございますが、陶土値上げの対応は、国の経済対策が決まれば、ぜひ、スピード感を持って、柔軟性といろんな対応を含めて取り組んでいただくことを最後をお願いしまして、質問に変えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時25分 休憩 —

— 午後 2時25分 再開 —

【清川委員長】委員長報告の質問項目、答弁要旨については、いかがでしょうか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】それでは、委員長報告については正副委員長にご一任願います。【清川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

明日は県議会レポートの収録がありますので、念のためお知らせしておきます。

.....
— 午後 2時25分 散会 —
.....

第2日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月25日

自 午前 9時58分
至 午後 2時 5分
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

清川 久義	委員長（分科会長）
白川 鮎美	副委員長（副会長）
ごうまなみ	委 員
大場 博文	〃
宮本 法広	〃
石本 政弘	〃
饗庭 敦子	〃
山下 博史	〃
千住 良治	〃
初手 安幸	〃
大倉 聡	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

吉田 誠	水 産 部 長
峰松美津子	水 産 部 次 長
中尾 直	水 産 部 次 長
晝間 信児	水 産 部 参 事 監 (政策調整担当)
不動 雅之	水 産 部 参 事 監 (漁港漁場計画・漁場環境担当)
小川 昭博	漁 政 課 長
伊藤 純一	漁 業 振 興 課 長
村瀬 慎司	漁業振興課企画監 (資源管理推進担当)

太田 聡	漁 業 取 締 室 長
松尾 隆男	水 産 経 営 課 長
鈴木 正昭	水産加工流通課長
門村 和志	水産加工流通課企画監 (輸出拡大・養殖振興担当)
城戸 学	漁 港 漁 場 課 長
岩永 俊介	漁港漁場課企画監 (漁場環境担当)
森川 晃	総合水産試験場長

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【清川委員長】おはようございます。委員会及び分科会を再開いたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【清川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案の説明を求めます。

【吉田水産部長】皆様、おはようございます。水産部関係の議案についてご説明させていただきます。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分でございます。

補正予算の内容についてご説明いたします。

繰越明許費についてご説明いたします。

計画、設計及び工法の変更等に伴い、年度内に適正な工期が確保できないことから、県営漁港水産基盤整備費4億6,100万円、市町村営漁港水産基盤整備費1億9,304万3,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明

を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【清川分科会長】次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【城戸漁港漁場課長】漁港漁場課所管の繰越について補足してご説明いたします。

資料1、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の2ページ、繰越事業理由別調書をご覧ください。

こちらは、第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、4ページに掲載されております農林水産業費の関係部分を理由別に整理したものです。

2ページ目をご覧ください。

今回、令和7年度から令和8年度への繰越明許費として6億5,404万3,000円を計上しております。これは、計画、設計及び工法変更による遅れや、地元との調整による遅れを要因として、発注時期がずれ込むなど、今年度内に適正工期が確保できないため、今回9月議会で、あらかじめ繰越の承認をいただき、翌年度にまたがる適正工期を確保した上で、工事等を発注するものです。

3ページ目をご覧ください。

3ページ目に、事業ごとの施工箇所、主な工事概要等を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第88号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【清川委員長】委員会による審査を行います。

水産部においては、今回委員会付託議案がないことから所管事項について説明を受けた後、提出資料について説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うこといたします。

それでは、水産部長より、所管事項説明を求めます。

【吉田水産部長】資料は、農水経済委員会関係説明資料と同資料の追加1がございます。

説明資料の2ページをご覧ください。

初めに、議案以外の報告事項についてご説明させていただきます。

和解及び損害賠償の額の決定について。

本案件は、令和7年4月23日、県が管理する長崎漁港の臨港道路において、相手方が所有する軽自動車が行き交った際、道路脇の樹木から道路上に落下した枝に接触したことにより、当該車両に損害を与えた事案について、和解が成立し、損害賠償金2万7,907円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づく、軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明

いたします。

今回ご報告いたしますのは、次期長崎県水産業振興基本計画について。赤潮の動向等について。ながさき水産業大賞について。新規就業者確保対策について。水産業就業支援フェア等について。養殖技術ブレイクスルー促進事業について。藻場回復に関する最近の動きについて。海業の推進について。新たな総合計画の策定について。長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025等の進捗状況についてであります。

このうち、主な事項についてご説明させていただきます。

次期長崎県水産業振興基本計画について。

令和3年3月に策定した現行の長崎県水産業振興基本計画については、令和7年度をもって終期を迎えることから、現在策定中の県の新たな総合計画の個別計画として、令和8年度からの本県水産業の指針とする次期基本計画の検討を進めております。

次期計画においては、おおむね10年後のありたい姿を見据えた令和8年度から5か年間ににおける本県水産業に係る施策の方向性や具体的な取組等を取りまとめるとともに、策定に当たっては、漁業・流通加工関係者、学識経験者、公募委員等で構成する検討委員会を設置し、7月に開催した第1回検討委員会では、計画の骨子(案)等についてご議論をいただいたほか、県内各地域において、漁業者等との意見交換会を開催し、幅広いご意見、提言等をお伺いしながら検討を行ってきております。

今般、これまでいただいたご意見等を踏まえ、「持続可能で収益性の高い経営体づくり」「国内外においしさを届けるネットワークづくり」「水産業を未来につなぐ人づくり」「海とさかなの魅力を活用した浜の賑わいづくり」「漁業

者と浜を支える漁協づくり」の五つの基本目標とする骨子(案)を取りまとめ、これを基に施策の方向性や地域別計画等を具体化した計画素案の検討を進めていくこととしております。

今後、11月議会の本委員会において、計画素案をご議論いただき、パブリックコメントを実施した上で、来年2月議会において計画案のご審議をお願いしたいと考えており、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

続きまして、3ページをご覧ください。

赤潮の動向等について。

今期における赤潮の発生状況は、6月上旬から中旬に五島海域でクロロディニウム赤潮、7月上旬から8月上旬に西彼海域、九十九島海域及び伊万里湾海域でカレンシア赤潮、8月上旬から中旬に伊万里湾海域及び有明海海域でシャットネラ赤潮が発生しました。

県では、令和5年度及び6年度に発生した大規模赤潮被害を踏まえ、テレメーターの増設や観測機器の導入などにより、赤潮発生前から漁協や市町と連携したモニタリング体制を強化するとともに、赤潮発生時には餌止めや赤潮防除剤の散布などの指導に連日取り組んできたところであります。

また、足し網や深い網などの赤潮被害軽減対策にも積極的に取り組んだところであり、今年度は現時点で具体的な被害の報告はありません。

赤潮のシーズンはしばらく続きますが、シーズン終了までの間、引き続きモニタリング体制を継続するとともに、被害防止対策等の指導を行うなど対応に当たってまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。

新規就業者確保対策について。

水産業の担い手確保対策については、これまでも新規就業者を増やすために、SNSでの漁業の魅力発信や就業前後の技術習得研修の支援をするなど、切れ目のない対策を展開したところ です。

このような取組により、新規就業者数は近年増加傾向にあり、令和6年度は221名と、目標としている210名を超える結果となりました。221名の内訳は、年代別では10から20代が40%、30から40代が35%、50代以上が25%、また、加入元別では、地元出身者が76%、移住を伴うUJIターンが24%という状況でありました。

引き続き、市町や関係団体、地元受入れ組織と協力し、就業希望者をスムーズに受け入れ、定着させる体制を強化してまいります。

続きまして、5ページをご覧ください。

藻場回復に関する最近の動きについて。

県では、長崎県藻場回復ビジョンに基づき、ハードとソフトが一体となった藻場回復対策を推進することとしており、藻場礁の設置や食害生物の駆除に加え、新たに高水温に強い海藻種の藻場礁への移植や湾内への藻類食害魚類の侵入を防ぐ仕切り網の設置による食害対策に取り組んでおります。

具体的な事例として、壱岐地域では、県が行う藻場礁の造成と併せて、壱岐市が駆除したイスズミを買い取ることで駆除活動を促進しており、その結果として、近年、藻場の回復が確認されております。仕切り網による食害対策については、その有効性が小値賀町六島で確認されたことから、今年度は、新上五島町の道士井地区や、長崎市の式見地区においても設置しているところであり、今後その成果が表れてくるものと考えております。

また、ブルーカーボンを生かした持続的な藻

場保全活動の動きとしては、これまで五島市、壱岐市、佐世保市、新上五島町の県内4か所が認証を受けており、今年度からは新たに長崎市の戸石地区で認証に向けた取組が開始されています。

県といたしましては、このような取組が県内各地に広く展開していけるよう、先進事例の横展開を図り、各地域の取組を支援してまいります。

今年度は、長崎県藻場回復ビジョンの策定から10年が経過したことから、ビジョンの見直しを行うこととしております。見直しに当たっては、有識者による長崎県藻場回復検討協議会を設置し、現行ビジョンの評価と改訂の方向性等について検討することとしており、第1回の協議会が10月に開催する予定としております。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【小川漁政課長】 おはようございます。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料につきましてご説明いたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料をご覧ください。

まず、補助金内示一覧につきまして、令和7年6月から令和7年8月までの直接補助の実績は、2ページから3ページに記載のとおり、長崎のさかな魅力発信事業費補助金など計14件となっております。

また、間接補助金の実績は、4ページに記載の

とおり、養殖業赤潮被害緊急対策事業など計10件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、令和7年6月から令和7年8月における建設工事に関する契約を5ページから56ページに記載しており、計30件となっております。また、建設工事に係る委託に関する契約を57ページから73ページに記載しており、計13件、建設工事以外の契約を74ページから81ページに記載しており、計10件となっております。

次に、令和7年6月から令和7年8月の間における知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、要望書（松浦市）など計9件であり、その対応状況は、資料の82ページから130ページに記載のとおりとなっております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきまして、令和7年6月から令和7年8月までの開催実績は131ページから132ページに記載のとおり1件となっております。

なお、別紙といたしまして、出納局物品管理室で実施しております集中契約における1,000万円以上の契約状況をお配りしており、水産部関係は2件となっております。

私からの説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【清川委員長】

次に、漁政課長から補足説明を求めます。

【小川漁政課長】引き続きまして、私から、現在策定作業を進めております次期長崎県水産業振興基本計画について検討内容を骨子案として事前に出しましたので、説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております農水経済委員会補足説明資料、資料2、次期長崎県水産業振興基

本計画骨子（案）、2ページをお開きください。

計画の趣旨としましては、本県水産業を取り巻く情勢や課題を踏まえつつ、現在策定中の次期県総合計画の個別計画として、県水産行政計画基本方針や施策の方向性、各海区で重点的に取り組む課題を明らかにするものでございます。

計画期間につきましては、10年後の本県水産業や予算の将来像を描きながら、今後5年間の施策の方向性を示すものとし、令和8年度から令和12年度までの5か年間としております。

計画策定に係るこれまでの経過と今後の流れにつきましては、これまで県内各地域において、漁協や市町との意見交換を開催し、幅広いご意見、ご提言をお伺いしたほか、漁業技術加工関係者、学識経験者、公募委員等で構成する計画検討委員会を設置し、本年7月に第1回計画検討委員会を開催し、計画の骨子（案）についてご議論いただいたところでございます。

今後、本日の本委員会におけるご議論や第2回の計画検討委員会における議論等を踏まえ、計画素案を作成し、その内容を11月定例会の本委員会でさらにご議論いただいた上で、パブリックコメントにて計画検討委員会で諮った後、来年2月の定例会に計画（案）を議案として上程させていただき、令和8年度のスタートを目指してまいりたいと考えております。

3ページをお開きください。

3ページから9ページに、現計画の進捗状況や成果、課題を記載しております。

まず、3ページは基本指標の進捗状況ですが、8項目中、海面漁業・養殖業の産出額など5項目が順調に推移しております一方で、水産食品加工品出荷額、農山村漁村地域への移住者数の2項目がやや遅れとなっている状況でございます。

4ページをお開きください。

まず、基本目標1、「漁村地域の生産力を支える多様な人材の確保育成」ですが、これまで情報発信から就業定着までの切れ目のない支援などを実施してきており、新規漁業就業者数についても、目標を上回る実績で推移してきております。

今後は、就業後の定着率の向上などが課題となっております。

5ページをお開きください。

基本目標2、「環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成」でございます。

ここでは、本県水産業を担う漁業者の経営力強化に向け、経営計画策定や経営指導などを通じて、漁業所得の向上を図ってきたところであり、指標である1経営体当たりの平均所得額は、順調に上昇してきておりますが、個別の経営計画策定者に目を向けていきますと、漁業所得が好調した者の割合が50%と目標を達成できていない状況でございます。

今後の課題としまして、若手漁業者への重点的な経営指導や経営多角化による経営体質の強化となっております。

6ページをお開きください。

基本目標3、「資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくり」です。

ここでは、水産資源の維持・増大に向け、新しい手法による藻場造成や、最適な放流手法の確立、資源管理の取組を実施し、漁場整備面積などの指標は順調に目標を上回ってきております。

今後の課題としては、海洋環境の変化に適応し、生産力を高める藻場や漁場の整備・保全、TAC魚種の拡大への適切な対応などとなっております。

7ページをお開きください。

基本目標4、「養殖業の成長産業化」でございます。

本県水産業の発展において、養殖業の振興は欠かせない視点であり、これまで県内各地域における養殖産地の育成、市場競争力向上や環境変化への対応に向けた技術開発など取り組んでまいりました。その成果として、海面・養殖業算出額も近年増加し、目標値も上回っております。

今後の課題としては、環境変化や赤潮・魚病のリスクに強く、収益性の高い取引につなげるための生産体制の構築や漁場拡大、デジタル技術の活用などとなっております。

8ページをお開きください。

基本目標5、「県産水産物の国内外での販売力強化」でございます。

ここでは、県産水産物の供給体制構築に向け、ニーズに対応した商品開発や海外の販路開拓、産地魚市場の高度衛生化などに取り組んでまいりました。その結果、令和6年度には指標として設定している全ての項目が順調に推移しております。

今後の課題としましては、流通事情の変化に対応できる産地の加工・販売体制の強化、本県の強みを生かした水産物の戦略的な輸出促進、高度衛生化魚市場の機能を生かした付加価値向上、魚市場荷捌きの効率化、省人化となっております。

9ページをお開きください。

最後の基本目標6、「多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力創出」でございます。

人を呼び込み、生活の場として暮らし続けることのできる漁村の実現に向け、離島の漁業集落における漁場再生等の活動支援や海業などの取組支援、漁港や漁村の環境整備、さらには、

市町と連携した「推し魚」の取組などを実施してまいりました。

その結果、新たな漁業や海業の起業及び事業拡大の件数、異業種と連携して漁村地域の活性化に寄与した取組の件数、生産性の向上に資する基盤整備完了漁港数の指標につきましては、順調に推移しております。

一方で、離島の漁村地域への入込み客数などが目標を下回っているという状況になっております。

今後の課題としましては、さらなる海業の取組促進や、収益性の高い漁業の生産を支える拠点漁協の重点整備、多様な人材が活躍できる浜の環境整備などとなっております。

以上が、現計画の進捗状況、成果と課題となり、これらを踏まえた今後5か年間の取組の方向性について検討中のものを次ページからお示しをしております。

10ページをお開きください。

現在策定中の次期県総合計画における次期県水産業振興基本計画の位置づけなどをお示しをしております。

次期県水産業振興基本計画は、次期県総合計画の個別計画として、具体的な取組等を取りまとめたアクションプランとして策定するものでございます。

次期県総合計画（案）において、水産分野は基本戦略、魅力ある持続的な農林水産業を育てる及び地域の魅力で人を惹きつけるの中に、関係施策として強く稼ぎ持続的に成長する水産業づくり、次代を担う意欲ある担い手の確保・育成、地域の活力を生かした農山漁村のにぎわいづくりを位置づけており、これらを踏まえ、次期県水産業振興基本計画の検討を進めております。

11ページをお開きください。

次期県水産業振興基本計画の体系（案）となっております。

次期計画におきましては、本県水産業を取り巻く様々な社会経済情勢や諸課題を乗り越え、本県水産業の持続的な発展を目指し、五つの基本目標を設定し、取組を進めていきたいと考えており、基本目標と取組の方向性の案をお示しをしております。

まず、基本目標1、「持続可能で収益性の高い経営体づくり」においては、資源維持・増大、デジタル技術等の活用促進、経営力の向上、養殖業の成長産業化、拠点漁港における生産流通機能の強化といった漁業の生産活動の全般に係る取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、基本戦略2、「国内外においしさを届けるネットワークづくり」においては、売れるものづくりの推進、コスト削減やバリューチェーン強化、本県水産業の強みを生かした国内外への販路開拓などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、基本戦略3、「水産業を未来につなぐ人づくり」では、県内外からの人材の呼び込みと受入れ体制の充実、定着に向けてのサポート強化、働きやすく暮らしやすい環境づくりなどに取り組み、次世代の本県水産業を担う多様な人材の確保・定着を図ってまいりたいと考えております。

続いて、基本戦略4、「海と魚の魅力を活用した浜のにぎわいづくり」においては、地域の新鮮な水産物の販売や飲食、漁業体験の機会の提供など、海業の取組を推進することで、人を呼び込み、漁村のにぎわいを創出していきたいと考えています。

最後に、基本戦略5、「漁業者と浜を支える漁

協づくり」では、各地域における水産振興に必要な不可欠な漁協が漁村の中核組織として、その機能や役割を発揮できるような漁協づくりを進めてまいりたいと考えております。

12ページをお開きください。

11ページで説明をさせていただきました次期計画（案）の基本目標、取組の方向性に加え、それぞれの基本目標における目指す姿と取組の視点、キーワードをお示しをしております。

基本目標1の経営体づくりでは、漁業者が安定的に漁業を営み、豊かな生活とやりがいを得ている将来像に向け、漁場環境の整備・保全、若手漁業者の所得向上、地域の中核となる養殖経営体の育成などを視点として考えております。

基本目標2のネットワークづくりにおいては、生産者のこだわりとともに、品質管理が徹底された本県水産物の評価が高まり、国内外への販路が広がっていくという目指す姿の実現に向け、衛生管理の高度化や付加価値向上、加工・流通の強化、多様な国への輸出などを視点として考えております。

基本目標3の人づくりにおいては、意欲と能力のある多様な人材が集まって、水産業で活躍し、地域が豊かさや活気であふれている姿を目指し、若者の呼び込みや定着までの切れ目のない支援、漁村の快適な生活環境づくりなどを視点として考えています。

基本戦略4の浜のにぎわいづくりについては、県内外の多くの人が訪れ、地域の所得と雇用機会の確保につながり、浜のにぎわっている姿の実現に向け、海業の推進や水産物の魅力発信などの取組の視点として考えております。

最後に、基本戦略5の漁協づくりにおいては、漁協が漁業者や浜のにぎわいを力強く支えている姿を目指し、漁協の機能再編や事業連携、経

営改善、漁協運営人材の確保・育成などを取組の視点として考えております。

私からの次期長崎県水産業振興基本計画骨子（案）の説明は以上でございます。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。

陳情書番号の30番で、長崎県町村会からの要望書についてお尋ねします。

ナマコの不漁対策として緊急的な資源添加策を講じることということで要望が出ております。それに対して、令和6年度はすごく下がっているということで、地元の長与でもこのナマコによる漁獲量が下がって非常に困っているというようにお話を昨年聞いておりました。それに対する対策として、どのようにしておられるのか、お伺いします。

【伊藤漁業振興課長】 ナマコの不漁対策についてのお尋ねをされております。

6月の委員会でもご説明いたしましたが、緊急的な資源添加対策として、稚ナマコや親ナマコなどの放流を行っておりました。それ以後の6月議会以降の取組について、少しご説明させていただきます。

何点かありますが、まずは、大村湾の環境調査について大幅に強化しております。大村湾海域の漁業組合長会と7月25日に意見交換がございまして、組合長会から県に対しまして、ナマコの不漁原因の究明の要望を受けております。これをもちまして、総合水産試験場の方で、大村湾全域20地点で環境調査をしているんですけ

れども、これを従来、月1回の調査だったんですが、これを7月下旬から週に1回という形で調査体制を強化して、これは現在も取組をしている最中でございます。

観測結果につきましては、毎回全湾内の全漁協、それから関係市町に共有いたしております。

それから、これも総合水産試験場の取組なんですけれども、放流した稚ナマコの残留率を高める手法の確立を目的とした試験を大村湾の西部と、それから大村湾の東部で6月の下旬から開始いたしております。これは、カキ殻入りの小型の魚礁を設置いたしまして、そこに稚ナマコを放流いたしまして、魚礁の有無ですとか、形質の違いで残留率の比較をするというものでございます。放流2か月後の調査におきましては、残留率が32%から60%程度で、昨年この調査は実施しているんですけれども、昨年の結果よりは、よいという結果が出ております。

それから、今後ですが、放流4か月後の残留率を今後調査する予定となっております。

さらに、海底耕うんの取組ですけれども、海底耕うんにつきましては、これから10月以降の取組なんですけれども、各活動組織による沿岸での海底耕うんを順次実施いたします。

それから、併せて大村湾中央部での海底耕うんを2月に湾内の関係市町合同での取組ですが、これを2月に実施する予定となっております。

最後に、対策会議といたしまして、漁期前の情報共有であるとか、それから調査体制の整備を目的として、来月の下旬に関係漁協、それから関係市町、県による対策会議を開催することを予定しております。

【饗庭委員】 ありがとうございます。

7月25日からナマコの不漁の要因を調べているということで、市町村には共有しておられる

ということですが、その中で分かっている要因というものがあれば、教えてください。

【森川総合水産試験場長】 先ほども漁業振興課長がお話ししましたけれども、現在、水産試験場の方で、大村湾全域の海洋観測を週1のペースで行っているというふうな状況でございまして、この結果と、今度秋以降のナマコの漁期による操業の状況等も含めて、ナマコの資源と環境の要因の関係を解析していこうというふうなことを考えているところでございます。

今年、行っている環境調査の概況をお話しさせていただきますと、7月30日から9月18日で7回水温と酸素濃度の調査をしております。水温につきましては、表層の水温というのは大体31度前後で、全域でそんなに差はないという状況です。ただ、底層の水温については、湾の中央部ではちょっと低くて、湾口の佐世保周辺とか湾奥の津水湾、時津港周辺で高い傾向が見られているという状況でございます。

あと溶存酸素は、8月上旬に2ミリグラム以下という貧酸素が確認された後、8月の下旬までは湾中央から同心円状に広がっている。9月に入って東岸に偏るように移動しましたけれども、9月中旬には、南北に少し広がりをみせまして、佐世保と時津港周辺を除くほぼ全域で貧酸素が確認されているといった状況でございます。

貧酸素の厚みについても5メートル以上の地点が確認されるなど、津水湾から大村市沿岸、川棚周辺にかけて貧酸素のところが多くなって、底生生物への影響が懸念されるといった状況にあるということが今のところ分かっております。

試験場としましては、今後も引き続き、こういう調査を実施しまして、関係漁協と市町等と情報の共有をしていきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】 ありがとうございます。温暖化がやっぱり影響しているのかなと思います。そういう中で、稚ナマコも放流しておられるということで、令和5年は65.3トンが令和6年の10.2トンで、令和7年としてはどれくらいを県としては見込んでいるのか教えてください。

【森川総合水産試験場長】 なかなかどれくらいと見込を立てたい気持ちはあるんですけど、その辺はなかなか数字として出すのは非常に難しいというふうな状況でございます。先ほどからお話しさせてもらってますけれども、ナマコの放流は、生き残りを高めるための技術開発であるとか、そういうふうなことを積み重ねていて、ナマコ資源が増えるように努力していきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】 ぜひ回復するようにしていただければと思います。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 質問させていただきます。

政策等決定決議資料の中の集中契約の中で伺いしたいと思います。

水産加工流通課が2件上がっておりますけれども、内容がワイパー付き有害プランクトン検出センサーほかとなっておりますけれども、この主な内容を教えていただきたいのと、どういうふうなものか教えてください。

【門村水産加工流通課企画監】 集中契約で購入しました有害プランクトン検出センサー、それから多項目水質計についてご説明させていただきます。

まず、プランクトン検出センサーですけれども、県内各地に配置をしておりますテレメーター、ここに追加的に設置をするセンサーでございます。有害プランクトン検出というのは、赤潮を起こして養殖生産物に被害を及ぼすプランクトン、それがどうか、ある程度の細胞数があれば検出して見つけることができると、そういったセンサーがございますので、これを12台購入して、県下のテレメーターに増設をするというものが一つです。それからもう一つ、多項目水質計、これも赤潮対策として整備をしたもので、環境調査、水温、塩分、それからクロロフィル、クロロフィルは、植物、プランクトンが多い少ない測る指標ですけれども、そういったものを早く正確に、それからGPSなども内蔵してますので、調査して正確に捉えることができる、そういった機能の優れた水質計をまとめて県で購入して各地に配付をすると、そういった内容でございます。

【饗庭委員】 ありがとうございます。分かりました。この検出センサーほかとなっておりますけれども、ほかは、小さい物品ということで理解したらいんですか。

今後こういうのは、毎年発生するのか教えてください。

【門村水産加工流通課企画監】 センサーほかの部分でございますけれども、センサーから情報を飛ばすための機器をつなぐ水中用のケーブルであったり、テレメーター本体に取り付けるための改造費などです。それから水質計については、水質計そのものと、現場で測定データを見

たり、記録ができる携帯式のターミナルというものが含まれております。

それからこの予算につきましては、赤潮被害を受けて、国が令和6年度の補正で措置をしていた赤潮対策の予算を使っておりますので、今回限りということになります。

【石本委員】先ほどの饗庭委員と若干被った質問になりますけれども、ちょっと今赤潮関係でご質問ありましたとおり、令和6年度の補正予算で、伊万里湾に対する有害プランクトンセンサーを2台設置という記述がありますが、今年度も、まだ今からの話になりますけれども、例えば毎年一遍には無理かと思えますけれども、定期的にというか、毎年、例えば2台とか、今年の補正予算でもまたそのような予算組みをお願いできるのかどうか、ちょっとお伺いしたいです。

【門村水産加工流通課企画監】テレメーターの増設に関する質問かと思えますけれども、現在、伊万里湾については5か所にテレメーターを設置して、そこについては24時間連続で監視ができるような状態としております。これで捉えられないような状況が起こることになれば、追加的な配置ももちろん検討することになるかと思うんですけれども、当面はこのリスクの高い海域にテレメーターを設置することと、あとは赤潮シーズンになりましたら漁業者であったり、県、市町も含めて赤潮を早期に捉えるためのモニタリング、テレメーターではなくて、人間が危ない地域を解析しながら観測するというモニタリングをやっておりますので、そういったところで対応していただければ、直ちにテレメーターの増設ということは今の時点では考えておりません。

【石本委員】昨年来、伊万里湾に限らず、赤潮が発生して、今年も発生してはいるようすけ

れども、現在までのところは、何とか大きな被害になっていないということで安心しているところなんですけれども、この赤潮については、単年度というよりは、恒例的に今後発生するというのがほぼ想定されますので、これについては、できれば早期発見、もうちょっと突っ込めば赤潮の発生源を解明して、それを未然に防ぐという対応を、しっかりこれは国に対しても県だけでできない問題ですので、しっかりと今後とも要望していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それともう一点加えて、これは確認ですが、政策等決定過程の透明性の中で、入札の状況として、当然一般入札、それから指名入札というのがあるんです。指名競争入札ですね。この違いについて、若干ご説明いただければと思います。

【城戸漁港漁場課長】建設工事の入札制度全般についてですけれども、基本的に400万円以上のものから指名競争入札を実施しているところです。そのうち、吹きつけ工事や、舗装工事につきましては、1,000万円から、土木一式工事につきましては、4,500万円以上、建築工事につきましては、1億円以上で総合評価落札方式を採用しております。

また、防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策などによる事業の着実な実施には、速やかな事業執行を図る必要があることから、暫定的に1億2,500万円未満の工事につきましては、指名競争入札で実施をしているところです。

なお、1億2,500万円未満ものにつきましても、例えば地域の実情や、工事内容等により、地域企業育成や、担い手育成に特化した総合評価による入札も実施可能とされているところでございます。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管一般事務について、質問はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。議案外について質問をさせていただきます。

まず1点目が魚市場における水揚げ人員確保対策についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昨年、一般質問でも取り上げさせていただいて、委員会でもずっと継続議論させていただいております。

まずは、その後の経過、進捗状況について、何か進んでいる点、意見交換等を行っていることがあればちょっとお聞きしたいと思います。

【鈴木水産加工流通課長】 魚市場におけます外国人材の就労に関する情報でございます。前回6月の委員会でも少しご説明をさせていただきましたが、重複するところもございますけれども、まず対応といたしましては、令和2年以降、県から国への施策要望におきまして、魚市場における人材不足の一助として選別荷捌き作業特定技能や育成就労制度の対象とする弾力的な運用を図ることという内容で、毎年、国に要望してきているところでございまして、今年度につきましても同じ内容で要望したところでございます。

それから国の方の動きでございますが、令和9年4月から新たに始まります育成就労制度に、こちらの魚市場の選別を含む作業を分野として追加することを視野に本格的な検討に向けての作業が開始されている状況でございます。全国の市場関係者から情報収集を行うとともに、業界の全国団体であったり、あるいは関係市場、関係県を交えた意見交換の場で議論を行って、

育成就労制度の対象分野としての追加を検討するに当たり必要な情報の整理が今進められている状況でございます。なお、この育成就労制度の追加議論につきましては、水産庁ではなくて法務省管轄の出入国在留管理庁、こちらの判断となりますところ、最終的には国の政府関係機関、厚労省であったり総務省との円滑な議論と検討が行われていく必要があるというところで、本県としましては、まず県内の関係市場、松浦、長崎、佐世保、こういった市場の関係者の皆様と随時実態把握と情報共有を今まさに努めているところでございまして、さらに、現場の状況などを先ほど申し上げた水産庁が中心に検討が始まっております、そういった場におきまして、しっかり本県の現状をお伝えして、人材不足対策として、こちらの新たな制度が運用されますよう、引き続き関係者と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。魚市場で選別作業に従事する作業員の方が不足していて、そこに外国人材が使えないかという議論で、まさに令和9年4月からの育成就労制度に追加できないかということも視野に入れながら議論されているということも確認をさせていただきました。

依然として、荷捌き、選別作業には、人手が足りないという状況が続いています。松浦市からの陳情要望のところにもちょっと載っているんですけど、これ現場の声です。選別作業に従事する作業員が不足していることによって、作業が遅れたりとか、処理能力が低下するなどによって、魚価が低下したりとか、漁船の待ち時間が出ているということを言われているんですが、これは具体的にどのくらい漁船の待ち時間があるのか、あったのか、どのくらい魚価が低

下しているのかを教えてください。

【鈴木水産加工流通課長】魚市場の処理能力が足りないことによります魚価の低下、それから水揚げ待機の具体的な状況ということでございますが、まず水揚げの待機につきましては、特にまき網などの大量漁獲時に魚市場での選別などの処理が追いつかずに水揚げを待たされる。あるいは、最近はどう待つのではなく、操業制限という形で、あらかじめ今日明日はちょっと水揚げの処理ができないので、操業をちょっと制限してくださいといったような対応を取られているというふうに伺っております。

具体的な制限、あるいは待機の時間でございますけれども、特に近年は、松浦魚市場におきましては、サバの好漁ということもございまして、こうした制限は比較的増えてきている傾向にあると。具体的な待機時間で申し上げますと、待機というか、先ほど申し上げたような操業制限、ストップという対応が多いんですが、最大で2日間は十分処理ができないといった制限をかけるという事例も発生しているというふうに伺っております。

それから魚価の低下につきまして、こちらにつきましても、魚価については、水揚げの処理不足に伴う鮮度の低下だけではなくて、全国の水揚げ状況であったり、あるいは在庫の状況などで大きく左右されるものですので、水揚げ待機が直接魚価の低下にどれだけ影響したかというのはなかなか具体的な把握はデータで検証するのは難しいことではございますが、市場の話によりますと、感覚的には、例えば水揚げした魚を朝、その日のせりにかけるものと、昼から1日遅れて翌日のせりにかける同じ魚で比較した場合、おおむね3割程度は魚価として下がるのではないかとといったような声は伺っているとこ

ろでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。具体的にご答弁いただいてありがとうございます。やっぱり影響が出ているということです。こういった声をお聞きすると、やはり魚市場における選別作業員の確保というのは大事ですね。長崎のおいしい魚の魚価が低下したりとか、操業制限ということにまで影響が出ているということです。もともと獲れるはずのお魚が獲れなかったりとか、もっともっと高く売れるはずの魚が作業員不足によって低下しているという現状をやはり改善しないといけないと考えています。就労制度で分野を追加できるというのは、まだ確かではありませんし、先ほどおっしゃったとおり法務省管轄でものすごいハードルが高いと聞いています。そこで、実現可能な取組として魚市場業務と加工業を組み合わせ、既存制度を生かしたものが得策ですよというお声も実際水産庁から出ているんですけれども、これは果たして長崎として可能なのかどうか。これについてもちょっとお聞きさせてください。

【鈴木水産加工流通課長】これまでこちらの魚市場におけます人材不足の外国人の雇用する方法として、弾力的な運用と国の方にご要望してきたところ、国の方からも昨年までは、既存の制度の中で運用をするのを検討した方がいいのではないかとといったご助言をいただいております。内容としては、まさに委員が言われたとおり、食品製造業の分野の中で加工業者がその一環として市場の荷捌き業務を含めて雇用するという形態も一つ考えられるのではないかとということをご助言いただいたんですが、実際、本県内の例えば市場周辺の加工事業者の皆様、こういった対応はどうでしょうかというお話をしたところ、なかなかそれはそれで難しいと。加

工事業者が今市場の方でやっている選別作業に、加工事業者の方が一くくりで業務として追加していくということは、それはそれで難しいのではないかとといったような声も伺っておりましてなかなかこちらについては、今具体的に動く様子はないという状況でございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。この既存制度の中での運用というのも、本県は厳しいということです。やはりどうしても朝、ものすごく早かったりとか、長崎はいろんな魚種が獲れるので、それを見分けるには、なかなか熟練した技が必要だという声も聞いていますので、令和9年4月に向けた取組について、これが運用できるように取り組んでいただきたいということも含めて、部長、一つ可能性として令和9年4月のこういった取組、そしてまた要望を続けていращやることは非常にありがたいんですが、先ほどもありましたとおり、漁船の待機時間、そして操業制限、あるいは魚価の低下ということを考えてときに、やはり魚市場における水揚げ人員確保対策というのは、急務かと考えますが、今後における対策と部長のご決意があればお願いしたいと思います。

【吉田水産部長】 まず制度として、そういう育成労制度なり、そういったものがございまして、国にお願いするところは、しっかりとお願いしていくというのが基本的な考え方でございます。その上で、漁業者の生産物をお金に換える、集荷して消費者の方に届ける、この市場機能の強化というのは、長崎の水産業の競争力を高める上で非常に重要だと思っております。多分選別作業だけじゃなくて、今期につきましては、やはり本県周辺海域でいろいろな魚が獲れるという話、また逆に高水温期には、養殖あたりが少し餌を控える中で、冷蔵庫あたりの回

転率が落ちる。餌用に流れる量が例年と比べて下がっている。そういった中で冷凍庫機能、製氷機能、いろいろなトータルな機能の中で市場の競争力を高めていくというふうな議論も必要かと思っております。今回基本計画の検討の中で、各市場を回っておりまして、そういうハードウェアも含めまして、ソフト対策、そういったところのお声も聞いておりますので、引き続き関係市場と様々な協議をしながら、次期計画にそういったところを盛り込ませていただきたいと思います。と思っております。

【宮本委員】 部長、ありがとうございます。どうか現場の声を引き続き聞いていただいて、この次期基本計画の中に盛り込んでいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、長崎県水産業振興基本計画骨子（案）の中から質問をいたします。

先ほどいろいろ説明があった中の8ページ、基本目標5、県産水産物の国内外での販売力強化というところに、水産物輸出額等の推移があって、グラフで示されてあるんですが、ちょっとデータを確認したところ、ちょっと海外の販路開拓の中で、中国向け輸出が停止したということがあります。水産物の輸出額の推移を見ると、令和3年から4年にかけてものすごく上がっております。しかし、令和5年は停止しているもので、今後中国に向けて輸出額がさらに上がってくると、海外の販路開拓量はものすごく上がってくることが予想されますが、来年度以降、中国に対する輸出の取組についてと、そしていかに水産業振興基本計画に落とし込んでいくか。恐らく目標としてはもっともっと高くなるんだろうと予測しているんですが、その点についてお尋ねさせてください。

【門村水産加工流通課企画監】中国輸出再開後の考え方と、次期計画での目標ということかと思えます。

まず、中国の再開ですけれども、日本と中国との間で再開の合意がされて、現在、具体的な手続が進められているところで、ただ、具体的にいつから物が動かせるようになるかというのは、まだ正確に決まっていないというか、申し上げられる状態ではないんですけれども、再開した暁には、当然先ほどグラフで示しておりますように、令和4年度、中国向けが25億円ございましたが、そこに向けて速やかにシェア回復できるように県としては取り組んでいきたいと考えております。

そこも含めて次期計画の中には、中国をはじめ、東南アジア諸国へ、長崎から地理的に近いなどの本県の強みを生かしてそういった国に輸出拡大、攻勢をかけていこうということで次期計画では盛り込むこととしており、目標としましては、基準年の70億円から30億円増加した100億円、令和12年で100億円を目指すような目標設定で考えておるところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。

このグラフでいうところの緑が中国になるので、これが今後どのような形で上がってくるかにもよりましようけど、中国が停止して、東南アジアなどに販路拡大されていっちゃうので、その分も合わせれば、やはり上積みというのは可能だと考えますし、100億円という長崎の魚が海外に販路開拓できるというのは非常に素晴らしいことですので、その目標に向かって具体的に進捗していただきたいと考えております。

最後に一点確認いたします。

今の気候変動で、魚種が変わっているという状況がいろいろ報道でもあってるんですが、対

馬海流とか黒潮の水温が上がって意外なところで意外な魚が獲れているというのがあり、長崎県内における獲れる魚の変化は、気候変動によって起きているんじゃないかと考えるんですが、これについて、まず気候変動による魚種の変化について何かありますれば、お聞かせいただければと思います。

【森川総合水産試験場長】海面温の上昇が海洋生物の回遊とか産卵とか成長とか、そういうものに影響を与えることによって、漁場の形成とか、漁獲の時期、あとアイゴとか、ガンガゼとか海藻を食べる食害生物の活動時期の長期化によって磯焼けが進行するとかいろいろな影響が出てきております。本県の沿岸漁業に関して見れば、藻場を構成している海藻の種類が南方系の海藻がかなり分布域を北上してきているというふうなことであるとか、あと魚でいえば、高級魚ですけれどもアカハタとかオオモンハタとか、南方系のハタ類の水揚げが増えてきているとか、そのような状況も見られております。

あと、広く見ればブリの分布域が北上し、北海道まで拡大しているとか、トラフグなんかも以前、水揚げがなかった東北の方での漁獲が増加するなど、このような温暖化による影響が実際に表れてきているようです。

【宮本委員】 ありがとうございます。そこで持続的な水産業というのも振興していく必要があるかと思えますし、気候変動に対応できる体制づくりも必要かと思えますが、例えば、次期長崎県水産業振興基本計画や長崎総合計画に落とし込む必要があるかと思えますが、どのように落とし込むのか。また、気候変動による魚種の変化というものも今後5年間取組をしていくべきかと思えますが、これについてご意見をお聞かせいただければと思います。

【森川総合水産試験場長】海水温上昇などの環境変化に対応できるような体制に向けて取組を進めていかなきゃいけないというふうには考えております。現在、水産試験場で、海水温の上昇に対応するために取り組んでいることをお話ししますと、水産資源の増殖に大きな役割を果たしている藻場の造成技術の開発であるとか、あとは養殖業の経営安定を図るために養殖技術の開発などを行っております。藻場の造成で申しますれば、先ほどちょっとお話ししましたが、南方系の海藻が分布域をだんだん上がってきているというお話をしましたけれども、そのような食害にも強い南方系のホンダワラ類や小型の海藻を増殖の主体とした温暖化に対応可能な藻場の造成技術というものの開発に取り組んでいる。あと魚の養殖で見れば、新たな養殖の魚種として南方種である、高成長を示すウスバハギや高水温に強いと言われているゴマサバと、マサバのハイブリッド種などを対象にして、種苗生産や技術の開発に取り組んでおります。

また、貝類とか藻類につきましても高水温下で成長できるマガキやイワガキ、ワカメなどの高水温に強い系統の作出というふうなものに取り組んでおります。これらにつきましては、引き続き、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

【千住委員】先ほど宮本委員からも気候変動による対策等の話があったかと思うんですが、水産庁も気候変動や漁獲量の減少によって、陸上の養殖にも力を入れようという話がなされていると思います。今回、この水産業振興基本計画の中に陸上養殖については、どこかに含まれているのかもしれませんが、書かれていませんが、現在県内の陸上養殖についての現状と今

後の見込みといいますか、可能性について、県はどのようにお考えになっているのか、ちょっとお尋ねします。

【門村水産加工流通課企画監】県内の陸上養殖の現状ですけれども、現在、陸上養殖は法律に基づく届出漁業ということに整理されておまして、陸上養殖をやってる経営体とか、新たに始めるときには届出をしていただくような制度になっております。

届出件数で申しますと、本県の養殖件数は29件ございます。魚種としましては、トラフグ、ヒラメ、アワビなどが対象魚種でございます。

今、委員からお話ありましたとおり、環境変化、高水温であったり、それから赤潮なども環境変化に含まれるかと思うんですけれども、そういったところへの対応ということを考えますと、水質のコントロールがしやすいという点で陸上養殖に大きなメリットがあるのは事実でございます。

ただ一方で、やはり初期投資が大きくなることと、水質の維持、それから水をくみ上げるポンプだとか、電気の使用量が大変大きいというところもございます。

メリットはありつつ、そういったデメリットがございますので、一層の経費削減といったところの技術開発が必要かなと、その情報収集をしながら振興の在り方というものを検討してまいりたいと現時点では考えています。

【千住委員】ありがとうございました。この振興計画は、令和8年度から5年間ということなんですけれども、その中には陸上養殖についてどういう方向に持っていくとかいったところは反映されないんですか。

【門村水産加工流通課企画監】個別の事業者から例えば、今までは海面養殖だけだったけれど

も、新たに陸上養殖を始めて、事業の多角化をしたいだとか、例えばそういったご提案というか、ご相談があったときには、支援できる事業を探して支援をしていくことになるかと思いますが。ただ、先ほど申しましたとおり、陸上養殖を県として本格的に推進する状況にあるかというと、やはりトラフグとか本県が主産地である海面養殖とのバランスを考えたりだとか、それからやはり何回も申しますが、コストが割高になるということで事業として成立させるためには、海面よりも高値で安定して買ってくれる販路を同時に見つけておく必要があるといったところで、採算性まで考えると、まだ本格的に県として推進していくところにはちょっと足りないかなという認識でおります。ですので、個別に事業者様が意欲を持って取り組まれるときには、支援をしたいとは考えておりますけれども、計画の中に大きく打ち出す段階にはまだちょっと早いかなという認識でございます。

【千住委員】 今、トラフグ、ヒラメ、アワビなどお話があったんですけど、それ以外にも市町で今から取り組もうとしておられるところもあるみたいですので、ぜひその辺の情報をお互い共有しながら県の方も後押しをしていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

【ごう委員】 私から一点だけお伺いします。

説明資料の中、5ページにもございます養殖技術ブレイクスルー促進事業についてお尋ねをしたいと思います。

今年度もこの事業に取り組もうとされておりますが、昨年度もそれまでにトラフグの被害が大きかったり、またブリなどの被害が大きかったりと過去最大の赤潮による被害が発生した本県でございますので、それを何とかしようということで、この事業が立ち上がったと思います。

昨年は、養殖技術ブレイクスルー促進事業として、養殖コストの軽減や赤潮対策などの課題を解決するアイデアを募集をして、それぞれの課題に2,000万円の予算をつけてこの事業に取り組まれております。1者が赤潮の被害を防ごうということで取り組まれたと思いますけれども、まずその昨年のこの本事業の経過や結果について教えてください。

【門村水産加工流通課企画監】 養殖技術ブレイクスルー促進事業の昨年度の経過と実績ということについて説明させていただきます。

昨年の5月末から6月24日まで、プロポーザルで公募を行いました。ご提案いただいた中から、7月に審査会を行いまして、契約候補者を2者選定しまして、個別の提案者と具体的に取組内容を調整した上で、8月6日、それから9月6日でそれぞれ契約をいたしました。一つは、赤潮対策に関するもので、水流発生装置を用いて防除剤を効率的に散布するであるとか、赤潮が表層、浅いところで出たときに、深い水深帯の赤潮の少ない水を上に押し上げることで、被害を軽減できないかと、そういった取組が一つ。

もう一つはコスト軽減ですけれども、配合飼料に使われる魚粉が高騰しておりますので、魚粉に代わる昆虫をたんぱく源としたような安価な餌が開発できないかというようなテーマで取組をしたところでございます。

赤潮対策としての水流に関する結果ですが、水深15メートルから毎分27トンぐらいの海水を生けすの中に送り込むことができたというような結果はいただいておりますが、昨年試験を行っているときに赤潮発生のタイミングと重なっておりませんので、具体的にそれによってどのぐらいの被害が軽減できるかというところまでの確認はできておりません。

それから餌の試験につきましては、一部を魚粉ではない昆虫に置き換えることで、魚の成長がどうなるかというデータを取ったわけですが、結果としては、これまで市販されているものよりも魚粉を減らす、より安い餌にしても成長であったり、それから味の面でも遜色がないというデータは得られております。ただ、その後、輸入魚粉の価格がピーク時よりも一定下がってきたということもありまして、現在今回ブレイクスルーで得た結果を基に、魚粉とか昆虫、ミール以外に加えるビタミンだとか、そういった副原料の配合も踏まえて実際製品化するための検討をメーカーの方でしていただいているという状況でございます。

【ごう委員】昨年度の事業の概要とそれから実績についてご報告をいただきました。

今回のこの部長説明資料にある今年度のこのブレイクスルー促進事業でありますけれども、赤潮の被害対策については、また高濃度の酸素海水による赤潮対策技術の開発、養殖コストの軽減については、効率的な給餌方法の検証と、その給餌方法に適したブリ用配合飼料の開発を行うことということで、今お聞きしている上では、何らあまり昨年度の事業と変わらないのではないかというような印象を受けてしまうんですが、違いについて少しもっと具体的にご説明をお願いいたします。

【門村水産加工流通課企画監】まず赤潮対策についてですけれども、昨年取り組みましたのは、水流発生装置、そこに特殊なノウハウを持つメーカーとの連携で行ったもので、赤潮の少ない水を生けすの中に送り込むことで被害を抑えるだとか、防除剤をその水流に乗せて効率的に撒くであるとか、そういった視点での取組でございました。

今年度取り組もうとしていますのは、高濃度酸素発生について技術を持つ相手先と組んで行うもので、考え方としましては、赤潮プランクトンによってえらがダメージを受けますので、えらにダメージを受けた魚でも水中の酸素を自然の状態よりもかなり高く溶け込ませることで、赤潮プランクトンと共存しても魚が死なない。これは小規模の実験室レベルでは確かめられておりますので、そういったことが高い濃度の酸素水、高濃度で酸素を溶け込ませることができるというメーカーのノウハウを生かして生けすの中でそれが実証できるか、どこまで酸素を高めることができるか、そういった切り口で今年度は取り組んでいるところでございます。

それから餌に関する試験ですけれども、昨年は配合飼料の中に含まれる魚粉をどれだけ安い材料に置き換えられるかという切り口の視点でございます。今年度取り組もうとしておりますのは、一定期間絶食をさせることで、人間でいいますとリバウンドですね、一定期間絶食させることで、その後給餌を開始したときに、通常ではあり得ないような、高い吸収率とか、高い成長が見られる、これも一部の魚種で実験的には確かめられておりますので、赤潮時期に餌止めをするというのは、一般的に現場でいろいろな業者はやってるんですけれども、それとの組合せで安心して餌止めをできる。その後給餌を再開すると、普通に餌をやったときよりも、むしろよく成長すると、そういったデータが取れないかという視点で取組を学んでいるところでございます。

【ごう委員】分かりました。昨年とは違う形状での取組をやっていることは理解ができました。

先ほどのご答弁の中で、赤潮に対する実証が赤潮が発生していない時期だったので、なかなか

か結果が得られなかったというようなご答弁があったと思うんですけれども、今回、委託契約を締結し、取組を開始したところでありますと答弁されておりますが、今のタイミングで赤潮の部分も取り組まれているということですか。

【門村水産加工流通課企画監】今年度の赤潮、高濃度酸素を用いた実証試験、これはもう装置自体を現場に設置をしまして、実際に酸素を上げる試験というのは何度か取り組んでおります。ただ、これもやはり赤潮が生けずに寄ってきて被害が出るような状況と必ずしもリンクさせることはなかなか難しいので、赤潮が出たときの被害がどうかというところはまだ取れておりませんが、その装置を使ったときに、酸素をどこまで上げられるかというところのデータを取れるように何回か試験を行っているというところでございます。

【ごう委員】本当に年々、赤潮の被害というのは、また種類も様々で被害が拡大しているような状況が続いておりますので、しっかりと予算をつけての実証実験になりますので、しっかりと成果が出るように取り組んでいただきたいと思います。

もう1点ですが、今回五島沖の方でもまた赤潮の被害の発生が報告されているところでございますが、その件につきましの現状と取組について教えてください。

【門村水産加工流通課企画監】五島沖については被害というのは、今年現時点では県としては承っておりませんが、上五島海域で強い毒性を持ったシャットネラという種類の赤潮がこれまでにない密度で発生したという事象がございました。そこについてちょっと経過を申し上げますと、先ほど言ったとおり、現時点では被害報告は受けておりません。経過といいますと、9月の

頭、例年では、あまり赤潮が出てこない時期ですけれども、定期モニタリングで2細胞、シャットネラというのは毒性が強いプランクトンですので、10細胞出てくると魚が死ぬ可能性がありますと。特にマグロは耐性が弱い、被害を受けやすいという性質がございますので、その10分の1、1ミリリットルに1細胞あってもマグロでは警戒してくださいというような毒性の強いものですけれども、それが2細胞出ました。現場では、急いで午後にも臨時でモニタリングをしたところ、漁場によっては最多で17細胞、かなり危険度の高い状況であるということをつめました。直ちに生産者、漁協、町、県で対策を協議しまして、餌止めを行ったり、備蓄している防除剤の散布ということを行いました。そこから約1週間程度、観測しながら防除剤散布しながら、約600袋防除剤を散布しております。その間に最大17であった細胞数が下がりまして、現時点でまだゼロにはなっていません。ゼロになった翌日に0.3だったりとかいうことが出てきますので完全にゼロにはなっておりませんが、モニタリングを継続し注意しながら対応を行っているというところでございます。

【ごう委員】上五島沖の赤潮対策をありがとうございます。早期発見をして早期モニタリングを行ったということがこの被害を広げずに済んでいると思いますので、今後も引き続きのモニタリング、市や町と連携しながらよろしくお願いいたします。

【大倉委員】私からは、藻場回復に向けた現状、それから磯焼けの要因の一つとされている食害魚の有効活用に関してご質問したいなと思っております。

長崎県藻場回復ビジョンという、このビジョンに沿って海藻を繁殖させる設備を持っていた

だいたり、これは藻場礁のことですけれども、それから食害魚の駆除であるとか、そして食害魚の侵入を防ぐ仕切り網、そういったものも取り付けていただいて、様々な対策を取っていただいている状況かと思います。そういった非常に地道な努力によって藻場が回復してきている。あるいはさらにその効果が広がっていくというような期待がされているということで、非常に喜ばしく思っているところでございます。

まず伺いたいのが、県内の磯焼けの現状です。要は、藻場の消失面積が今まではこれぐらいあったのが、今はこれぐらい回復してるんだよという、そういったところの藻場の磯焼けの現状を教えてください。

【岩永漁港漁場課企画監】藻場の現状についてのご質問について回答させていただきます。

長崎県沿岸の藻場面積は、平成元年には、約1万3,000ヘクタールございましたが、平成25年には8,000ヘクタールまで減少いたしました。このため、県では、藻場造成、食害生物の駆除、藻場保全活動団体への支援などに取り組んできたところであり、令和3年には約9,000ヘクタールまで回復し、令和7年の速報値ではございますが、今年度は1万ヘクタールまで回復しております。

【大倉委員】ありがとうございます。もともと1万3,000ヘクタールあったのが一時8,000ヘクタールまで被害が出て、9,000ヘクタールまで戻して、現在は1万ヘクタールまで戻っているということで、残り3,000ヘクタールで元のところまで回復するという話ですね。非常にありがとうございます。

これ、地域によって例えば回復状況とか変わってくるようなものなのでしょうか、教えてください。

【岩永漁港漁場課企画監】藻場の状況につきましては、地域によって水温、食害生物などの状況がありますので、そういう回復はもちろん違ってきます。そのため、それぞれの地域に合った食害対策とか、先ほど水産試験場長が言いました水温に強い海藻とか、そういうものを地域ごとに導入していこうと考えております。

【大倉委員】本当に要因はいろいろあると言われているわけですね、海水温であるとか、地域の形状によっても違うということで、本当に対策は大変だなというところは改めて分かります。

そういった中で、食害魚に関して伺いたいんですけれども、壱岐での駆除に対する取組、非常に素晴らしい取組をいただいていると思います。その結果、藻場の回復につながっているということでもあります。ただ、駆除ももちろん大切なんですけれども、冒頭お伝えしたように有効活用という観点でぜひ、さらに取組を広げてもらいたいと思っているところなんです。いわゆるイスズミであるとか、アイゴ、こういった食害魚、非常に臭い魚として有名ですね。アイゴは長崎ではバリなんて言い方をしますが、釣りをやっている方は分かると思うんですけど、バリが釣れた瞬間にすぐリリースという魚です。本当にはっきり言うと迷惑な魚というようなイメージが強い魚なんだけれどもそれを有効活用しているという、水産会社、丸徳水産さんは素晴らしいと思うわけですよ。対馬の水産会社ですけれども。そういった水産会社、丸徳水産さんに今年度、令和7年度の事業としては補助額2,600万円余りを雇用機会拡充事業として出しているということでして、新規雇用計画として1人という計画があつてるんですけれども、この本事業の取組状況について今分

かるところを教えてください。

【岩永漁港漁場課企画監】委員がおっしゃられたように、今年度、対馬の有限会社丸徳水産が第1回対馬の雇用機会拡充支援事業、4月1日付で採択されております。事業内容についてご説明いたしますと、丸徳水産では、水産加工や飲食、海業として体験事業を行うため、漁協の未利用施設を改修し、企業や学生研修及び日本人の旅行客向けの宿泊施設を開業し、関係人口を図ろうとされているものと聞いています。

【大倉委員】ぜひ、この水産会社の取組というのは非常に先駆的ですし、それこそ食害魚でいうとイスズミ、アイゴ、そういった魚の臭いを除去するという技術もお持ちです。本当は迷惑がられていた魚を今では飲食店であるとか、学校給食なんかに出されているということで、非常にすばらしい取組です。こういった丸徳水産のような会社としっかりと今後もタッグを組んでいただいて連携してもらって、それこそ廃棄するはずだった魚ですね、よく言うのは猫も食べないぐらい臭い魚なんです。そういった魚が実はおいしい魚に生まれ変わるという取組です。そういった技術を持ってる会社とぜひアイデアも今後共有しながら、いわゆる食害魚、未利用魚だったのが実は利用価値がある魚なんだ、それこそ様々な取組を今後も続けてもらいたいと思うわけですが、食害魚についてもう少し伺います。

捕獲数についても伺いたいんです。いわゆる一見迷惑な魚、食害魚、未利用魚、捕獲数は、毎年どのくらいあって、場所によって違うと思うんですけれども、県内でどの程度捕獲されているのか。例えば、地域によって特徴があるのか、そのあたりも含めてお尋ねします。

【岩永漁港漁場課企画監】食害魚の捕獲データ

についてですけれども、今、対馬市のデータしか手元にございません。そのデータで答えますと、令和6年度のイスズミとアイゴの漁獲数ですけれども、国の事業等いろんな事業を使って、漁業者が獲られているんですけれども、実際には、漁獲数で3万4,000尾、大体19トンでございます。

【大倉委員】ありがとうございます。対馬では3万4,000尾が捕獲されているということですね。そのうち、捕獲された食害魚が有効活用された量というのは出ていますでしょうか。

【岩永漁港漁場課企画監】先ほどの質問についてですけれども、その捕獲されたものでちょっと品質が悪いものは食用として食べるのは難しいんですけれども、ほぼ食用とされております。

【大倉委員】ということは、対馬でいうと3万4,000尾の食害魚がほとんど有効活用されているという認識でよろしいんですか。すばらしいですね。つまり、まさに今廃棄されたイスズミであるとか、アイゴに今魚としての価値がついているということですよ。魚価がついているというふうに考えていいと思うんです。ですからビジネスとして、これがどんどん回っていくというのは非常に理想的な形だと思います。さらにそれをもっと広く県内に広げて、それこそ観光資源としての有効活用までつながっていければ、私はいいなと思うわけなんです。未利用魚は実は利用価値がある魚、それを積極的に打ち出して、観光資源化していくというところを取り組んでもらいたいなと思うわけなんです。それこそ廃棄するのはもったいないという魚ということですね。

ぜひ、対馬以外の他地域でも取組を進めてもらいたいんですが、県の取組はそのあたりはどのようにお考えでしょうか、教えてください。

【岩永漁港漁場課企画監】今おっしゃられたように、未利用魚を利用する。今までは漁獲されても無駄に廃棄されたものというのを対馬で食用とか、そういうふうにする取組はすごく大切なことだと思います。そのほかにも地域によっては、今まで獲られていても食べていなかったものがありますので、今県の方では、そういうやり方とか、そういう学習会を通して、広く各地域に広まるようにそういうことを横展開していくように考えております。

【大倉委員】ぜひ横展開していったって経済波及につなげていってもらいたいと思います。

ちょっと質問の角度を変えますけれども、藻場マップというものがあつたと思うんですね。これは定期的な藻場に関する調査のマップだと思うんですが、今年度この藻場マップというのは調査する予定はあるんでしょうか。

【岩永漁港漁場課企画監】今年度、大体5年おきなんですけれども、県内の藻場の状況を把握しております。先ほど説明しましたけれども、速報値でございますけれども、目標値の1万ヘクタールを超える藻場の状況でありました。ただ、まだ実際には、分析をしている段階で、今後各地域の藻場の状況とか、あと海藻の構成比とか、そういうのも調べており、12月中までには大まかな分布量を把握したいと考えております。

【大倉委員】最後にしますけれども、藻場の今後の回復の展望なんです、1万3,000ヘクタールもともとあつたところですよ。やっぱりそこに向けてということだと思うんですが、いつぐらいにその回復を達成できそうな状況でしょうか。ちょっと頭を下げられましたけれども。

【不動水産部参事監】いつ頃までに1万3,000ヘクタール回復するかということでございますが、

今の長崎県藻場回復ビジョンにおきましては、10年で2,000ヘクタール回復するというふうな目標を立てて取り組んでできております。おおむねそのビジョンは、令和7年度に達成できそうだというふうな状況でございます。これからの回復の目標というものですけれども、やはり昨今気候変動、地球温暖化によって海水温が上がってきて、藻場の消失要因というものも複合化してきているところがあります。そういったところも含めて、これから検討していかないといけないんですけれども、今年度藻場の回復のビジョンの見直しに向けて、藻場回復の協議会というものを有識者立ち上げて議論していただく予定です。まさにこの10月から開始する予定なので、その中でしっかりどのぐらいの量がこういう状況の中、可能なのかというのを含めて有識者で議論をいただきながら、設定してまいりたいと考えているところでございます。

【大倉委員】ありがとうございます。ぜひ藻場回復に向けて、丁寧な議論を進めながら目標に向けてしっかり取り組んでももらいたいですし、食害魚の観光資源化も積極的にぜひ進めていってもらいたいと思います。

【饗庭委員】私からも何点か質問をさせていただきたいと思います。

養殖技術ブレイクスルー促進事業については、先ほどご委員が質問されて大体理解できたところです。その中で赤潮被害については、詳しく言われていたところですので、この新魚種導入については、どのようなお考えがあるのかお伺いします。

【門村水産加工流通課企画監】ブレイクスルー事業に関する新魚種導入についての考え方ということですが、令和6年度、昨年度から行った事業として、今委員ご指摘のとおり赤潮対

策、それから養殖コストの軽減、もう一つのテーマが新魚種の導入、この三つのテーマで公募をかけたところでございます。昨年の実績でいきますと、新魚種の導入は1件提案がございましたが、審査会の中で不採択というか、これに取り組んでも県内の養殖業者の利益としてはちょっと薄いのではないかなというようなことで、提案はいただけたけれども、不採択になったという経過がございます。

それから今年度については、新魚種に係る提案は、残念ながら出てきておりませんので、今年度は、赤潮とコスト軽減の2本で契約をしているという状況でございます。

【饗庭委員】 分かりました。

今後また新魚種の導入に当たっては、提案が出た時点でしていく。今年度はしないでしょうけれども、今後続けるとしたら新魚種の提案も含めてしていく、新しいものを導入するということで理解してよろしいでしょうか。

【門村水産加工流通課企画監】 養殖業を成長、産業化する上での課題の一つとして、例えば高水温化というものがございますので、そういった環境に耐えられるような新しい魚種等というのを方向性としては、引き続き持っておくべきかと思っております。ただ、昨年、今年と事業を公募をかけていろいろ問合せとかも受ける中で、一つ契約事業ですので、年度で切れてしまうところが新しい魚種を例えば親を入れて成熟させて稚魚をつくって、養殖現場に持っていくと、そういった一連の流れを考えると、なかなか年度をまたがないで終わるという計画は立てづらいということも事業者と話をする中で見えてきていますので、方向性としては残しつつも、ちょっと事業としての支援の仕方と県の取り組み方というのは、どういった方法が適

切かというのは、また検討を続けていきたいと考えております。

【饗庭委員】 分かりました。気候変動もあるので、新魚種の導入は必要かなと思っております。

次に、藻場回復についても聞こうと思っただけなんですけれども、先ほども大倉委員の方からありましたので、ぜひ藻場回復も進めていただければと思います。

次期基本計画骨子（案）の中からちょっとお尋ねしたいと思います。

3ページの水産食品加工品出荷額がやや遅れになってて、今後も目標値に到達しないと見込まれているというところなんですけれども、これがなかなか難しいのかなと思いますが、その要因をもう少し教えていただきたいのと、この未公表のところがなぜ未公表になるのかお伺いします。

【鈴木水産加工流通課長】 現計画の基本資料の中で、水産食品加工品出荷額が目標に対して到達していないという原因でございますけれども、令和4年度は目標が375億円に対して、実績が367億円ということで8億円足りないという状況でございます。この目標の数字は、それぞれ品目別に目標の数字がございまして、特に令和4年の実績の中で、目標を大きく下回った品目を申し上げますと、一つは練り製品、かまぼこといった、こちらの方が目標が92億円に対して実績は67億円、25億円ばかり下回る。もう一つは、その他という品目で、こちらは本県でいえば主に煮干しが含まれるんですが、こちらにつきましても、目標の128億円に対して実績が88億円ということで、40億円ばかり下回っている。これが大きく影響しまして、そのほかの項目では増加したものもあるわけですが、トータルすると8億円足りなかったという状況でございます。

この未公表でございますが、こちらの数字は、国の方が発表しております経済行動実態調査を基に実績の数字を出しておりますので、そちらの方が公表され次第、こちらの表も更新していくということになっております。

【饗庭委員】 国が公表しないのは、何か理由があるのかと、先ほど言われた煮干しに対して検討した対策をしていけるのかお伺いします。

【鈴木水産加工流通課長】 国の統計につきましては、やはりその集計に相当程度の期間がかかると思われまして、公表が1年、2年遅れるというのは比較的よくあるケースかなと考えております。

それから低迷しております要因の対策でございますが、先ほどご説明しましたとおり、練り製品と、それから煮干しが大きく低迷しているわけでございます。まず、その練り製品につきましては、これまでの県の事業の中で様々な商品開発等に取り組んできたところでございます。特に、県の国内販売強化事業の中で、かまぼこ組合さんがつみれの新商品の開発とか、そういったことに積極的に取り組んでおりまして、この事業だけでいいますと、令和6年度でおよそ1.8億円の新たな取引につながるといった成果も見られておりますので、こういった取組を続けていければというふうに考えております。

それから一方、煮干しを含むその他でございますが、この煮干しの対策につきましても、原因としては、やはりよく聞かれますのは、原料であるカタクチイワシの資源がここ数年特に厳しい状況で、なかなかカタクチイワシ煮干しを作る原料が手に入らないというのが大変大きな課題だというふうに伺っております。そういった状況も含めつつ、私どもとしましては、これまでの県の事業におきまして、デジタル機器の

導入といったような形で製造の効率化というような部分は、後押ししてきたところでございます。

今後につきましても、今申し上げたような資源変動も大きな要因でございますので、そういったものも踏まえながら、場合によってはカタクチイワシに代わるマイワシを原料とした製品の開発であったりを含めてできる支援の方を検討してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 分かりました。

もう一点最後に、5ページなんですけれども、漁業所得が向上した割合というのが令和3年からちょっと横ばいになっている状況で、遅れとなっております。これを向上するために、県としてはどのような支援をしていくのか、ほぼ横ばいなので、なかなか対策は難しいのかなと思いますが、そのあたりを教えてください。

【松尾水産経営課長】 お答えいたします。

経営計画策定をした後、漁業所得が向上したものの割合のパーセントが51%が2年続いて、50%で横ばいということをご指摘いただいていると思います。これにつきましては、半分の方が伸びて、半分の方が落ちているという状況です。伸びていないという状況です。半分の方は、そのページの下の方に、年代別所得というふうなグラフがありますが、若い人がやはり伸びが悪く、やはりベテランの50代、60代の方は非常に伸びている。同じような設備投資に支援をしていますが、どうしても経験というものが重なってきますので、若い方は経験部分で所得が伸び切っていないという状況でございます。やはりコロナが令和2年から令和5年まで続いたこと、あとは物価高騰がウクライナ、ロシア侵攻も含めてそこからより強くなったということで、非常に厳しい期間だと思います。そういった中で

も50代、60代の方はいろんな工夫で乗り切っていますので、そういった知見を私たち持っていますので、それを基に一方、こういった若い人たちの所得をいかに伸ばすかというのを指導していければというふうに考えております。

【饗庭委員】ぜひ若い方をご指導していただきたいですけれども、これまでもそういう若い人を育てる機会というのはあったかと思うんですけれども、それはどのような形でされておられるのか。今後それをもっと増やして所得向上につなげていかれると思うんですが、そのあたりを教えてください。

【松尾水産経営課長】若手育成ということになります。私たちは、後継者確保対策も進めておりまして、まず若い人を育てるということで就業者フェアだったり、水産少年教室だったりということで魅力を発信して引き込んでおります。そういった形で、長崎県の漁業に目を向けてくれた若い方々に関しては、研修をしっかりとしまして、技術を習得していただく。そういった中で、ベテランの方から技術を学び、独立していただくということで研修事業にかなり力を入れているところです。着業をされた場合、どうしても不安定な時期が訪れますので、それに関しては、さらに研修を追加できたり、経費を支援したりということに対応してまして、そういう過程の中でスマート漁業だとか、成果あるものを情報提供、学習会などを開いて学んでもらうと。いろんな形で若い人が定着するような対策を進めていますが、何しろ環境変化だとか、社会情勢変化がありますので、そこをいろんな工夫で乗り切っていくといけないということで、以降、そういった対策を工夫していきたいと考えているところです。

【饗庭委員】ぜひ対策を取っていただきながら、

新規漁業就業者は増えておられるので、ここで定着していただいて、ぜひ漁業も長崎はやっぱり水産県長崎と言われるので進めていただければと思います。

【初手委員】 それでは、私の方からは、今やっています藻場関係の質問と、海業チャレンジ応援事業関係について大きく質問させていただきたいと思います。

藻場回復に関する件につきましては、今二名の方からご質問ございましたけれども、私は、ブルーカーボンを生かした持続的な藻場保全活動の関連についてちょっとお尋ねをしていきたいと思っております。

部長の説明報告の中にも近年藻場の回復が確認されていると述べられております。地道な活動の積み上げかなと思っておりますけど、まだまだこれからが重要な時期になるのではないかとともに思っております。

そういう中でブルーカーボンを生かした持続的な藻場保全活動の動きとしては、これまで五島市をはじめ、5か所を認証、そして県としては、このような取組が県内各地に広く展開していただけるよう、先進事例の横展開を図り、各地域の取組を支援してまいりますと述べられているところでございます。そういう背景の中で、まず1点目は、ブルーカーボンを生かした持続的な藻場保全活動の具体的な内容についてお尋ねをさせていただきます。

2点目につきましては、五島市をはじめ5か所が認証を受けていると報告されておりますが、認証を受けられる地域、あるいは条件、またその申請等、どこまでの範囲に限定されるのか。いわばどこまでできるのか、意欲があればいいのか、その辺の整理をしたいと思っておりますので、どういう基準があるのかお示してください。

それに関連しますけれども、外海がほとんどになると思いますので、大村湾でもそういう取組をしてみたいというところがあれば、それも一つの対象として位置づけていただけるものか、まずその点についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

【岩永漁港漁場課企画監】 まず1点目のご質問のブルーカーボンを生かした持続的保全活動の具体的な内容についてですが、近年の藻場が二酸化炭素の吸収源となってブルーカーボンとして注目され、社会的な関心が高まっております。こうした背景の下、令和3年にジャパンプルーエコノミー技術研究組合がジャパンプルーカーボン制度を創設しました。この制度は、漁業者、市民、企業などが保全創出した藻場が吸収、貯留する二酸化炭素の量をクレジットとして認証し、二酸化炭素の削減を目指す企業とのクレジット取引を可能にしています。県では、藻場の保全活動を行う漁業者等がこの制度を活用して、保全した藻場に応じてブルーカーボンクレジットの認証を得て、そのクレジットの売却収益を今後の藻場保全活動の強化に活用していくサイクルの推進に取り組んでいるところでございます。

県内では、先ほどありましたけれども、既に4地区でクレジットの認証を行っておりまして、今年度1か所申請を予定しているところでございます。

次に、2点目のブルーカーボンの基準についてですけれども、ブルーカーボンクレジットの認証に関する考え方、条件は、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合が作成しましたジャパンプルークレジット認証審査の定義に記載されております。

認証申請において、地域に関する制限は設け

られておりません。国の関係機関であれば申請可能であり、藻場保全活動を実施する団体、組織であれば申請主体となることができます。また、認証は1年ごとの申請が必要であり、継続的な活動と毎年申請が求められております。また、認証を受けるためには、藻場保全活動によって二酸化炭素吸収量が活動前と比較して増加したことを明確にする必要があります。吸収量の算定方法や活動内容は、第三者による検証が可能であることが条件で、認証には、事前相談、調査、報告、審査の工程があり、最低0.1トンの二酸化炭素吸収量が対象となります。

最後に、委員の方から外海ばかりであって、大村湾とかでも対象になるかということだったと思いますけれども、大村湾におきましても藻場保全活動により、藻場の回復が図られれば、クレジットの申請は可能であると考えております。

【初手委員】 ありがとうございました。ブルーカーボンの活用については、かなり手続とかが複雑という感じを受けたんですけれども、実際、今長崎県全体を見て、今5か所以外にも応募や相談とかがあったりしているけれども、なかなか踏み切れないという、そういう現状というのはないのでしょうか。

【岩永漁港漁場課企画監】 今のご質問についてですけれども、まだそういう相談とかはありません。ただ、今後令和7年度の調査を行っておりますので、そういうクレジットについて、できたら見える化をしたいと考えております。

【初手委員】 ありがとうございました。

これからそういった取組が広がっていけば、非常にいいのではないかと思いますけれども、いろんな課題を抱えると理解をいたしております。

大村湾の件につきましても範囲であるということであれば、意欲的な団体があれば、参加枠はあるということです、ぜひ活用ができればと思っております。

次に、長崎県の藻場回復ビジョンの見直しを行うということで書いてありましたけれども、これにつきましては、もう至って単純な質問ですけれども、令和8年度の当初の段階で、もう発表できるような予定で進められるんですか。その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

【不動産部参事監】この長崎県藻場回復ビジョンの改訂ですけれども、今年度内に見直して、また公表させていただく予定で進めていただこうと考えております。

【初手委員】年度内ということですので、期間的に少し短い面もあるのかなと思いますけれども、やはり新しい方向性といいますか、計画したものを積み上げていろんなデータを載せて、その実情に応じたビジョンというのは大変必要だと思いますので、タイムリーな形での取組をぜひお願いをしたいと思っております。

次に、海業のチャレンジ応援事業の件につきましてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

具体的な内容と九つの地区がこの取組を行っているという理解をいたしております。この事業につきましては、令和5年度当初からの事業として位置づけられていると思いますけど、本年度は令和7年ですので、9地区のどこの地区が取り組んでおられるのか。それと併せて令和5年度からの事業でもありますので、振り返ってみて、この事業の効果がどの程度位置づけられておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

【小川漁政課長】海業チャレンジ応援事業につ

いてのお尋ねでございます。

海業チャレンジ応援事業につきましては、県としまして、やはり各浜の中に様々な豊かな水産物ですとか、漁村の風景ですとか、様々な豊かな地域資源がございます。これらの価値ですとか、魅力を活用しながら多くの方々に漁村を訪問していただいて、にぎわいを創出するためということで令和5年から海業チャレンジ応援事業ということで事業を実施したところでございます。

今、お尋ねございました9地区につきましては、この分につきましては、実は令和7年度から国の方でも海業取組促進事業ということで実施をされておりまして、県の事業と国の事業、一部重複があるんですけれども、その部分は実施を行っている地域を9地域ということでお示しをしております、具体的には、新上五島町の中でいきますと、奈良尾地区ですとか、青方地区、さらには新上五島町を全体というところで3地区ありまして、そのほかに対馬市の方では、上対馬地区、美津島地区の2地区、平戸市の方では、館浦地区、壱岐市の方で勝本地区、長崎市の方で戸石地区と深堀地区ということで、9地区で県、国の事業を活用しまして、事業が取り組まれているという状況でございます。

そして最後に、これまで取組を行った海業チャレンジ応援事業の成果というところになるかと思いますが、これにつきましては、実はこの海業チャレンジ応援事業で、令和5年度に2件、令和6年度に3件ということで海業コンテンツの検討ですとか、モニターツアーの実施をしてきたところでございます。

その中で、例えばモニターツアー実証ということでの支援でしたので、その後の社会実装、実際に事業化していただくというところを目的

として実施をしておりましたけれども、令和5年度に実施をしました館浦地区の取組になりますけれども、漁師体験をして、モニターツアーを実施していくところに実施をしましたが、これが令和6年度から漁協独自事業として実証されておりまして、県外からお客様が参加されたというところでございます。

もう1件、昨年度ですけれども、令和6年度に上五島町の方でも実施をしました「押し魚」ということで、養殖クロマグロを押し魚として認定をしたということでございましたので、そこを切り口にモニターツアーを実施いたしました。その中で実施をされた民間の事業者の方なんですけれども、その内容を踏まえまして、往復乗船券とマグロの食事券がセットになった旅行商品が今年度期間限定でありましたけれども、実装されたという成果として挙げられております。やはりそういうところで、実証から実装へということで、やはり最終的には、事業化につなげていくような事業ということでございましたので、そういう視点を持って、今後ともそういう事業を進めていきたいということで考えているところでございます。

【初手委員】 ありがとうございます。

海業の件につきましては、国も予算をつけるということでありました。そうすると、この事業自体は、成果も上がってきている面もあるというところだと思うんですけど、これからも継続して進めていくと捉えてよろしいでしょうか。

【小川漁政課長】 この海業チャレンジ応援事業は、令和5年度からスタートした事業でございますので、そのときは3年間ということで計画をしておりましたが、やはりこういう成果が見えてきたところでございますし、やはり海業、各浜の中で漁業所得の向上ですとか、にぎわいを創

出していくという視点は重要かと考えておりますので、同じ内容かどうかは、まだちょっと今後の検討になるかと思うんですけれども、やはりそういう視点での事業ということはしっかりと考えていきたいということで考えております。

【初手委員】 ありがとうございます。この事業につきましては、漁業振興はもとより、地域の振興、そしてまた観光振興業、それぞれの地域でつながっていく事業ではないかと理解しております。これからどういう展開になるか、またいろんな視点を含めながらご検討いただいて、積極的に具体化を図っていただければ、いろんな面で有効になるんじゃないかと理解をいたしましたので、ぜひそのような取組をお願いしまして、終わりたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

【清川委員長】 しばらく休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。

— 午後 0時 2分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事務一般について、審査を行うことにいたします。

質問はございませんか。

【山下委員】 皆さん、お疲れさまでございます。

1問だけ質問をさせていただきたいと思います。

2月議会、予算議案の方で事業費を計上していただいております、長崎産の養殖クロマグロの海外への輸出拡大という事業があったと思います。当時の資料を見ますと、本県産養殖クロマグロをリーディング商品として新たな海外販路開拓を推進するということで委託事業で600万円の予算をつけていただいていると思います。

このときには、ちょっと詳細の中身について、まだお知らせいただいていたんじゃないかなと思いますので、もし、その後、どういう機関で、どういう業務委託をして、どういう成果を目指すのか、まずそのあたりの内容をお知らせいただければと思います。

【門村水産加工流通課企画監】長崎産養殖クロマグロ海外販路開拓業務委託に関するお尋ねでございます。

まず業務の目的でございますけれども、近年、海外での日本食ブームもあって、東アジア、東南アジアをはじめとした各国で養殖クロマグロのニーズが非常に高まっている状況にございます。本県が全国一の養殖クロマグロの産地であるという、県の強みを生かして、新たに海外に新しい販路をつくっていかうということを目的として委託をする事業を今年度から開始しております。対象国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、こういったところを対象に既に商流を持つ国内の商社からのご提案をいただきまして、県内のマグロ産地と海外を結びつける取組も優れたところを選んで委託をするという進め方でやってきました。今年度事業につきましては、7月頭に提案の審査を行いまして、事業者を1者決定、事業期間としましては、7月22日から年明け令和8年2月27日までを契約期間として、委託契約を締結したところでございます。

業務の内容としましては、新たな商流構築をするため、事業者のヒアリング、コンサルティングというところから始まりまして、海外バイヤーとのマッチング、それから販路開拓に向けた営業販促活動、それから事業者のフォローアップ、そういった一連の販路開拓に係る取組、全てを業務内容として契約をしているところで

ございます。

【山下委員】 ご説明ありがとうございました。

海外とのマッチングを進めるに当たって、一連の販路開拓業務を一手にお願いするということでございます。600万円という予算が十分なのかどうかちょっと分かりませんが、規模感が。この間、7月8日に、6事業者から提案をいただいて、プレゼンを受けて第三者の評価を受けて決められたということでございますが、主にどういう視点でこの審査が開かれたのか、審査内容について、ちょっとここでオープンにできるところ、できないところがあると思いますけれども、できる限りの中身を我々にも教えていただければと思いますし、どういうプロセスで選ばれていて、ここをお願いするんだということが少しでも分かればと思いますので、ちょっとお聞かせいただければと思います。

【門村水産加工流通課企画監】提案公募があったものの審査、それから審査の項目といったところでお答えをしたいと思います。

まず、審査体制でございますけれども、県以外の外部も含めた形で審査会を構成しております。水産物の輸出ですので輸出事業者、それから県全体というところから県漁連であったり、ジェトロであったり、それから県庁内の輸出に関わるということで物産ブランド推進課であったり、農産加工流通課から審査員を出していただいて、審査を行いました。

審査の視点というか、審査項目ですけれども、大きいところだけ申しますと、業務の方向性、こちらが意図した業務内容を理解して、それを実行できる提案内容になっているか、それから全体計画として適切なスケジュール感が示されているか、それから業務の内容については、タ

ーゲット国、地域について提案者が商流を持っているとか、ノウハウを持っているとか、実現可能性が大丈夫であるとかいったところ、それから実施体制、提案品目、提案国への販路開拓について十分に任せることができる体制が組まれているか。それから最後に、提案金額、同じ業務内容をどれだけ安い金額でできるか、そういったところを個別に審査をしまして、今委員からご紹介があったとおり、6件の提案者の中から最も得点の高かった1者と契約を締結したところでございます。

【山下委員】 ありがとうございます。長崎県産のクロマグロは、星5に選ばれていますし、海外にもっともっと販路を拡大してどんどん売り込んでいく過程で、このような取組は非常にいいことだと思っておりますので、業者さんの力を借りながら、またネットワークを借りながら進めていただきたい。

それで、ぜひこれ予算づけして、業者さんが選ばれたわけですから、成果を出していただきたいというのがやっぱりあるわけです。そういう中で、この限られた期間、7月22日から2月27日の間で、その成果をどう評価するか、難しいなと思うんですけども、どういうふうに評価するのか。例えば前年と比べればというところは分かりやすいんですけども、今年度からですね、たしかこの事業は。そういった場合に、どのような評価をしていくのか、評価の方法といいましょうか、評価の仕方について今の時点でちょっとお尋ねをしたいと思います。

【門村水産加工流通課企画監】 事業の成果の評価のお尋ねでしたけれども、すみません、一点、先ほどの答弁でちょっと誤りがございました。失礼しました。審査会の構成ですけれども、私、県漁連をメンバーに申し上げましたが、県漁連、

この事業の中に入っていただく関係で、県漁連を外しています。代わりに県の貿易公社に審査員にご就任いただいております。

事業の成果のところでございますけれども、委託事業者、受託者との契約の中では、今年度の取組の中での輸出額500万円というのを目標として取り組んでいただくことにしております。ですので、今年度の事業の評価としては、その500万円というところを目標にして評価をすることになるかと思えます。

成果目標としては、輸出額、活動指標としましては、現地の飲食店のバイヤーとの商談を15件、そのうちの輸出成約の目標を5件と定めておりますので、そういった個別の指標について、今年度の取組については評価をする。

あと、事業のもともとの目的としましては、この事業期間内だけで輸出が終わってしまうことは当然想定していなくて、これを機会に今年度は少なくとも物を実際に送り込むことができる販路を確実につくる。2年目以降は、事業者と、それから今回契約しました受託者、国内商社ですけれども、その販路を通じて年々拡大していけるように、それぞれ取り組んでいただくことを目標としておりますので、今後のフォローアップのところも並行して引き続き支援をしたいと考えております。

【山下委員】 最後にしますけれども、輸出が500万円とおっしゃいましたし、成約が5件ということですので、初年度はそれとしても、先ほど企画監おっしゃったように、来年、再来年とずっとこれが増えていくようにしていただきたいですし、そういう環境づくりといいましょうか、スムーズにそういう販路拡大、そして輸出ができるような環境整備も併せてお願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとう

ございました。

【石本委員】 2点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

まず1点は、地元の漁業者とタイアップをして、海業の一環として、例えば地元で獲れた未活用の魚を使った食の提供とか、外部から人を呼び込んで、魚体験、餌やり体験とかをさせたりすることで、地元の漁業者、漁港のにぎわいを取り戻すことを目的に、よそから戻ってきて、ＩターンかＵターンかはっきり分かりませんが、地元でそういった起業をしたいという話がありました。これまでも県北振興局等々の事務所等々とも相談をしながら進めてきております。事業の一環として港湾の一部を利用させてほしいという相談がありまして、これについては、地元の漁協と協議をされて、そこで了解の下にそういった取組ができればという話がありました。現在、そういった取組をするに当たって、港湾の一部をお借りするという場合には、事業者として、漁協等がふさわしいという言い方は分かりませんが、そういう話があるようですけれども、せっかく若い方が地元に戻ってきて、そういった浜のにぎわい、漁港のにぎわいをつくりたいという熱心な対応をされていますので、できる限り支援をしていきたいなと私個人も思います。今回の基本計画の中にも4番で海と魚の魅力を活用した浜のにぎわいづくりというのが上がっておりますので、何とかしてそれが可能となるようなお知恵を借りたいなと思っておるんですけれども、何かお話がありましたらちょっと伺いたいです。

【城戸漁港漁場課長】 委員からお話がありましたけれども、星鹿漁港の件であると認識しております。現在、事業者の方と地元の調整が未了ということをお伺っております。海業の取組に当

たりましては、まずは、地元での合意形成を図っていくことが重要であると考えておるところです。引き続き検討されるということでお伺いしておりますので、不明な点等があれば問い合わせしていただければと考えているところです。

【石本委員】 ぜひ、こうした若い方がやっぱり港の活性化や漁村部の活性を図りたいということで思いついた事業でありますので、できる限りのご支援というかお知恵を借りたい。それが今後可能となるように、ぜひご支援をお願いしたいと思います。

それから、もう一点ですけれども、これは先日、私が一般質問した中で、伊万里市に佐賀県でもトップクラスの産業廃棄物処分場の建設の計画が出てきました。これに対して新聞報道もありましたとおり、何でこれが大きな問題になるかということ、いわゆる佐賀県では最大と言われていますけれども、面積で大体5.2ヘクタールぐらいの規模で、九州でも屈指の規模になるというような処分場の計画ですね。これがもともと処分場ができる土地の住民の方だけにしか当初相談がなくて、伊万里市も知らなかったという情報ですけれども、あまり認識しないうちに佐賀県の決定が出されたということで、今地元でも右往左往している状況でございます。

こういった中で、今回一般質問では最後に、これはあくまでも処分場の施設の関係なので、環境の方ということで質問しました。地元の松浦漁協の方から処理水の問題が出ています。赤潮とか、また風評被害とか、いろんな問題があり、これは佐賀県というよりも長崎県の松浦の漁協にとって影響が大きいという問題であります。漁協からも佐賀県知事には要望書が上げられる予定でございしますが、本県水産部として

もそこはしっかりやっぱり漁業者の立場に立って対応していただきたいと思っております。部長のご見解をお伺いしておきます。

【吉田水産部長】 議場でも、県民生活部の方から答弁ございましたけど、佐賀県に対しましては、漁協から許可経緯を説明するように依頼があった場合の対応や、伊万里湾への影響説明について、事業者への働きかけをお願いし、佐賀県側からは、そのお願いに対しては了解をいただいているという状況だということは、私ども県庁内部で共有いたしております。

まず私ども、県水産部といたしましては、そういった漁業者の不安が払しょくされるよう、やはり事業者の方から丁寧に説明していただくというのがまず基本であろうと考えております。

また、水産振興上、先ほど赤潮の話とかもございましたけど、必要な対応、現地での対応等については水産部としてしっかり対応していきたいと考えております。

【石本委員】 特に今一番心配してるのは、やっぱり赤潮と、その処分場に処分されるものですね。やっぱり水銀とか、ごみを含むとか、後々、公害とまで言いませんけれども、そういった問題を含んだ廃棄物の処分場であり、20年間埋立てをする計画になっています。問題は、その20年過ぎた後、40年、50年、伊万里湾内では漁業はずっと継続されるわけですね。漁協としては、後々問題が出たときに、今の事業者が20年過ぎたから関係ないよとか、後に何か問題があった場合に、その対応はしないとかいうようなことを懸念しているわけです。だからそこら辺の懸念を払しょくするためにも、一回漁協に出ていかれて、ぜひ実際にお話を聞いていただきたいと思っております。

それから、加えて、できれば漁協と事業者と

の協定書というか、何か問題があった場合にしっかりと対応するというような内容の協定書が必要だと思っております。だからそこら辺についても、漁協等ともしっかり協議をしていただきたいと思いますが、部長、どうでしょうか。

【吉田水産部長】 ご不安、ごもっともだと思います。ただ、やはり許認可庁があって、事業者として責任ある事業執行をやるべきというところはございます。ある意味、民、民との間に私ども水産の立場で入るというのはなかなか難しいところがございますが、やはり地元に行って地元の方の不安でありますとか、助言を求められたりする、そういうことはあると思いますので、そういう点につきましては、しっかりと水産部として対応していきたいと思っております。

【石本委員】 今の部長のご答弁ありがとうございます。いずれにしても一回漁協に出ていかれて、しっかり中身を聞いていただいて、そして漁協が心配する不安の払しょくについても県の水産部としてもしっかり対応していただきますようよろしくお願いします。

それからもう一点、これは質問でも何でもありませんけど、午前中に大倉委員からお話がありました藻場再生に係る魚の利用ですね。バリというお話でしたけど、ちなみに、これ県北でいいますとバリは大変おいしい魚ということで認識しております。私たちがみそ汁に入れたり、これを一夜干しにして食べると本当にうまいですよ。だから、必要ない話かも分かりませんが、やっぱりおいしい魚ということをしっかり意識する。例えば、クサヤにしても、アゴにしても好きではない人にはひどい臭いがするけれども、やっぱり好きな人はそれが好きなんですよ。しっかりそういう面では宣伝をして、長崎ではバリを何で捨てるのか、拾ってくるぐらい

ありますので、そこら辺はぜひとも活用の一案として考えていただければと思って、参考までに。失礼しました。

【大倉委員】 石本委員の今の発言を受けて、確かにバリは、長崎市では本当に釣り人はみんな捨てるんですよ。だけど、処理の仕方なんですよ、要は。早くすぐ処理をすれば、決してまずい魚ではないというところは、私も共通意見でございますので、ぜひそのPRをよろしくお願いします。

【白川副委員長】 私の方からも大きく2点お尋ねをしたいと思います。

まず水産業の人材確保について、女性と若者の視点からそれぞれお伺いしたいと思います。

長崎県水産業振興基本計画の骨子（案）の12ページの浜のにぎわいづくりのところに、取組の視点、キーワードという欄に女性などの多様な主体の参画ということが明記をされておりますし、国においても第6次男女共同参画基本計画（案）が示されております。私もパブリックコメントに参加をしたりしていたんですけれども、その中で、女性に選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進についての記述があり、農林水産業への男女共同参画の項目が16項目ほど挙げてありました。その中でほとんどが農業に関する項目だったんですけれども、水産業においても様々な場面で人手不足が叫ばれている中で、女性の参画、非常に重要なところだと思っております。この計画の中には、水産業における女性参画を推進し、女性が行う水産業に係る経営や起業等を支援するですとか、農山漁村が女性・若者に選ばれるための受入れ拠点の整備を促進するなどの記述がありました。

水産県長崎として水産業へ女性参画をしている今の現状はどういった状況なのか。また、課

題があるとするれば、どのようなことを課題として捉えられているのか教えてください。

【小川漁政課長】 まず1点目でございます。現状でございますけれども、令和5年の漁業センサスの中で、県内の漁業就業者全体で9,208名いらっしゃるんですけれども、その中で女性が917名ということで全体の約1割程度ということになっております。これだけでやはり全体の1割ということなんですけれども、現在も既に養殖業ですとか、流通ですとか、加工ですとか、いろんな場面の中で活躍されてる女性の方々もいらっしゃいます。そういう方々がスキルを生かして活躍されているという状況もございますので、今後ともやはり本県の水産業を振興していくに当たりましては、多くの女性の皆様方に参画していただきながら、本県の水産業を盛り上げていっていただきたいという考えで取組を進めております。

【白川副委員長】 すみません、課題の方もお答えをお願いします。

【小川漁政課長】 失礼しました。課題としましては、やはり女性が現場の浜で働かれるという中で、やはり働きやすい環境ですとか、ハードも含めてなんですけれども、そういうところはあるかと認識をしております、こちら次期の計画の中でも女性など多様な主体の参画ということで視点に入れさせていただいておりますけれども、その一段上に水産業を未来につなぐ人づくり、働きやすく暮らしやすい漁村の環境づくりという項目がございます、その中で働きやすい漁港の整備ですとか、漁村の快適な生活・環境づくりということで入れております。ここに女性の働きやすさも含めたところで考えていますので、そういった視点をしっかり持って取組をさせていただきたいと考えております。

【白川副委員長】 ありがとうございます。令和5年の数値をお示しをいただきました。女性の参画10%程度ということで、やはり少ないなというのが印象でございまして、女性が少ない業界、ほかに土木、建設業等もあると思いますが、そちらの課題もやはりハード面で女性の更衣室がないとか、トイレがないとか、そういった面の課題が多く挙げられているなど、国でも国交省とか、建設小町という面で広げておられるところもあったかと思います。ですので、今そういった課題についても同じようなことが挙げられましたけれども、ぜひ水産業でも女性の活躍の場を広げていただくような環境づくりをしていただくと、おのずと誰もが使いやすい浜の環境づくりにつながってくると思いますので、ぜひとも進めていただくようお願いをしたいと思います。漁業者、海に出られる方たちは、ほとんどが男性のような印象がありますけれども、今回、鶴洋高校がハワイ沖へ1か月ほど航海に出られる際、女子の生徒さんが1名いらっしゃったということも視察のときに伺いましたので、現場でも女性が活躍できる環境づくりも大事ななというふうに思っております。

そういった中で、若者に視点を移しますと、今申し上げました鶴洋高校なんですけれども、こちら入学者が非常に少ないというのが問題になっているという点は、以前大倉委員の方からもあったかと思います。令和6年は、80名募集定員のところ18名、令和7年が31名ということで、これは水産科のデータなんですけれども、やはり非常に充足率が低いということが挙げられております。ただ、視察をしたところ、非常にすばらしい環境で、先ほど例に挙げましたハワイ沖での実習とか、あとは魚の生育を研究できる施設等も非常に立派なものがありまして、ぜひ

とも長崎県内でもっと募集をして、県内のみならず、近隣県からも生徒さんが来ていただけるように募っていただきたいと思います。またその出口に対しても就職先が水産科の方が30名ほど就職をされている令和6年の進路状況ですけれども、農林漁業に就職された方は11名となっており、ほかにはサービス業だったりとか、生産等に行かれる方もいらっしゃるということで、せっかく学ばれた水産業以外のところに就職されている方が多いよう気がしています。もっと水産業に就職をしていただくように、これ高校教育課の分野だとは思うんですけれども、ぜひとも水産の皆さんにも関わっていただいて、ぜひ高校生から水産に携わる人材づくりに力を入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【松尾水産経営課長】 お答えいたします。

6月の農水決算委員会で大倉委員の方から生徒が減少しているということで、ブランディングというようなことも大切じゃないかというようなご質問を受け、ブランディングに関しては所管が違いますのでという話をしましたが、そのとき、私回答いたしましたのは、私たち水産教室というのをやっておりまして、秋口から始まります。その中で鶴洋高校のすごく工夫されたパンフレットなどありますので、そういったものを用いまして小学生・中学生に何とかPRできればなということがまずもって取り組みたいというふうに思っているところです。

もう一点は、向こう先行きの話なんですけれども、高等学校教育課と鶴洋高校の学校サイドと意見交換を交わしておりまして、まだ意見交換途中で、10月上旬には学校に訪問させていただきまして、どういうふうにブランディングほか生徒確保を進めていくかということは今まさ

にお話をしているところですので、やはり教育のプロの方々、現場の方々とお話とか非常に貴重なタイミングでいいヒントが得られますので、そういったことを密に連携して、鶴洋高校の生徒募集、生徒さんが来ていただけるような取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

【白川副委員長】ありがとうございます。小学生・中学生へのアプローチと、まさに鶴洋高校の学校側との意見交換、これから行われるということですので、ぜひとも実りある意見交換となりまして、学生さんがたくさん鶴洋高校に入っているようなPRができるようによろしくをお願いしたいと思います。

そして、もう一点が県の漁業公社の運営についてです。

こちらの公社は、県の水産業の非常に核となる、それこそ養殖漁業、海面漁業の稚魚を生産されている施設と認識をしております。昨年の農水経済委員会でも私の方で施設の老朽化について質問をさせていただいたかと思います。今回決算書が出ておりましたので、改めて質問したいと思いますけれども、決算書では、黒字となっております、数字的にはすばらしいと思いますけれども、これはやはりプロパーでの売上げとか、稚魚を県外に販売されていたりとか、あとは物価高騰に対する電気代とか餌代とか様々なコストの削減を工夫して行われているということで、現場で大変苦勞されている声も実際にお伺いをしているところです。今回の資料13ページの事業計画の概要には、令和7年度の事業計画について示されており、やはり今後も生産コストが確実に増加していくであろうことですとか、老朽化した施設・機器の改修や更新にどう対処していくのかといった様々な問題の

解決を図る必要があるため、非常に厳しい対応になると認識しているという、非常に厳しい現状がつづってありました。昨年、施設の老朽化に加え、悪天候のとき、例えば落雷等で電源が落ちてしまった際、非常に悪天候の中、働いている方が出ていって、スイッチをまた切り替えないといけないとかいうことがあって、なるべくそういった危険な中での作業を自動化できないのかということもあります。やはり生き物を扱っていらっしゃる施設なので、そういったことが一事が万事になり、生産が落ちてしまうということにつながってくるかと思いますので、ぜひとも老朽化対策をお願いしたいというところではありますが、その後の進捗がどうなっているか教えてください。

【伊藤漁業振興課長】施設への老朽化対策についてのご質問だと思いますが、施設の改修とか修繕につきましては、これまでも安定した放流用種苗を生産するという観点から、電気や給水設備などの生産に欠かせない部分や生産現場の安全を重視し、優先順位をつけて対応してきたところでございます。限られた予算の中ではありますが、引き続き安定的な種苗生産に取り組んでまいりたいと考えております。

県の方としても漁業公社の方と意見交換を實際開催しております。先月も1回目の意見交換を実施する中で、まずは担当同士のざっくりとした意見交換をして、例えば何を優先して改修していくべきとか、今後どういう魚種を重点化して生産していくかと、その辺のところを検討して、引き続き今年度まだまだ何回か意見交換をして、何ができるかというのを考えていきたいと考えております。

【白川副委員長】ありがとうございます。現場との意見交換をいただいているということ

でした。改修の優先順位に関しては、まず働く人たちの安全確保を優先していただきたいと思いますし、魚種についても何を優先するのも検討中ということで、あり方検討委員会等も今から話があるとお伺いしておりますけれども、老朽化している水槽の中で魚種をできるだけ効率的につくっていくというのが重要じゃないかなと思います。種類がたくさんあると、使う水槽の数も増えてくるんだと思いますし、せっかく推し魚というのも設けておられる中で、県がこれをつくっていくんだというのを明確にして、それをたくさんつくっていったって、要は取捨選択していくような選択と集中をしていくようなことが、この施設には求められているんじゃないかなと、現場の方たちと私もお話をして感じておりますので、ぜひ養殖漁業についても、海面漁業についても非常に肝となる種苗生産だと思っておりますので、ぜひとも対応をよろしくお願いしたいと思います。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査の結果について整理したいと思います。しばらく休憩いたします。

— 午後2 時5 分 休憩 —

— 午後2 時5 分 再開 —

【清川委員長】 分科会長報告及び委員長報告の質問項目・答弁要旨についていかがでしょうか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 それでは、分科会長及び委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願います。

再開いたします。

これをもって、水産部関係の審査を終了いたします。明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

— 午後 2時 5分 散会 —

第 3 日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月26日

自 午前 9時58分
至 午後 2時18分
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

清川 久義	委員長（分科会長）
白川 鮎美	副委員長（副会長）
ごうまなみ	委 員
大場 博文	〃
宮本 法広	〃
石本 政弘	〃
饗庭 敦子	〃
山下 博史	〃
千住 良治	〃
初手 安幸	〃
大倉 聡	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

渋谷 隆秀	農 林 部 長
高石 洋行	農 林 部 政 策 監 (農村整備事業・ 諫早湾干拓担当)
苑田 弘継	農 林 部 次 長
原田 幸勝	農 林 部 次 長
峰松 妙佳	農 政 課 長
清水 一也	農業イノベーション推進室長
高橋 哲	団体検査指導室長
三溝 孝司	農山村振興課長

村上慎一郎	農 業 経 営 課 長
山下 裕樹	農 産 園 芸 課 長
坪内 良平	農産加工流通課長
森 修蔵	畜 産 課 長
吉田 好広	農 村 整 備 課 長
安達 有生	諫早湾干拓課長
松尾 尚洋	林 政 課 長
松尾 哲也	森 林 整 備 室 長
長門 潤	農林技術開発センター所長

6、審査の経過次のとおり

— 午前9時58分 開議 —

【清川委員長】 おはようございます。委員会及び分科会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【清川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案の説明を求めます。

【渋谷農林部長】 おはようございます。

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、国庫支出金2億4,038万6,000円の増、諸収入7億2,144万5,000円の増、合計9億6,183万1,000円の増、歳出予算は、農業費9億6,183万1,000円の増、農地費3,500万円の増、合計9億9,683万1,000円の増となっております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

園芸産地の振興について。

農業機械・資材の導入により収益性向上等に取り組む産地への支援に要する経費として、産地総合整備費7億2,144万5,000円の増を計上いたしております。

病虫害防除対策について。

かんきつ類等に寄生する重要病害虫であるミカンコミバエを防除するため、誘殺板の設置及び有人ヘリからの散布を実施するために要する経費として、病虫害防除対策費2億4,038万6,000円の増を計上いたしております。

国営諫早湾干拓事業について。

諫早湾干拓北部排水門3号ゲートのワイヤーロープの交換を行うための事業費の負担に要する経費として、諫早湾干拓事業推進費3,500万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【峰松農政課長】おはようございます。

私の方から、農政課関係の事業につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料、農林部の2ページをご覧ください。

表の1段目、産地総合整備対策事業費につきまして、国の内示等に伴う事業費の追加分といたしまして7億2,144万5,000円を計上しております。財源は全額、諸収入としております。

3ページをお願いいたします。

この事業は、農業機械・資材の導入により、収益性向上等に取り組む産地を支援することを目的としておりまして、国の基金による産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、早期の収益

性向上や農業生産の基盤強化に向けた取組に必要な農業機械、例えば収穫機や野菜移植機、肥料散布機などのリース導入・取得、また、パイプハウスやハウス内の高設栽培の資材、べたがけ資材や遮光ネットなどの生産資材の導入に要する経費を支援することとしております。

事業主体は、産地パワーアップ計画に参加する農業者などの取組主体で、補助率は国が2分の1以内、その財源は全額、国の基金によるものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、農業イノベーション推進室長より、補足説明を求めます。

【清水農業イノベーション推進室長】農業イノベーション推進室の補正予算について、補足説明をさせていただきます。

同じ資料になりますが、補足説明資料、令和7年度9月補正予算計上事業一覧の2ページをご覧ください。

2ページの下段にございます病虫害総合防除対策費といたしまして、2億4,038万6,000円の増額予算を計上しております。

事業の具体的内容につきましては、4ページをご覧ください。

今回、増額補正を行いますのは、事業の目的にありますように、かんきつ類などに育成する重要病害虫でございますミカンコミバエを防除するため、誘殺板の設置及び有人ヘリからの散布を実施するもので、今年度のミカンコミバエの捕獲数につきましては、事業の概要の右上の発生経緯に記載しておりますが、直近の捕獲数で申し上げますと、9月22日時点で437頭と、大発生した令和3年度を大きく上回る数が捕獲されております。

事業内容につきましては、事業概要にありますように、現在、捕獲が確認された地点の周辺におきまして、誘引剤と殺虫剤を染み込ませた誘殺板を人力により設置しておりますが、人力で入れない山林等におきまして、有人ヘリによる誘殺板を散布するほか、人力での設置におきましても、新たに捕獲が確認された地点の周辺への設置や更新を行うこととしております。

さらに寄生した果実が確認された場合、その周辺におきまして、寄生のおそれのある果実の処分を行うこととし、これの防除に必要な誘殺板の購入や有人ヘリの委託、除去する果実の埋設などの経費について計上するものでございます。

なお、緊急的に防除を実施する必要があるございますので、9月までの経費においては予備費等の対応といたしまして、今回の計上額につきましては、議決後の10月以降に必要な経費としております。

なお、実施に当たりましては、捕獲の状況を踏まえ、実施内容を別途、国と協議することといたしております。

ミカンコミバエが蔓延いたしますと、果実の出荷制限にもつながりかねないことから、県といたしましては、産地などの影響がないよう蔓延防止を図っていきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、農林部政策監より補足説明を求めます。

【高石農林部政策監】引き続きまして、諫早湾干拓北部排水門の3号ゲートのワイヤーロープ交換について補足説明いたします。

補足説明資料5ページをご覧ください。

今回、国の方で直轄工事で3号ゲートのワイヤ

ーロープ交換工事を予定しております、それに対する県負担分3,500万を計上しております。

6ページ目をご覧ください。

こちらの方の左上の航空写真にありますように、諫早湾干拓には、調整池からの水を排水する南部排水門、それから北部排水門がありまして、平成9年から使用しております。これらは平成20年から県の方で排水門の操作、施設の維持管理を行っております。県においては、これらの施設について、毎月6か月、12か月の定期点検等、必要に応じた補修を行っているところです。また、こういった定期点検のほかにも、毎年、維持補修工事を実施して、必要な、定期的なメンテナンスも行っているところでございます。

こういった状況の中、南部排水門のゲートのワイヤーロープにつきまして、本年1月、一部に損傷が確認され、南部排水門が使用できない状況となりましたけれども、国の方で直轄工事により、ワイヤーロープの交換をしていただきまして、5月までに完了して、完全に復旧しているところでございます。

今回、北部排水門についても同様の状況がないか点検したところ、右上の写真にありますように3号ゲートのワイヤーロープの一部に変状が確認されております。国においても現地調査を実施したところ、その結果を踏まえて、今年度、この3号ゲートのワイヤーロープについて、直轄工事にて交換するということとなったものでございます。残りの1、2、4、5、6号ゲートについても、3号ゲートと同様に平成9年から使用しているということから、国において、これらの交換、それから関連する設備の整備についても対応を検討していただいているところでございます。

これらの南北排水門は、諫早市雲仙市の防災

機能を維持する、強化する必要な施設ということですので、県としては引き続き、適切に維持管理をし、国と連携して設備の更新も含めて進めてまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山下委員】おはようございます。お疲れさまでございます。

私から、病害虫総合防除対策費について、今説明がありましたけれども、ミカンコミバエの対策ということで、既に9月から実行に移していただいているという説明もありました。産地の方も、特にミカンの産地、県北にございますが、非常に9月の時点から心配をされてまして、県当局、そして市町の方にいろんなご要望が上がってきてるんだと思っております。それに対して県の農林部の方も、真摯に対応していただいているということは、十分承知しておりますし、先達ての一般質問の折にもご質問とご質疑がありました。

それを受けてなんですけれども、私からちょっと1点、質疑をさせていただきたいんですけれども、この防除エリアについて、基本的にはどのような考え方で、この防除エリアを決定されるのか。こちらの説明の方にも、市町と協議の上ということも書いてございますけれども、防除の基本的な考え方を教えていただきたいと思います。

【清水農業イノベーション推進室長】まず、防除のエリアというお尋ねかと思います。

防除のエリアにつきましては、まず、トラップを仕掛けております、その捕獲された地点、

確認された地点の、基本、半径2キロ円内に誘引剤でございますテックス板、これを散布するという防除を行っております。

ただ、捕獲数の増加が確認された地域等におきましては、国の指導に基づきまして、2キロから5キロ圏内まで広げて、テックス板を散布するような防除を行ってるということでございます。

【山下委員】今のご説明は、有人ヘリの話ということでよろしいですか。

【清水農業イノベーション推進室長】ただいまの答弁につきましては、地上防除のやり方を答弁させていただきました。

【山下委員】それでは、有人ヘリによる防除についてはいかがでしょう。

【清水農業イノベーション推進室長】有人ヘリの防除につきましても、これも国と協議して、国の指導に基づいて、捕獲数が多いような地域、こういったところの地域を指定して、有人ヘリの防除を行っているところでございます。

【山下委員】端的に言いますと、被害実績に基づくエリアの決定がなされるという考え方で私は理解を今したんでありますが、もちろん国から予算が下りてきて、それを執行していくということで、国との協議というのはもちろん分かるわけですが、産地の方からよく聞こえてくる声として、実績に基づく散布というのももちろん分かるんですが、産地にやっぱり広がってるわけですから、そこまで広がらないような予防措置をぜひやってほしいという、そういう考え方、そういう視点でやってほしいという意見がやっぱり我々に寄せられるわけでありまして、その辺りの考え方、県の考え方を教えていただきたいと思います。

【清水農業イノベーション推進室長】有人ヘリの防除地域につきましても、私たちが実際、捕

獲実績あたりを見ながら、今後、広がりそうなエリア、こういったところですね、ある程度、広範囲に広げまして、国に対しても防除のお願いをしているところでございます。

ただ、国の指導によれば、捕獲や産地の状況とか、実施時期、タイミング、こういったところを踏まえた上で、実施する地区の指導が行われているところでございます。

【山下委員】そこは、県の方からも、そういう意見があるということを国の方にぜひとも伝えていただきながら、より効果的な防除ができる体制でやっていただきたいという思いで、ちょっと質問させていただいております。特に、今から産地は出荷の時期を迎えていくわけですから、本当非常に大事な時期だというふうに思っておりますので、もちろんその辺あたりも共通認識をお持ちだと思いますけれども、ぜひともお願いしたいと思います。

2点目が、産地ということで、もちろん生産者さんたちは、いろんな予防をご自身でもされると思うんですけども、民間の方々ですよね、民家の軒先に、例えば何か果物類があって、それが木から落ちた。そういうところにミカンコミバエが寄生する可能性が非常に高いということで、その辺りも心配をしている部分でありますけれども、そういう県民に対する注意喚起といった取組は、今どのようにされているのか教えていただきたいと思います。

【清水農業イノベーション推進室長】県民等々へのそういった注意喚起、周知につきましては、特に委員ご指摘のとおり、かんきつとか、カキとか、成熟期を迎えた果実に卵を産み付ける可能性がある果実については放置せずに適切に処分、処理をしていただくよう、県といたしましてもプレスリリースを行った上で、ホームペー

ジによる周知を行うとともに、対策会議を開催して、市町、JA等と協議した上で、周知の強化について取り組んでいるところでございます。

具体的に申しますと、関係市町におきましては、広報紙や回覧板、公式SNSなどを通じて、JAにおいても広報紙などを通じて、住民や生産者に周知を行っているところでございます。

【山下委員】分かりました。しっかり取り組んでいただいていることは確認できましたので、気を緩めることがなく、1回周知しただけではなくて、2度、3度と、もし機会があれば、重ねて周知徹底をしていただいて、県全体で、封じ込めができればなと思っておりますので、引き続き、対応よろしくお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

私は、この諫早湾干拓事業のところでお尋ねしたいと思います。

先ほどご説明がありまして、南部の排水門で損傷が見られたので、今後、北部もということで、今回は3号ゲートのワイヤーロープをということでした。後の、1、2、4、5、6は国が対応を検討しているところではありますけれども、今後は、やっぱり、損傷する前に計画的にしていた方がいいのではないかと思いますけれども、その辺りの考え方を教えてください。

【高石農林部政策監】県といたしましては、ほかの残りのワイヤーについても使用期間は、全く3号と同じような状況であると認識しておりますので、できるだけ早期に、一度全部、併せて同時に交換していただきたいと考えておりまして、国の方にも申し入れているところでございます。

【饗庭委員】一気に交換するということを国に要望しているということで理解したいと思います。そういう場合は、やはり県としての事業負担も増えるかと思しますので、その辺りは、国が決めてから県への予算ということになろうかと思ひますけれども、いつぐらいとか、もし分かれば教えてください。

【高石農林部政策監】国の予算の確保のスケジュール感については、まだ具体の情報は持ち合わせておりませんが、国の方としても、できるだけ早急に予算を確保して、交換を進めていきたいと話しておりますので、県としても引き続き、来年度予算要求もありますので、そういったところで国の方には継続的な働きかけをしていって、早急な対策を求めるように進めてまいりたいと思います。

【饗庭委員】ぜひ早急にしていいただければと思います。

【清川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大倉委員】私からも、ミカンコミバエについて、幾つかご質問させてください。

山下委員に重複しないようにご質問しますが、今現在はミカンなど、かんきつ類への直接的な被害はないということだと思うんですが、ただ、このミカンコミバエが減らないという現状が、非常に心配なんですね。それどころか増えていってという現状で、しかも過去最多が捕獲されたということですから、これはやっぱり被害がないからといって軽く見てはいけないことだと思っています。さらにこれ、後手後手に回っていくのではなくて、やはり先ほど山下委員からもあったように、予防措置も含めた対策というのは非常に大切だと私も強く思います。

気になるのが、この発生原因なんですね。な

かなかこれが分からないと思うんですけども、東南アジアなど、南の地域で多く捕獲されているという現状がある中で、この夏の猛暑との関係など、気候の影響、原因、この辺りはどのように県としては捉えていらっしゃるのでしょうか。

【清水農業イノベーション推進室長】気候、猛暑等の影響については、正直言って特定ができないような状況でございます。実際のところ、6月に初めて捕獲が確認された原因につきましては、強風に乗って飛来したものであるというふうに予想されており、その後についてはなかなか特定ができないところでございます。

【大倉委員】ミカンコミバエは、いわゆる東南アジアであるとか、中国などから飛来してくるわけですね。例えば梅雨前線の影響だとか、台風なんかでやってくるということなんですけれども。今年は、例えば気候でいけば梅雨が短かった、また、台風が日本近海で発生しているという特徴があります。これは海面温度が上昇しているというのが原因なんですけれども。

そういった、気候変動や今の自然現象との関係性がどうなのかというところは、やはり私には気になります。しかも台風シーズンに入っていく今、しかるべき研究機関と、調査していただいて、今後、積極的にこれがどういうものなのかということを見つけ出していくという努力は必要だと思うんですけども、そういった研究機関等々と連携してやっていくというような取組の考え方というのはないでしょうか。

【清水農業イノベーション推進室長】原因の特定、飛来防止等々の対策につきましては、なかなか国レベルで検討する内容かと考えておりますが、こういう内容につきましても、知見とか技術とかは国が持っておりますので、国ともいろいろ話をしながら進めていきたいと考えてお

ります。

ただ、県といたしましては、まずは飛来があって、確認をされた場合は、直ちに初動防除を進めていきたいと。蔓延防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

【大倉委員】ぜひ国とも協議を進めていってもらいたいですし、例えば猛暑との関連性が分かって、地理的な理由などが裏づけられれば、だから本県は、発生が多いんだということが分かり、国に予防のための防除対策費も、強くお願いできるようになるんじゃないかなと私は思っていますので、強く求めていくためにも、ぜひしっかり関連性を見つけられればいいかなと思っていますところ。今の段階で、かんきつ類への被害はないからいいということじゃなくて、やっぱり根本的な原因を調査してもらって、しるべき対策を行うというような姿勢が、私は必要だと思っています。

ちょっとそもそも論なんですけれども、捕獲数なんです、長崎県外の捕獲数はどうなるんでしょうか。やっぱり本県が突出してるのか、その辺りの数字があれば教えてください。

【清水農業イノベーション推進室長】九州各県の捕獲状況につきましては、令和7年9月16日時点の数字でございますが、福岡県が2頭、佐賀県が1頭、熊本県が7頭、鹿児島県が23頭ということで、本県の方が、突出して多いという状況でございます。

【大倉委員】やはり、突出しているのは何か原因があると私は思うんです。そこはやっぱり解明に近づけてもらいたいと改めて要望したいと思います。

事業内容として2億4,000万円がついており、誘殺板のヘリによる散布であるとか、地上への設置といった内容を説明いただきました。予防

措置も含めて、先ほど山下委員が質問したようにしっかりやってもらいたいと思います。

今現在は果実の処分などをする必要はないという状況だと思います。

ただ今後、ミカンコミバエが果実等々に寄生していったら、蔓延していくと、処分費用だっただんどん莫大になっていくわけですが、この2億4,000万円の予算措置で、今後被害が広がっていったとしても、賄うことが、果たしてできるんでしょうか。

【清水農業イノベーション推進室長】今後、捕獲が拡大した場合は、予算の拡大といったところの検討が必要になってくるかと思いますが、防除等については、当面、想定してる最大の取組を行った場合の経費を計上させていただいていると考えております。

ただ、国の交付金を活用して、防除対策を実施しておりますので、実施にあっては、今現在も補正予算で計上している取組から、国と協議して、行っているところでございます。

【大倉委員】ミカンコミバエが寄生する果実って、多岐にわたると思うんですね。どんどん被害が広がっていけば、ミカンのようなかんきつ類はもちろん、例えばイチゴであるとかスイカとか、本県にも非常に生産者が多い、そういった果実等々にも影響が及ぶおそれがあるわけですね。ですから、ぜひ今後の発生状況をしっかり確認しながら、求めるべきものは国にしっかり求めていってもらいたいと思います。

先ほど、これも山下委員から一般家庭への周知についての指摘がありましたが、これも非常に大切な指摘だと私は思いました。一般の方も家庭菜園を行っての方が少なくないわけですね。そういった方にもやっぱり注意していかないと、ミカンコミバエが一般家庭の菜園に寄生して、

それが結果的に農家の方に広がっていくというおそれがあるわけですから、ぜひこれは注意喚起、周知をしっかりとやってもらいたいと思います。

先日、長崎新聞の一面の一部にも、プレスリリースという形ではありましたがけれども、そういった報道がしっかりなされていました。ぜひあんなことを今後も継続的に取り組んでもらいたいと思います。少し質問しておきますが、一般家庭の方々も、ミカンコミバエを広げないためにできることというのはどういったことなんでしょうか。

【清水農業イノベーション推進室長】一般家庭でもできる対策というお尋ねにつきましては、今呼びかけを行っておる、成熟期を迎えた家庭菜園の果実、これの適切な処分という話をさせていただきました。特に成熟期を迎えた果実を放置すると、そこに卵を産みつける可能性がございます。それも委員のご指摘のとおりでございます。

その処分につきましては、適切に、放置せずにごみ出しとか埋設とか、こういったところを適切に処分をしていただきたいということで、実際、ホームページとか広報紙等で、呼びかけを行っているところでございます。

【大倉委員】 よろしく願います。

ですから、今後も報道機関のみならず、あらゆる媒体への周知を継続的によろしくお願いいたします。

【清川分科会長】 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する討論を終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち、関係部分は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第88号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【清川委員長】 次に、委員会による審査を行います。

農林部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料について説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、農林部長より、所管事項の説明を求めます。

【渋谷農林部長】 農林部関係の議案以外の報告事項についてご説明いたします。

農水経済委員会関係説明資料農林部の2ページをご覧ください。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

座って、説明させていただきます。

本案件は、令和7年2月26日、諫早市多良見町所在の駐車場で、公用車で前進する際、進入路に傾斜があることに気づかず、当公用車の荷台が駐車場の天井に接触し、損害を与えた事案について、和解が成立し、損害賠償金25万3,000円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係説明資料農林部及び同資料の追加1、追加2を併せてご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、第4期ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）（素案）について、ながさき農林業大賞について、県内における「ミカンコミバエ」の防除対策の実施について、「長崎和牛」の消費拡大に向けた販売促進PRイベントの開催について、土地明渡訴訟に係る強制執行の状況について、新たな総合計画の策定について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況についてであります。

まず、農水経済委員会関係説明資料（追加1）の2ページ目の上段をご覧ください。

第4期ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）（素案）についてでございます。

本県農林業の振興方針を定めた第3期ながさき農林業・農山村活性化計画が令和7年度に終期を迎えることから、令和8年度から5か年間の本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示す計画として、第4期ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）の策定に向け、検討を進めております。

去る6月定例県議会農水経済委員会においてご審議いただいた計画骨子案を基に、公募委員、農業者、消費者、学識経験者等から成る策定委員会でいただいたご意見やご提案を反映し、計画素案を作成いたしました。

第4期計画においては、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現」を基本理念とし、「意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成」、「生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成」、「賑わいのある安全・安

心な暮らしやすい集落づくり」の3つを基本目標とする施策の方向性や施策体系及び地域別振興方策などを取りまとめたところであります。

今後は、県議会をはじめ、パブリックコメントなど県民の皆様のご意見をお聞きしながら、今年度中の策定に向けて検討を進めてまいります。

続いて、同ページ下段のながさき農林業大賞についてでございます。

ながさき農林業大賞につきましては、地域の特色を生かした先進的な活動を展開し、成果を上げられている農林業者・組織等を表彰することにより、県内の農林業経営の改善意欲を助長するとともに、農林業・農山村の活力ある発展を促進するため、平成18年度から県及び関係団体等から成る運営委員会の主催により実施しており、今年度で20周年を迎えます。

去る9月10日のながさき農林業大賞運営委員会において、トップファーマーの部や、いきいきファームの部など、各部門に推薦のあった35点の中から、長崎県知事賞10点、運営委員長賞9点、特別賞2点、合計21点を決定し、その中で最も優れた経営体として、諫早市の有限会社朝倉花園（「トップファーマーの部」花き部門）を農林水産大臣賞に決定いたしました。

なお、表彰式は11月15日に長崎市内において開催予定としており、受賞者の功績につきましては、県民の皆様に農林業に対する理解をさらに深めていただけるよう、様々な機会を通じて広く紹介してまいります。

次に、農水経済委員会関係説明資料（追加2）の2ページ目上段及び農水経済委員会関係説明資料3ページ目上段をご覧ください。

県内における「ミカンコミバエ」の防除対策の実施についてでございます。

ミカンコミバエは、東南アジアや中国等に生息し、かんきつ類やビワ、その他の果菜類等に大きな被害をもたらす重要病害虫であり、本県では、今年度初めて捕獲された6月18日以降、過去最大であった令和3年度を大きく上回るペースで捕獲、確認され、9月22日時点で、県内10市町で437頭が捕獲されております。そのため、県では、国の植物防疫所や市町、JA等の関係機関と一体となり、去る6月20日以降、捕獲地点から半径2キロメートル圏内の誘殺板の設置などによる初期防除を継続的に実施してまいりました。

しかしながら、その後も捕獲数が増加したことから、8月12日に、国、県内全市町、JA長崎県中央会、JA全農ながさき及び県内各JAの関係者出席の下、緊急対策会議を開催し、半径5キロメートル圏内までの防除範囲の拡大のほか、地域の生産者や住民の皆様にご協力いただき、寄生のおそれのある成熟した果実等の除去を行うことなど、防除対策の強化内容を共有するとともに、県域レベルで関係者が一丸となって対策に取り組むことを確認したところです。

さらに、9月12日からは、長崎市、佐世保市、西海市、において、人による誘殺板の散布が困難な山間部等への航空ヘリによる誘殺板の緊急散布を実施しております。

今後、捕獲地域が拡大した場合には、本県の主要な品目であるミカンなどの出荷への影響が懸念されることから、県としましては、産地への影響が生じないように、引き続き危機感を持って、国や市町、JA等の関係機関と緊密に連携しながら、防除対策の実施に万全を期してまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。よろしくご審議賜りますよ

うお願いいたします。

【清川委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【峰松農政課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料についてご説明いたします。

農水経済委員会提出資料農林部、資料2ページをご覧ください。

補助金内示状況につきまして、令和7年6月から8月までの実績ですが、まず、直接補助金は、2ページから10ページまで記載の長崎県みどりの食料システム戦略推進交付金など、74件でございます。

また、間接補助金は、11ページから21ページに記載の農地利用効率化等支援交付金など135件であり、直接補助金と間接補助金の合計は209件でございます。

次に、資料22ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和7年6月から8月までの実績でございますが、まず、公共事業以外の委託につきましては、22ページから23ページに記載のユーゲサイドD（テックス板）の購入など8件でございます。

また、公共事業に係る委託につきましては、24ページに記載の22件であり、これら合計30件の委託に関する入札結果一覧表を25ページから52ページに添付しております。

次に、53ページをお開きください。

同じく1,000万円以上の契約状況のうち、公共事業に係る工事につきましては53ページから55ページに記載の56件であり、56ページから143ページにその入札結果一覧表を添付しております

す。

次に、資料144ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令和7年6月から8月までの間に県議会議長宛にも同様の要望が行われたものに関しまして、144ページから200ページに県の対応を記載しております。

最後に、資料201ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきまして、令和7年6月から8月までの実績は4件であり、その内容につきましては202ページから205ページに記載のとおりでございます。

【清川委員長】 次に、農政課長より補足説明を求めます。

【峰松農政課長】 続きまして、第4期ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）の素案について補足説明をさせていただきます。

第4期活性化計画につきましては、前回6月の委員会において、骨子案をご審議いただいております。今回、素案を策定しております。

計画素案につきましては、ファイルでその他第4期ながさき農林業・農山村活性化計画として掲載しておりますけれども、本日は、補足説明資料で計画のポイントと素案の概要についてご説明させていただきます。

掲載ファイルの農水経済委員会補足説明資料農林部の2ページをご覧ください。

次期計画におきましては、現計画の実績等を踏まえ、スマート技術など、これまでの施策をさらに進化させた施策づくり、あるいは現行計画になかった気候変動など、新たな課題への対応等の視点で検討するとともに、次期総合計画の内容とも連動した内容としております。

あと、部長説明でもご説明いたしましたが、

資料の2ページ上段にございます、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現」を基本理念といたしまして、担い手の確保・育成、活力ある産地の形成、それから、にぎわいのある集落づくり、こういった3つを基本目標に、赤字で記載しておりますけれども、新しい取組、これを展開していくこととしております。

まず、左側の1番目、意欲あふれる経営力の高い担い手の確保につきましては、産地自らが就農希望者を呼び込む取組を強化するとともに、就農希望者が技術習得の研修後、切れ目なく就農、経営が開始できるように、優良農地やハウス等をリースする園芸団地の整備、あるいは、例えば高齢化でリタイアされる予定の優良果樹園、こういったものを継承する取組を推進してまいりたいと考えております。

また、儲かる農業経営体の育成のために、認定農業者のさらなる所得向上に加えて、外国人材やドローン、防除等の請負作業を行う農業サービス事業体、こういったものの育成強化による労働力の確保、こういったものに取り組んでまいります。

続きまして、資料右側の2、生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成、これに向けて、まず1つ目、環境変化に強く生産性の高い産地づくりを推進するために、現計画では、導入・普及段階でありましたスマート技術をこれまで普及していない品目等に展開するとともに、高温耐性の品種・品目の選定や導入、それから畜舎の暑熱対策、また、新たな生産技術等の実証普及、こういった気候変動対策を推進してまいります。

2つ目、収益向上を支える生産基盤の整備におきましては、農地の基盤整備や地域営農の基幹的施設であります集出荷施設の整備・再編等を進めますとともに、地域計画の実現に向けまし

て、担い手への農地の集積や集約化などを推進してまいります。

3つ目、農産物の流通及び販売力の強化のために、引き続き輸出拡大に向けた産地づくりを推進してまいります。バレイショの「壱岐黄金」など、本県農産物の価値を高めるバリューチェーンの構築とともに進めてまいりたいと考えております。

4つ目といたしまして、生産性の高い木材・特用林産物生産体制の構築に向けて、林業事業体へ就業する新規林業就業者の確保や生産性向上を図るためのスマート林業技術の導入、生産性の高い作業システムの構築等を推進しまして、林業就業者及び木材生産量等の増加を図ってまいります。

左下にあります、3、賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくりにつきましては、集落機能の発揮に必要な資源保全活動の展開に向けて、集落が保有する多面的な機能を維持するために、草刈りなどの資源保全活動につきまして、農作業の外部化、アウトソーシングを推進してまいります。

また、3つ目に書いております集落全体の所得を向上させる地域ビジネスの拡大のために、直売所機能の強化や関係人材の育成、農泊につきましては、修学旅行やインバウンドなど受入れ人数を拡大し、交流人口を拡大させることで、地域の活性化を目指してまいります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

こちらは、前回、委員会でもお示ししておりますけれども、今ご説明しました内容を含め、次期計画の施策体系及び行動計画を示してございまして、この体系に基づき、素案として作成しております。

4ページをお願いいたします。

今後のスケジュールにつきまして、資料中ほどから下の方に記載しておりますけれども、本委員会でのご審議をいただいた後、パブリックコメントを実施しまして、県議会をはじめ、これまでいただいたご意見等を反映した計画案、これを外部有識者等を含む策定委員会にお諮りした後、11月県議会に議案として上程する予定で進めてまいります。

また、5ページ以降に次期計画の素案の概要版を掲載しております。

めくっていただきまして、目次、それ以降に概要版の2ページから、実績を含めまして現状を、6ページ以降に基本方針、それから、9ページから今ご説明した3つの基本目標ごとに目指す姿、施策の展開方向、KPI、素案達成に向けた具体的な振興方策、こういったものを記載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【饗庭委員】 陳情について、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

陳情の23番の野生鳥獣対策についてお伺いします。

これに対する県の対応のところの3番目の鳥獣被害防護柵の処分制限期間の短縮ということで要望がされておりますけれども、現時点では見直しは困難というような見解になっております。

そういう中で、耐用年数14年間なんですけれ

ども、地元で防護柵をされている方から、さびが結構ひどくて、穴が空いたりしているというところで、実際14年もたないという状況のようなんですけれども、それに対して、県としてはどのような対策を取られているのかお伺いします。

【三溝農山村振興課長】さびて破損してるワイヤーメッシュに対して、県はどういう対応を取るかというご質問なんですけど、まずは、今の鳥獣被害の現状として、見回り不足がかなり出てきております。その関係で、ワイヤーメッシュの破損にも気づかないという状況も多々見られますので、まずは現場の方も見回りをしっかりとさせていただいて、ワイヤーメッシュの破損を見逃すことがないように、管理の徹底を今指導しているところです。

その時点で、破損があったワイヤーメッシュの補修につきましては、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用によって、部分的な部品の交換が可能ですので、市町からそういう相談があった場合には、これらの交付金の活用を提案しております。

【饗庭委員】部分交換ができるということですが、できれば短縮した方がいいかと思うんです。今後、県としては、短縮をもっと国に要請していくのか、やはり部分交換で対応していかれるのか、再度、確認したいと思います。

【三溝農山村振興課長】以前も、14年の耐用年数の短縮なりを国の方に要望してますし、今回も8月に農水省の方に、その話もさせていただきました。

国の方も問題意識というのはあるんですが、現時点でなかなか対応ができないということでしたので、県としても、引き続き国に対してはいろいろ意見交換をさせていただきながら対応

させていただこうと考えております。

【饗庭委員】ぜひ国への要望を続けていただきたいと思います。

そういう中で、イノシシが、地元長与でも増えてますし、県内も増えているという状況です。前は農作物のところに行っていましたが、最近は、道路に出てくるというような状況もありまして、農作物の被害も防止してほしいんですが、全体的な鳥獣対策が必要かと思います。その辺りは県としてどのようにされるのかお伺いします。

【三溝農山村振興課長】イノシシの市街地の出没に対する県の対応でございしますが、県といたしましては、市街地出没時の緊急対応マニュアルを作成しておりまして、この中で、追い払い、それから捕獲についての対応方法について、お示しさせていただくとともに、市町を通じまして、住民の方に対し、出没のやはり原因となります生ごみ、この辺りも放置の防止や、イノシシに遭遇した場合の対処方法などについて、周知を図ってきております。

また、イノシシを保定する用具などにつきまして、資材整備の支援や、追い払いの模擬演習などの研修を実施しているところでございます。

【饗庭委員】これからも引き続き、対策をお願いしたいと思います。

次に、25項目のところの、県の対応の2番の収入保険の加入率を向上させるため、保険料の引下げや加入費の補助というところでも、これは引下げが難しいというようなことになっておりますけれども、やはりこの保険に加入することによって農業者が安定するのではないかと思います。県の考え方をお伺いします。

【山下農産園芸課長】収入保険の加入促進ということでございます。

まず、支援という部分でございます。資料の方に書かせていただいておりますが、まず、この収入保険、国の法律に基づく非常に手厚い保険制度ということで、我々も推進すべきだと思っております。その保険料というのは、もう既に国で50%、あと積立金の部分でいったら75%という非常に高い支援が行われているというところ、あと、既にたくさんの人が加入されているということとの関係性、あとほかにも保険制度等がございますので、そういった点、関係性を考えますと、支援という部分は慎重に考える必要があるのかなというふうに考えております。

一方で、やはり非常に手厚い保険制度、加入者、しっかり伸ばしていかないといけないというのは我々も考えております。

この収入保険の加入促進でございますが、長崎県においては、長崎県収入保険推進協議会、こちら共済組合や農業関係団体、県等で組織している協議会でございますが、そうした協議会を中心に加入促進活動を行っております。昨年の例でいきますと、増加した経営体、147経営体が増加しております。

この協議会での活動でございますが、主に共済組合を中心に行っておりますが、制度の説明会ですと昨年度でしたら29回、あと個別相談会は8回、あと、個別で普及活動とかサポート活動、こちらについては3,000件を超えるような活動を行っているということで、そういったものを積み上げまして、147経営体が増えたということでございます。本年度についても、加入者数100の増加を目指して同様の活動を推進しておりますので、そういった関係団体と連携した活動を通じまして、引き続き加入促進を図ってまいりたいと考えております。

【清川委員長】 饗庭委員、いいでしょうか。

今質問されていることは、政策等決定過程の透明性の中で質問させていただければというふうに思っております。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 すいません、引き続きしたいと思います。

先ほどご説明いただいた収入保険の加入率を向上させるために、様々な取組をされているというのは理解したところです。

その中で、県の対応の中にも書いてあるんですけれども、保険料補助を実施している県が10都県あるということなので、長崎県も保険料の補助をしてはどうかと、この要望のとおり思うんですが、その辺りはどのように考えておられるのかお伺いします。

【山下農産園芸課長】 資料の方にも書かせていただいておりますが、加入促進のために支援を行っている自治体があるということは、我々も認識はしております。

一方で、やはりまず、初期に加入の支援を行った場合、既に入っている人の関係性、後は継続してずっと支援を行うというのは、非常に多大な財政負担が必要となるという点もございます。

農業にいきますと、様々な今課題がある中で、対応すべきものって非常に多いというところで、経常的にそういったところに支援をずっと続け

るのがいいのか、課題に対応していくことに回すのがいいのか、そういった点も含めて、やはり慎重に考えていく必要があろうかなと考えています。

一方で、先ほど申しましたように、加入促進については、引き続き地道な活動を含めて頑張っていきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ加入促進を進めていただきたいと思います。

もう一点、すいません、6項目の農地基盤整備事業の推進について、地元長与町の分なんですけれども、この中で、2ページ目の基盤整備状況が、進捗率7%。これから進むんであると思いますが、令和10年度までの予定ですので、これが確実に進むのか、確認をさせてください。

【吉田農村整備課長】長与岡地区の件ですけれども、ここの地区につきましては、ご承知のとおり長与町の北部で大村湾に面する、丘陵地に広がる樹園地でありまして、記載しておりますように、令和5年から10年度までの6年間計画でミカン園の区画整理と畑地かんがい施設、これが10.7ヘクタールを整備する計画を進めております。

まずは、簡単に整備の手順について、ご説明をさせていただきたいんですけれども、具体的に区画整理、農地の基盤整備と申しますけれども、区画整理というのは、農家の皆様の点在する農地を集約して、区画形状を整えて、以前の場所とは異なる別の場所に新たに付け替えるという換地手続というのが必須となります。このため、まずは事業区域を明確化するために、地区の内外、この境を明確化する必要がありますので、そういう土地との境界測量を行った後に、整備に必要となります現地の地形測量を実施します。それを基に、新たな場所に農地を配

置するための換地の計画ということを行った後、それに基づいて農家さんに同意、了解を得た後に、実際の工事をするための実施設計を行って、その後に工事を発注すると、こういう流れであります。

今回、長与岡地区の進捗は、令和6年度までが7%となっておりますけれども、先ほどご説明をしましたように、工事を実施する前にも測量設計と換地計画を実施しているものでございます。現在、3団地あるんですが、それを結ぶ連絡道路という道路の整備について、まず用地買収を行っているところでございまして、これが整った後に本格的に工事に着手するということとなります。そういう状況でございますけれども、現在の計画につきましては、令和10年度を目標として、できるだけこの工期内に完成できるように進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】ご説明ありがとうございました。

そういう中で今用地買収ということでしたけれども、用地買収は、スムーズに進んでいる状況ということで理解して大丈夫でしょうか。

【吉田農村整備課長】先ほどご説明しました団地間を結ぶ連絡道路として350メートルありますが、こちらの方につきましては、6名の方が対象としてございまして、今月中に、市がそういう対象の面積等々の用地買収に必要となる資料を整理して、来月から用地交渉に取り組んで、円滑に買収が行えるように説明をし、同意をいただいた後に、可能であれば今年度末から一部工事の着手を計画していきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ令和10年度までに完成するように進めできればと思います。

以上で終わります。

【清川委員長】ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管一般について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】 おはようございます。

議案外について、幾つか質問をさせていただきます。

まずは、佐世保市食肉センターとちく場についてお尋ねいたします。

前回の委員会でも質問をさせていただいて、一般質問でも議論になっておりましたし、佐世保市議会でも今議会において議論になっておりましたが、改めて内容を深めるために、議論を深めるために質問をさせていただきます。

まず、前回いろいろ質問させていただきましたが、その後の進捗、佐世保市食肉センターとの協議ないし話し合いみたいなものの進捗状況があれば、教えていただければと思います。

【森畜産課長】 宮本委員の方から佐世保市の屠畜場、食肉センターの件についてのご質問でございますが、前回6月の委員会の中で、今後、設置者であります佐世保市と管理運営者の食肉センターの方と協議の場を設定していきたいとお答えしておりましたが、実は、前回委員会の終了後すぐ佐世保市とも連絡を取り合いまして、8月27日に、実は1回目の検討会を食肉センターの方で実施しております。県の方から畜産課と農産加工流通課とが出席して、打合せを行っております。

その中で、うちの方としましては、補助事業の活用についての話もしましたが、佐世保市の方からは、現状のとちく場の手数料の見直し等も検討を開始しているようなことなどを一応確認したいということで、継続して、今後も打合せを行っていきましようということで、実は、

来週、もう一回、2回目の検討会をする予定で検討を進めております。

【宮本委員】 ありがとうございます。早速、8月27日に協議をしていただいて、また2回目もということで、ご答弁いただきました。引き続き、どうか現場の意見を聞いていただきたいと思いますと思っています。

あと、手数料等の見直しとかも言及されたということで、何か手だてを探っていただきたいと思います。

先ほどご答弁いただいた国の補助事業について、これは佐世保市議会の方でもちょっと議論となっておりますけれども、民間団体が実施、事業主体であるので、なかなかいろんな問題が出てくると考えております。所有権とか費用負担の課題というのがあるので、県で、この費用の一部について助成をする考えがないのか、していく必要もあるんじゃないかなと思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

【森畜産課長】 まずは、今年度、市ではありませんが、その中で加工管理をやっている食肉センターの方が取り組める事業で、機械の更新の取組を行うこととしております。それをもって、まず、目の前ではその事業を進めていって、内部の機械更新は進めていこうと思っておりますが、委員おっしゃるように、現行の国の事業の中では、直接、市が事業主体として取り組めるようにはなってないんですけども、設置後23年を経過してきた中で、財産管理台帳も確認しながら、耐用年数等も見ながら、更新ができるものについては、国の事業をどうにかして活用できないか、仕組み方によって、機能向上を含めて取り組めないかというところの知恵を打合せの中でもやっていって、そこが、私たち県の立場での関わり of 大切な部分かなというふうに思ってます。

す。

国からまとまった定額の、定率の補助金を持ってこれれば、それがまず第一だと思っておりますので、そっちを第一に考えていきたいというふうに思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

その補助事業は、緊急的なものであると聞いておりますので、継続できるようなものが選択できればいいんでしょうけれども、なかなか施設自体の安定稼働については、ちょっと厳しいのではないかなと、私自身も考えております。

一方で、先ほどご答弁いただいた手数料の見直しですけれども、手数料の見直しについても検討をしてもらえないかという意見もありました。そもそも県内には食肉センターが、佐世保食肉センター以外にも、日本フードパッカー株式会社の諫早工場と川棚工場、あと島原と五島とあります。佐世保食肉センターの手数料、使用料がどうなっているのか、ほかの、今言ったようなとちく場との比較について、ちょっと確認をさせてください。

【森畜産課長】 県内の食肉センター、とちく場の方の手数料ということでございますが、県内には先ほど委員おっしゃっていただいたように、佐世保の食肉センターを含めて5か所、食肉センターがあります。そこで、とちく場別に定められた使用料と、あと、冷蔵庫保管料、保管と冷蔵庫使用料を併せた使用料というのが、6年度の数字がありますけれども、佐世保につきましては、肉牛の場合で申し上げますが2,750円、1頭当たり2,750円というふうになっておりますけれども、フードパッカーでは3,037円、島原半島にいきますと6,842円と、また、五島の方も2,936円、県内の平均が3,891円という状況からすると、肉牛の佐世保市の場合では2,750円ということで、県

内で一番安い手数料になっております。ということ踏まえて、見直しの検討が必要ではないかということをこっちから提案させていただいているところになります。

【宮本委員】 ありがとうございます。

冷蔵庫の使用料を含めた平均が3,891円です。島原については6,800円でかなり高いですね。これと比較すると、佐世保食肉センターの使用料というのは、非常に安いということが分かります。

ただ、これよくよく見ますと、そもそもこの佐世保の使用料自体は、保全計画の中の費用に充てられていません。まず、そもそもこの使用料を保全計画の中に入れて、オーバーホールであったりとか、機械の修繕の費用に充てることができれば、佐世保市が負担する1年間で約1.7億円ぐらいかかる費用も下がるんじゃないかと考えるところなんですけど、使用料の見直しにおいて、それを充填することが、変えることが可能なのかどうかについて、県の考えを改めて確認させてください。

【森畜産課長】 今、宮本委員の方からおっしゃっていただきました使用料の部分が、保全計画の方には回ってなくて、管理運営費の方に充てられているというような話は、実は私たちも8月の打合せの中で聞いたんですが、私たちとすれば、使用料でもって施設管理、運営と併せて更新のための保全計画が、その中に含まれるものだというふうに思ったものですから、そういうふうな投げかけもしたところなんですけど、その8月の打合せの中で聞いたところによりますと、もともとの施設が平成14年にできた頃です、もともと施設ができたばかりの頃というのは、当然、補修なり修繕というものはありませんので、けど一方で、その手数料が入って

くる中で、管理運営費の方にそれを充てるということでしたが、もともと最初の頃は、一部その部分を保全管理として取ったというような話も、この間の打合せの中で聞きました。それが、その後にもう管理運営費の方に回すに至っていると。現状ではそういうふうになっているということでしたが、受益者負担の考え方からいけば、自己財源ということからいけば、手数料の中で更新も含めた管理運営というのは必要なことじゃないかということは、市の方と話をしてきたところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。いろんなやり方というか、選択というのはあろうかと思っています。もちろん県が負担していく、年にかかる保全計画の中での運営費とオーバーホールとか機械の修繕費の一部を負担する。そもそもは佐世保市以外から、県外からの持込みが多いのでというところから議論から始まったと承知しておりますので、そういうところも加味していきながら、いろんな選択肢から選ぶことが大事だろうと思いますし、いろんな提案もしていただきたいと思います。

一方で、佐賀においては、県と市町と農業団体が出資した佐賀県畜産公社が開設者となっていて、佐賀県が事業実施主体となっているということも聞いております。県が実施主体となっているところも、お隣の佐賀県ではあるようなので、中長期的な観点から、長崎和牛の輸出を考えた場合、より高度で、衛生管理が徹底された施設を造る、新しい食肉センターを造るという観点から、県が整備をしてもいいのではないかと。これは一般質問でもちょっとあったけど、改めて、この考え方についてお尋ねいたします。

【森畜産課長】 県の関わりというようなことだ

と思いますが、一般質問の中でも質問があった部分でございます。

県としましては、肉用牛の振興を図ることにつきましては、長崎和牛の輸出拡大というものは、大変重要な取組だというふうには思っております。まず、その推進に向けてですけども、今、佐世保市の食肉センターの方では、機械が古くなってきているということもありますが、まずは、佐世保市食肉センターの機能向上については、もう目の前のことなので取り組んでいかなければいけないと思っておりますけども、施設本体の整備につきましては、先ほど話あったように、県内に、ほかに4か所の屠畜場もありますので、関係者の皆様からの声も聞きながら、その部分については慎重に長崎和牛の振興に資する整備方法というものを検討してまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。

今後どうやっていくかというのは、市とも、あと食肉センターともいろんな協議を重ねていただきたいと思いますし、ちょっと繰り返しになりますけれども、やはり県外からの持込みが多いということなので、県内にあるほか4か所とは、またちょっと大きく違うところがあるんじゃないかなとも考えます。

よって、保全計画の年々にかかる費用の、例えば3分の1とか3分の2を県が負担するということはあってもいいんじゃないかなとちょっと考えるところもあります。どうか引き続き、協議をしていただいて、何が県としてできるのか、使用料とか、手数料の見直しもそうですし、国の事業を引っ張ってくるというのもそうですし、あらゆる選択肢を探っていただきたいと思いますが、これについては、部長いかがでしょうかね、いろんな選択肢もありながら、県としてで

きることを探っていただきたいと思います、いかがでしょうか。

【渋谷農林部長】先ほどご指摘がありました県内の市場の状況ですけれども、諫早とか、それから川棚のフードパッカー等についても、ほぼ県外がかなり占めている状況なので、佐世保が特殊というわけじゃありませんので、畜産課長がお話ししましたように、様々ないろんなご意見がありますので、まさにご意見をお伺いしながら、県として何ができるかということについては、しっかりと検討させていただきたいと思っております。

【宮本委員】分かりました。引き続き、協議を継続していただきたいということを改めて要求いたします。

次ですけれども、これも前回の委員会でも取り上げさせていただきましたが、宇久島におけるメガソーラー発電事業についてです。

前回に引き続きちょっと質問いたします。非常に離島の振興には大事な事業であると考えておりますが、前回から質問をしておりました事業者との協議について、今後のスケジュールを含めた見通し、進捗状況についてお尋ねいたします。

【松尾林政課長】宇久島におけるメガソーラー事業に係る林地開発許可申請なんですけれども、スケジュールにつきましては、今、申請者、事業者において、補正指示をやっておりますので、今後の見通しということにつきましては、県が求めています、その補正について、どのような対応を事業者さんがされるかというところにかかっておることから、県としてスケジュールがいつぐらいになるということは申し上げることは、できかねるということをご了承ください。

【宮本委員】ありがとうございます。引き続き、

協議を継続していただきたいと思います。いろんな課題があるかと思いますが、この課題における進捗状況について、何か進み具合等々がありますならば、確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【松尾林政課長】今、事業者さんが補正をかけてる主な内容としましては、最も重要な防災施設についての検討を事業者さんの方でされているというふうに承知しております。

具体的には、今年の6月にも熊本県立大学の教授と打合せをしまして、許可の判断基準の防災施設について、どのように今後やって、進めていくかというところを検討されていると承知していますので、その辺については、県としても協議を事業者さんにヒアリングさせていただきながら進めているところです。当然、一番重要な施設でもございますので、林地開発許可申請に当たっては。それにつきましては、しっかりとこちらも許可権者として、森林法にのっとり、適正な審査をしてまいりたいと考えているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。引き続き協議の方を進めていただきたいことを要望させていただきます。

【清川委員長】ほかに質問ありませんか。

【初手委員】それでは、質問させていただきます。

2点ほど質問させていただきますけれども、まず1点目は、中山間地域での農地ののり面の管理の方法についてお尋ねしたいと思います。

棚田は一般的に、普通の水田と比べますと、当然、のり面が狭く急斜面が多いために高齢化が進む中山間地域での、のり面草刈り作業は大変負担が大きいと。また同じく、危険も伴うという状況ではあります。

また、今新たにラジコンの草刈り機の活用もあるようではありますけれども、のり面の傾斜角度が急であれば、ラジコンはやはり使えないというのが今現実であろうかと。ある程度制限されてくると思っております。特に夏場の草刈り作業につきましては、やはり熱中症のおそれもあるということで、このような中であって、1つの例として、波佐見町の鬼木地区と一部町内に取り組んでらっしゃいますけれども、民間会社の、特許技術によるセンチピードグラス吹きつけ工法というのをのり面の管理に利用されておられます。

そこで、この方法や取組事例、課題等についてどのように捉えられるか、お尋ねしたいと思います。

まず1点目は、センチピードグラス吹きつけ工法というんですけども、こののり面の管理というのは、どのような方法で行われているのか、ご説明いただきたいと思います。

【三溝農山村振興課長】 ご質問のセンチピードグラスによるのり面の管理方法でございますが、センチピードグラスというのは、和名でムカデシバといって、草丈が大体10センチから25センチ程度のちょっと低めの草になります。これをのり面で栽培することで、草刈りの回数を大幅に削減できたりとか、ほかの雑草を抑制する管理方法でございます。

導入の方法につきましては、自家苗とか購入苗を植え付ける方法や、種とパルプ、それからのり剤などを混合して、のり面に吹きつける方法などがございます。

波佐見町の鬼木地区では、この種子とパルプとのりを混合して、のり面に吹きつける方法でございます。

【初手委員】 ありがとうございます。

先ほども言いましたように、特許を持った業者がおられる流れで、取り組んでおられると思いますけれども、言わば吹きつけるということですので、最初、手間はかかるけれども、それが定着すれば草が生えてくる分が抑えられていくと。だから年に1回の草刈りで大丈夫だという位置づけになってくるんだろうと思っておりますが、このセンチピードグラスの方法での、のり面管理というのは、長崎県内ではどれぐらいおられるのか、その辺について、どの程度普及があるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

【三溝農山村振興課長】 県内の、事例の方をお調べさせていただいたんですが、県内では、やはり波佐見町の鬼木地区が普及していることになっております。

面積につきましては、鬼木地区の方で約2万平方メートル、棚田全体の約6割から7割に普及しております。

【初手委員】 県内では取組の事例がないということで、ほかの県では多分幾つかあると思うんですけども、あまりご存じでないというのが現状ではないかと思えます。

それでは、そういう状況の中で、波佐見町の鬼木地区で取り組まれた経緯、どういう流れでこの情報を把握されて、今実際に数年間取り組んでおられますので、その辺について教えていただければと思います。

【三溝農山村振興課長】 鬼木地区の住民の方にお伺いの方させていただきましたが、ちょうど四、五年前に、全国棚田サミットに出席されました波佐見町の町長さんが、そのときにセンチピードグラスの説明会を聞かれまして、この技術に興味を持たれております。その後、鬼木地区に帰られて、町長さんほか二、三名の方で試験的にこの取組を行うことになりまして、この

業者の方が、四国の愛媛県の業者の方なんです
が波佐見町に来ていただきまして、センチピー
ドグラスの種をつけて、試験の方を実施されて
おります。

最初の試験につきましては、約15枚の田んぼ
で実施されておりまして、その後、効果につ
きまして確認されたところ、草刈りの省力化が非
常に認められたということで、順次、鬼木地区
の方に拡大したということで伺っております。

【初手委員】 ありがとうございます。

ということは、棚田サミットで把握をされたと。
実際にやってみようということで、鬼木地区
の有志の方がお集まりのということであれば、
波佐見町として、やはりかなり地形的な面もあり
ますけども、効果はあるというふうに理解され
ているということでよろしいですか。

【三溝農山村振興課長】 集落の方によりますと、
以前は、夏場も含めて草刈りが年に3回か4回程
度行われたということなんですけど、現在は、年
間1回、場合によってはもうされてないという方
もいらっしゃるということで、非常に作業負担
が軽減されたということでお伺いしております。

あわせて、地域の方は、景観が緑一色になっ
て、非常に景観もよくなったということでお伺
いしております。

また、ちょうど兵庫県のマニュアルも調べさ
せていただいたんですが、草丈が25センチ程度
しか伸びないということもありまして、先ほど
申しました草刈りが楽になるのと併せて、根が
ワイヤ状に入っていくことで土がしっかり
保持される。それから、センチピードグラスが
放出する物質によって、ほかの雑草の生育も阻
害されるという効果があるということで、マニ
ュアルの方には示されておりました。

【初手委員】 ありがとうございます。

効果等まで含めてお話をいただきました。私
も現地に行ってみました。この前、鬼木の棚田
まつりというのがあったんですけど、棚田が斜
面にずっとあって、下から見ますと、芝で、そ
んなに伸びておりませんから、緑がずっと棚田
の斜面に張りついて、大変すばらしい景観と。
草が伸びておらず、遠くから見れば芝を張った
ような感じの景観になるので、棚田を守る意味、
あるいは中山間の位置づけの中では、景観も含
めて、いい取組であるかと思っております。状
況的に把握をしていただいておりますけれども、
この工法を導入することによって、今も一部ご
説明をいただきましたけれども、どういう効果
が見られますか。

【三溝農山村振興課長】 効果につきましては、
先ほど申しましたとおり草刈りが減るというの
と、土が流亡しない、根っこがしっかり入ります
ので。その辺りについて効果があるということ
と、ほかの雑草の繁茂も減っていくというこ
とでお話を伺っております。

【初手委員】 ありがとうございます。

なかなか言葉で表現するのは難しいところだ
と思うんですけど、現地の状況もご存じだと思
います。高齢者が多い地域において、特に草刈
りの回数が減るといのはかなり魅力的だと思
っておりますし、これまた地域の方とのつなが
りが重要であるんですけども、どのように捉え
ていくかです。

次に、県内では、波佐見町の鬼木地区と一部
の地区のみと、導入における課題もお聞きしま
した。この業者は、民間会社ということでさっ
きご説明がございましたけど、工事の価格とか、
そういった面については、どれぐらいでできる
のか、ちょっと把握されていれば教えていただ
きたいと思います。

【三溝農山村振興課長】 鬼木地区の事例を申し上げますと、2万平米でこの取組を実施されております。経費は約800万円かかっているということで、1平米当たり、400円程度ということになってます。やはり経費が高いことが、なかなか導入が進まない原因の一つということで考えております。

【初手委員】 ありがとうございます。

やはりその辺が一番ネックになるのかなと私も思います。

次に、このセンチピードグラス工法について、価格の問題がありますのでどうか分かりませんが、導入をしていくというような支援策が考えられるのか。例えば、これは私なりの勝手な判断ですけども、波佐見町においては、支援策として、農地の管理省力化ということで制度化をしておりまして、農地または農業施設であること、事業費の70%以内、搬出前後の作業経費は含まない、補助金は100万円を最高限度額とするということで、町の規則に位置づけてPRをされております。

ただ、やはりなかなか金額的なものがあるので、地域全体で取り組まないといけないというものもありますけど、そういう取組の制度化もされておりますし、また、中山間の関係になりますので、中山間地域等直接支払制度の中に、多分、金額的にはそんなにないと思うんですけども、そういったものを活用しながら地域と組んでいくというのも一つの考え方かと思います。先ほど言いましたラジコンの草刈りは、結局、人件費を払いながら雇うといいますか、協力いただくというシステムでもありますので、そういう集落産地サポート事業の対象になるかどうか分かりませんが、そういったものを幅広く解釈しながら、いろんな手だてをして、幾ら

かでも補助をあげて、こういう取組を進めていくというのも一つの方法、検討課題ではないかと思うんですけども、いかがでございますか。

【三溝農山村振興課長】 現在、県として残念ながら、そのセンチピードグラスの支援策というのはございませんが、先ほど委員おっしゃったとおり、中山間地域等直接支払交付金、これの活用ができていきます。これについて、鬼木地区にも、実際、中山間地域の交付金を使われているということもお伺いしております。まずは、そこを活用していただくのをお勧めしたいと思います。

それから、集落山地サポートに関してですが、やはり課題が、先ほどの経費の問題もございましたが、センチピードグラスをのり面に吹きつける前の草刈りは完全にある程度雑草をなくしてしまう作業で準備がかなり必要だということになっております。そういう業者とかボランティアの方にお手伝いいただいて、そういう作業をしていただくとか、業者の方もリスト化して、紹介していくということも考えられますので、今後その点については、検討してまいりたいと考えております。

【初手委員】 ありがとうございます。

最後に、この方法については、説明を聞いて、地域の取組、そしてまた、工事費の負担等の課題があると思っておりますけれども、冒頭申し上げましたように、高齢化が進む中、そしてまた、中山間地域の保全・涵養、夏の熱中症対策、のり面の草刈り作業による危険の解消などにつながっていくと思いますので、いろんな課題もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ具体化に向けて、前向きにご検討いただきたいと要望させていただきます。

次に、あと1点でありますけども、本県におけ

ます茶業振興の取組について、現状も含めていろいろお聞きしたいと思います。

茶の輸出が、県内、彼杵地区でも取り組まれています。

まず、そのぎ茶は、農家、販売店、そしてまた、行政が一体となった取組で、見事に今、ブランド化に成功したという評価を受けているところであります。5月に開催されます、そのぎ茶市も、近年多くの来場者がお見えになって、大変有名になって、にぎわいを呈しているところでございます。また、7月に開催されました第35回の献茶品評会でも、産地の方々が優秀な成績を収められているという現状もでございます。

そして、お茶農家の若手の方々が起業されて、県内外の菓子店や飲食店のほかに、輸出にも取り組むなど、いろんな課題を抱えながらも、そのぎ茶の振興を支えているという状況でございますし、また、県内においては、当然お茶の栽培ですので、中山間地域でもそういう茶業を営んでおられるという状況でもあると思っております。

このような中、全国の茶産地では、輸出をはじめとした販路拡大の動きが活発化をしているとお聞きしております。海外においては日本食ブーム、そしてまた健康志向などによりまして、抹茶需要が拡大していることから、欧米やアジア市場を狙って販路拡大に力を入れていると言われております。

また、米国向けでは、関税引上げが影を落とすという面も危惧されますけども、生産者の中には、逆境に負けず品質のよさをはじめとした付加価値の高さを生かして、売り込みの戦略を進めていくという考えを持った生産者もおられます。

そこで、まず1点目にお尋ねいたしますけども、

全国における茶輸出の現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

【山下農産園芸課長】茶の輸出の状況でございます。

まず、今全国のお茶の状況を聞きますと、いわゆる急須等に入れるリーフ茶という部分の需要というのは、残念ながら年々減少しているという状況でございます。

そういった中で、先ほど委員からありましたけど、海外においては、日本のお茶、特に粉末状の、抹茶をはじめ、粉末状のお茶の需要が非常に高まっているというところでございまして、全国的にお茶を輸出する取組が広がっております。

現状でございますが、昨年度、令和6年度のお茶の輸出額、全国でございますが、364億円となっております。これ10年前、平成26年と比較しますと、10年前が78億円ほどでしたので、この10年で4.7倍と非常に大きく増えてきているというところでございます。

この増えている部分の、茶の輸出の大部分は、抹茶をはじめとする粉末状のものということで、海外では、そちらが非常に人気があるというところでございます。

これに対応しまして、全国主要産地、例えば九州ですと鹿児島等、お茶の大きな産地でございますが、そちらにおいても、粉末茶への生産転換が進められており、輸出を拡大するというような取組が広がっていると承知しております。

国の方におきまして、2030年まで、茶の輸出810億円を目指すというところでございまして、引き続き、お茶の輸出という部分は、伸びていく分野でなかろうかなというふうに考えております。

【初手委員】 ありがとうございます。

いろんな国際的な位置づけもあって、着実に
お茶の消費というのは国内でもですけども、海外
的な面でも広がっていくと理解をしていいので
はないかと思っております。

そのぎ茶においても、輸出に取り組むFOR
THEESという企業を起こされた会社もある
んですけども、本県における茶の輸出の現状と
課題というのは、今どういうふうに位置づけら
れておられるのか、お尋ねいたします。

【清川委員長】 農産園芸課長、時間がありませ
んのので簡潔にお願いします。

【山下農産園芸課長】 本県の輸出の状況でござ
いますが、昨年の実績でいきますと約6,000万程
というふうになっております。

先ほど議員からありました東彼杵のFOR
THEESさんですとか、あと五島の方でも粉末
にした輸出等が行われております。あとは、数
名ですが、茶葉、リーフでの輸出でも取り組ん
でおられる方がございます。

ここでやはり課題でいきますと、やはり個々
の、点の取組というところもございまして、や
はりこれをしっかり拡大していくというために
は、様々な関係者が連携して対応していく必要
があらうに思っておりますので、輸出を拡大
していくという点では、そういった点が課題で
あらうかなと考えております。

一方で、やはり国内のリーフ茶、需要が減っ
てきているというところもございしますので、今
後やはり茶でしっかり稼いでいくというところ
には、やはり輸出という部分にもしっかり目を
向けていかないといけないかなと考えていると
ころでございます。

【清川委員長】 時間オーバーしてますので。

【初手委員】 ありがとうございます。

お茶については、その品種にもよりけりです

けども、国によっていろんな規制といったもの
があるとも聞いております。同じ茶園の範囲の
中で、いろんな葉を使う場合に、ある程度区切
られた中で対応しなきゃならないという、そう
いう国によっての基準に対応した生産の方法も
あると聞いておりますけれども、そうしますと
結局、何らかの形で作付の面積を限定していく
ということになっていきます。そうしますとや
はり、輸出を拡大していく上では、幾らかは面
積を広げていくということも、今後必要かと思
います。それと、例えば彼杵地区、彼杵町の茶
屋園以外の方々の協力もいただきながら生産を
高めていくということが必要になってくるので
はないかと思っておりますので、そういった面
についての、具体的にはまだ出ませんけれども、
支援体制というか、そういった面については県
としても積極的に今後取り組んでいかれるとい
う考え方でよろしいでしょうか。

【清川委員長】 時間となりましたので。

ほかにご質問ございませんか。

【石本委員】 3点ほどちょっと確認をさせてい
ただきます。

先ほど宮本委員からもお話ありましたけど、
佐世保の食肉センターの件について確認したい
と思いますが、先ほどの部長答弁の中で、取扱
い量については、県外からの頭数もかなり多い
というお話がありましたけども、5か所あるとい
うことですから、まず、佐世保に絞って確認し
たいんですけど、佐世保食肉センターでの取扱
い量に占める、例えば県内・県外の頭数等が、
割合が分かれば、ちょっと教えてください。

【森畜産課長】

佐世保の方での処理頭数、6年度の実績でござ
いますが、牛で1万2,842頭、処理されておりま
して、そのうち県内が1万123頭になっておりま

す。割合にしまして79%ということになっております。

【石本委員】 そうすると、県外から2割ぐらいという話になるわけですかね。

それで、これまでもずっと議題というか課題として上がっておりましたけれども、今後、輸出拡大に向けた対応としては、現状の話を聞いてみますと、佐世保食肉センターだけの処理能力では無理な分が、熊本または佐賀県に出されて、そこで処理をして海外に、いわゆる輸出に回ってるという話を聞きますけれども、そこら辺の実態についてもちょっとお伺いできればと思います。

【森畜産課長】 佐世保の方からは、ベトナムと、すいません、ちょっと時間を。

【清川委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前11時43分 休憩 —

— 午前11時43分 再開 —

【清川委員長】 再開いたします。

【森畜産課長】 佐世保の食肉センターの方からは、タイ、ベトナム、マカオの方へ輸出ができておりますが、その他については、熊本の方へ持っていったりという形で出荷されております。

【石本委員】 量的にはどれぐらいの処理頭数になりますか。

【森畜産課長】 頭数といいますか、金額ベースでよろしいでしょうか。

タイの方には1億3,000万ぐらい、それとベトナムの方に4,000万ぐらいです。それとマカオの方に2,000万ぐらいの輸出額となっております。全体輸出額の中では4億、4億のうちの、今言ったような形で佐世保の方から出荷されております。

【清川委員長】 石本委員、頭数はいいでしょう

か、金額で。今の答弁で。

【石本委員】 頭数、分かりますかね。分からなければ、後で結構です。

【森畜産課長】 すいません、頭数についてはちょっと今持ち合わせてませんので。

【石本委員】 事前にお伝えしなかったことで、大変申し訳ないと思います。

いずれにしても言いたいのは、佐世保食肉センターの拡大、整備、または新設になるか分かりませんが、すぐすぐには無理な問題というのは了知しておりますので、先ほど佐世保とも協議してるという話がありましたけれども、施設の整備に向けた、資金の積立てとか、そういったことについても、やっぱり10年後を見据えた対応を今からすると、輸出拡大に向けた対応についても、先が見えてくると思いますので、そこはしっかり県、それから関係団体、市とも協議をされて、しっかり取り組んでほしいと思います。よろしくお願いします。

それから、米関係ですけども、現在、昨年来の米価の高騰ということで、今年度、WC Sの作付面積が減ってるという話が出ております。今後、畜産農家についても、いわゆる自給飼料の減少となるとまた輸入飼料に頼らざるを得ないということになり、飼料代のアップにもつながると考えますが、そういった飼料代の削減という観点から考えたときに、このWC S等の自給飼料の作付の減少というのをどのように考えてるのかお伺いします。

【森畜産課長】 直近のいろいろお聞きした中では、やっぱり作付面積は確実に減っていると思っております。

ただし、輸入飼料価格の状況も踏まえますと、飼料自給率の向上はやっぱりコスト縮減のためには必要なことだと考えておりますので、加え

て、報告等も加えまして、飼料自給率の向上というものは、引き続き進めていくことはもうどうしても必要かと思っております。

【石本委員】 今後の米政策も含めて、さき言った飼料作物の栽培、また、今言われたような今後の輸入飼料等についても、早々に価格が下がるという状況じゃありませんので、そこ辺りもしっかりと、畜産の耕種農家との連携とか含めて、やっぱりしっかりとした見通しを立てて、面積の確保についても今後、対応してもらいたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、米の関係ですけども、新聞報道では、農水大臣が、作況指数の廃止をするというような話も出ておりましたけども、今回の米が足りない、不足したという問題は、その作況指数を誤ったというだけの問題ではないと思うんです。これまでやっぱり伝統的にしっかりとした段階を経て作況指数は出てますので、この辺の見直しは、当然していくべきと考えるんですけども、そこら辺の現状、その後、どう動いてるかというのが分かれば、教えてください。分からなければいいです。

【山下農産園芸課長】 まず、作況指数でございますが、作況指数ということで、101とか99とかいろいろ出てますが、誤解を招く点があったということで、よく一般の方々が言うと、近年から見てどうかというふうに捉えられる傾向がありますが、作況指数自体というのは、平年値ということで、過去30年間、非常に長い平均値、基になる数字と比較してるということで、非常に現場といいますか、その感覚と乖離してたということで、やはり見直しが必要だということで議論が進んでいるかと承知しております。

一方で、廃止するという議論もございましたが、やはり統計を所管する委員会の中でいろいろ指摘があって、見直しの上で一定程度そういう似たような指標を出していく方向に議論が進んでいるということを承知しております。

すいません。その先の具体的なところについては、我々、現時点では承知していないというところでございます。

【石本委員】 この辺については、今後の、先ほども言いました米政策の中でも、やっぱりしっかりと国に対して要望していただきたいと思っております。

もう一つは、これも米政策の中で、今後の、農家の所得補償の問題も出てます。この辺についても、どういった保障がベターなのか、また、いわゆる収入の確保に向けた政策も、いろんな意見が今出てますが、これらも含めて、今後、農家の経営を継続させていくための所得補償問題をどうするか、当然、米価についても、併せてどうするかが大きな問題になってきますので、再生産可能な米価にするといったことをしっかりと国に要望していただきたいと思います。今の自民党総裁の選挙の中でも、それぞれの候補者が、やっぱり中山間地域の農業の維持・継続というのを訴えておられます。我が県は中山間地域や離島が多いところでございますので、こういった政策についても、今後しっかりと吟味した上で、国の要望にも、ぜひとも加えていただきたいと思っております。

それからもう一点、鳥獣被害対策の件ですけども、これも前回の委員会でもお話ししたと思いますが、先ほど来、話があつてますとおり、なかなかイノシシの被害が減らない。特に私の周りでも、今年も平地の水田においても結構イノシシの被害が入っております。私のところも

早速やられましたんで、山手のところは、本当に減らないというのが実感でございます。

その対策としては、1つは、やっぱり森林の整備が、まずは必要ではないかなと思っております。当然、森林の整備と耕作放棄地は隣合せの問題でございますけども、森林整備の面からも、今後どういう方向性があるのか、お聞かせいただければと思います。

【松尾森林整備室長】 里山の鳥獣被害、イノシシ等において、どういった森林整備を進めていくかというようなご質問かと思えます。森林は、地域によって、自助努力とか、対象事業なんかで適切に整備しない場所などについて、市町村が森林整備を必要と認めた場合に、県民生活の保全上、重要な森林というところで、天然林とか人工林の整備を行っているというところでございまして、1つの里山事業というので整備を進めているところでございます。

【石本委員】 この里山整備事業も本当に大変ありがたい事業で、私の地域にも数年前から整備をいただいております、大変喜ばれている事業だと思います。これについても予算が限られてますので、今、第2期目の事業としてされてると思うんですけども、引き続き、やはり環境整備が鳥獣被害の減少にも大きく効果があるものと考えますので、しっかりそういう要望があったところに対しては、対応していただくようお願いしたいと思います。

それからもう一点は、同じ鳥獣害の関係で、これもこれまでお話ししてますけれども、県北でもイノシシの捕獲についてはしっかりやりたいという意向はあるんですけども、特に夏場等に捕獲した後の処理が大変だと。いわゆる処分したいけども処分できないというような状況があるということで、処分場までの搬出、運搬す

る場合の一時的な保管場所、冷凍や冷蔵施設が、例えば県北地区でできないのかというような話も上がってございましたが、今後の取組として、県としてはどのように考えておられるのか伺いたしたいと思います。

【三溝農山村振興課長】 委員ご質問の一時保管の関係ですが、この単独の整備については、現在、鳥獣交付金の対象となりませんのでなかなか難しいという状況です。今、松浦市も入られてる市町で構成する県北地域の有害鳥獣被害防止協議会というのがございまして、その中で、減容化施設、捕った鳥獣に熱をかけて重量を減らして、それで処分していくという方法がございまして、この検討がなされております。これについては、国の鳥獣交付金も使えますし、委員ご指摘のストックポイント、一時保管施設も一体整備であればできるということです、県としては、この議論を見守りながら支援するところはしっかりしながら、そちらの方で進めていければいいかなということで考えております。

【石本委員】 ぜひそういった取組も含めて、いかに鳥獣被害を減らせる対策を継続していただくかということが、大変、鳥獣被害を減らすということに役立つと思いますのでしっかり協議をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

【清川委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 しばらく休憩いたします。

午後は1時30分から再開いたします。

— 午前 1 1 時 5 7 分 休憩 —

— 午後 1 時 2 8 分 再開 —

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管一般事務について審査を行うことといたします。

ご質問はございませんか。

【坪内農産加工流通課長】午前中に佐世保食肉センターからの輸出頭数というお話がありましたけども、輸出にあたっては、部位ごとの輸出なものですから、サーロインとかヒレとかって。だから頭数という数字がないということをご報告させてください。

また、畜産課長の答弁の中で佐世保食肉センターからの輸出額が4億円ということを申し上げましたが、4億円は、令和6年度の長崎和牛全体の輸出額ということで訂正をさせていただきます。

【清川委員長】ほかに質問はございませんか。

【千住委員】失礼します。私の方から、お米についてちょっとご質問したいと思います。

昨年からお米の値段が上がってきてるということで、市場には、新米もちょっと出始めて、価格もちょっと落ち着いてるかなとは思っておりますが、それに伴って、実は、諫早にも酒造メーカーさんがあるんですけども、食用米と、また酒米が非常に上がってて、結構経営が厳しくなっているというようなお話も聞いております。他県においては、食用米の方に転換をするとかいうようなお話も聞いておりますが、県内の食用米と酒米の作付面積、あるいは、それと価格など、昨年と比べてどうなってるのか、分かる範囲で結構ですので教えていただけたらと思います。

【山下農産園芸課長】まず、酒米の生産状況ということですが、いわゆる酒造好適米と言われるお米のことかなと思っております。県内でいきますと、酒造好適米、それに分類するものとして作られておりますのが山田錦という品種が、

また、レイホウという品種でございます。

今年度の作付につきましては、調査はこれからとなりますが、面積は分かっておりませんが、昨年度の実績を見ますと、山田錦で、およそ23ヘクタール、レイホウで17ヘクタールというような状況になっております。

一方、種子の注文状況を確認してみたところ、山田錦で前年に比べて7割程度、レイホウで8割程度の種子の注文状況ということになっておりますので、作付面積は減ってるというようなことが、推測されている状況でございます。

また、取引価格については、それぞれ、いろいろな取引がございますので、我々も把握し切れてはないというところでございます。

【千住委員】ありがとうございます。

金額については、それぞれの取引なのでということをご存じだと思いますが、全国的に見て、酒米も上がっているというお話も聞いてて、酒造メーカーさんにすれば、先に買い付けをして、現金に変わるのが翌年ということで、1年間、現金が出た状態になってるということで、非常に経営的に厳しいというようなお話を聞きます。農家さんにしてみたら、高く売れることは非常にいいことなんですけど、なかなかその辺のバランスが非常に難しいなと思っています。

実際、作付面積、ちょっと減少してるんじゃないかというようなお話だったんですけども、その分は食用米の方に行ってるというような考えですかね。

【山下農産園芸課長】酒米が減ることが、種子の状況から見ると推計されるところでございますが、何に変わったか明確に把握するのは難しいところですが、現在の主食用米等の価格動向等を見ていると、主食用米に変わった可能性は高いのではないかなと思われるところで

ございます。

【千住委員】 ありがとうございます。

酒蔵さんに見てみたら、非常に経営のダメージは大きいですが、農家さんにとってはいいということで、部が異なるかと思うんですが、それぞれに課題があるということです。ぜひ担当部局とも、ちょっと連携を図りながら、それぞれに、できるだけプラスになるような取組をぜひお願いしたいなと思っております。物産ブランドかもしれないですし、やっぱり経営の方かもしれませんけども、部横断的に、全体的に見ていただきまして、やっぱりそれぞれの課題、やっぱりそれぞれ1つなくなると非常に困る。影響がさらに大きくなっていきますので、そういうことがないように、ぜひ早めに連携を取っていただきながら、できる対策を取っていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

【清川委員長】 ほかに質問ありませんか。

【山下委員】 おはようございます。お疲れさまです。

私の方から、今回またお示しいただいております第4期のながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）のポイントを素案という形で今お示しいただいておるわけですが、これから5か年の長崎県内の農業をどうイメージして、また、関係者の皆さんと一緒に目指すところを示していくという形だと思います。これから5か年ということは、この前に、第3期の計画があったと聞いておりますが、この第3期の5か年について、検証といいましょうか総括的なところ、5か年どうだったかなというところをもって次の計画に行くというのが流れかなと思うんですが、この3期の5か年について、その効果と

か、実績的なものとか、また、こういうところは足らざるところだったのかなとか、こういうのは次の計画では変えていかないかなとか、そういった検証作業は今なされてるものなんでしょうか、お尋ねいたします。

【峰松農政課長】 質問いただきました現計画の検証ということですが、現計画は、令和3年度から7年度まで、同様に5か年の計画で進めておりまして、農林業の生産性向上によります産地の維持拡大を図る産地対策と、持続可能な集落を実現する集落対策、これを車の両輪として進めていくというような計画にしております。この5年間、毎年、毎年度の目標に対して検証を行ってきたのと同時に、今回、第4期の計画の策定に当たりまして、この5年間の検証というものをやってみりました。

その結果につきましては、素案概要でも少しお示ししてるんですが、例えば農業の産出額、輸出額は増加をしておりますし、認定農業者の所得、あるいは農業所得1,000万円確保が可能性になる経営体数も増加、農山村地域への移住者、アグリビジネスの売上げ、こういったものも増加はしているんですが、やはり目標とする額に達していないというようなところもございます。

またご承知のとおり、農林業の山村を取り巻く環境というのは、人口減少、高齢化ということで、従事者の方の減少、高齢化、こういったものが加速化しておりますし、国際情勢等によりまして生産資材、飼料価格、こういったものの高騰、高止まりですね、それから激甚化する自然災害、気象災害、こういったものが要因となりまして栽培環境の変化、環境や生物多様性等への対応が必要となっております。現状を捉まえたところで、今回、計画、先ほどご説明

させていただきましたけれども、基本目標3つの中で、特に担い手確保というところも、重点的に取り組みながらやっていく必要があるだろうと考えておるところでございます。

【山下委員】 ありがとうございます。

今、確認をさせていただきましたけれども、この5か年間の数値目標等々、毎年チェックをしていただきながら、この5年間トータルで、例えば金額の部分とか、人数、人の部分とか、また面積の部分とか、そういったところで数値が明確に出てきて、それを検証した上で、次の5か年間に進んでいこうというような確認をさせていただきました。ありがとうございます。

ここに基本理念があり、快適で儲かる農林業、快適で暮らしやすい農山村の実現を目指しますということで、理念なんで、大きな捉え方でやっていくというのはよく分かります。ただ、私の個人的な思いを少し話させていただくと、何か理念のところに、長崎でしかできない、長崎ならではの農業みたいな、長崎版農業みたいな、何かそういった雰囲気至少在り出してくような計画になってほしいなという個人的な思いがあります。例えば地域でいくと、島原半島については、大場委員の地元ですけど火山灰由来の肥えた土があって、きれいな水があって、そこですばらしいジャガイモとかタマネギが作られている。これはもう島原独特の農業の方向性ですよね。また、県北だったら中山間地域が多くて、最先端のイチゴハウスがいっぱいあって、そういうイチゴを生産してるんですよとか、何かそういう長崎ならではの農業の方向性というのが盛り込まれていけば、何を僕が言いたいかというと、そういう魅力ある農業の方向性とかビジョンがあれば、農業従事者が、私もやってみようとか、俺もやってみようという人が増え

てくるような気がするわけですね。そういう意味でも、そういうビジョンというのは大事なことでだと思っております。もちろん、もう立派なことが書いてあるんで、私もこれについては、もちろん評価させていただきますけれども、あえてそういう長崎ビジョンというか、長崎農業みたいな形で何か入ってくれば、さらによくなるんじゃないかなとちょっと個人的な思いがありましたもんですから。理念なんで、何かかちったものというのではないのかもしれませんが、そういった雰囲気のことが、少し出してくれば、またさらにいい方向性に行くんじゃないかなと、ちょっと個人的に思っているところではありますが、それについて何か少し感想があれば教えていただければと思います。

【峰松農政課長】 委員ご指摘のとおり、本県は、離島半島、それから中山間地域といったところが多いということで、地理的には厳しい条件と見られるところがあるんですけども、農業の面でいけば、そういった地域の特性を生かしながら、昔から農業が営まれてきたという経過がございます。

そういったところを活かしながら、ただ、今はやはり条件不利地の少しでも解消になればということで、農地の基盤整備を進めておりますし、その基盤整備されたところでは機械化、規模拡大というのが進みながら、収益が上がったり、あるいは狭いところでも施設園芸を進めることで、非常に収益の高い、例えば今もお話のあったイチゴの反収向上とか、そういった産地ができる動きもございますので、今計画におきましても、そういった野菜の産地化、あるいは離島なんかで取り組まれてる畜産も高品質な肉用牛、長崎西彼や佐世保のブランドミカンなんかで見られますような果実の生産、そういった

皆様の創意工夫をより伸ばしていくような対策を打っていただければいいかと考えております。

そこで、次期計画においても、地域別の振興計画ということで、それぞれの地域で強みを生かした取組をつくらせていただいて、それに基づいて各地域でも取り組んでいただくこととしておりますし、その全体として、本県の特性を生かした産地形成につながるものと考えておるところでございます。

【山下委員】 ご答弁ありがとうございます。まさに本当そういうことで、離島半島、そして中山間地域が多いので、やっぱり長崎の農業というのは、なかなか大変な現場で頑張って生産されてるところが多いと思います。それを逆手に取るじゃないんですけど、そこを武器にできるような、長崎版農業みたいなところで、また県の方も頑張りたいと思います。先ほどちょっと私、触れましたけれども、やっぱり魅力ある農業、もうかる農業になってくるとやっぱり人材も、従事者も増えてくる。若い人にやろうと思っていただけると僕は思うんですが、その辺りを今後、長崎県としてどう注目してというか、視点を置いてやっていくのか。このところは多分、原田次長さんなられるかと思うんですけど、原田次長さん、もしよかったらその辺の見解を最後にいただければと思います。

【原田農林部次長】 委員ご指摘ありましたように人材確保の部分につきましては、やはり将来に向けて持続可能な農業を進めていくためには、非常に重要な観点だと私も思っておりますし、さらに強化していく必要があると考えております。

一方で、しかしながら担い手の確保状況につきましては、過去から大分増えております。こ

の資料7に書いてありますとおり、平均で269名と、5か年平均で確保して、増加してる一方で、まだまだ目標には達成していないという現状がございます。

しかしながら、就農した若者就業者が、県内各地でもうかる農業を実践しているというのも、また事実でございます。例えば長崎せいひ農協のイチゴことのうみの部会では、全然農業をしたことがない若者が、環境制御というスマート農業を駆使して単収を1.5倍に上げたりとか、また島原半島では、露地の農家の息子、子弟でございます長男がUターンして、規模拡大を一緒にやって、それに次男、三男が帰ってきて、その地域が発展したという優良事例もございまして、こうした優良事例を基に、産地が活性化しておるのも事実でございます。農林部としましても、産地の活性化というのは、本県農業の活性化にはもうなくてはならないものと考えており、さらにやっぱり就農の保障をしっかりと確保していかないといけないというふうに考えておりますので、産地と共に就農者をしっかりと確保していく。それはもう当然なんですけど、また、産地自らが就農者を確保する。特に親元就農と、農家の子弟、息子さんをしっかりと確保する。こういった取組もしっかりと強化していく必要があると思いますので、中身につきましては、資料の中の9ページ目から記載してあるところがありますので、具体にはちょっと申しませんけど、時間もありますし申しませんけれども、そういうこういった取組を県議会の皆様方のご支援・ご協力を賜りながら、しっかりと将来に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

【山下委員】 ありがとうございます。

【清川委員長】 ほかに質問ございませんか。

【初手委員】 それでは、先ほど時間配分が悪く
てご迷惑かけましたけども、2巡目の時間をいた
だきましたので、残りの分について、少しご答
弁をいただきたいと思いますので、よろしくお
願いいたします。

1回目のご質問の折には、お茶の輸出の取組に
ついてということで、全国における輸出状況
をお聞きしたところであります。

2点目に、本県における輸出の状況と課題とい
うことで、一部ご答弁をいただいたところであ
りますけども、本県の輸出に関する課題の部分
と、そしてまた、県として、その状況を踏まえ
て、今後どのように対応していくお考えなのか、
その辺について、ご答弁をいただければと思い
ますので、よろしくお願いいたします。

【山下農産園芸課長】 まず、お茶、輸出も含め
た課題の部分でございますが、お茶につきまし
ても、やはりほかの品目と同様、生産者の高齢
化ですとか、資材の高騰で非常に厳しい生産環
境となっております。

そういった中で、全国的にもリーフ茶の需要
低迷を踏まえて、価格も低迷してきているとい
うところで、業界を取り巻く環境は非常に厳し
くなっていると。

一方で、お茶につきましては明るい部分もあ
りまして、輸出というところで非常にニーズが
あっているというところでございますが、本県
でいきますと、輸出は点の取組になっておりま
して、なかなか産地として輸出を拡大してい
くというような状況には今なっていないという
ところでございます。

そういった中で、やはりしっかりと産地を維
持しながら、お茶の振興を図っていくためには、
まず、蒸し製玉緑茶、これをしっかり生産して
いくことに加えて、現在ニーズが非常に上がつ

ております輸出、特に粉末茶、そちらの生産に
も取り組んでいかないといけないのかなと考
えております。

まず、粉末茶を作って、これから広げてい
くにあたっては、やはり、まず関係者、生産者
ですし、JAの関係者、あと流通の関係者、そ
ういった方々と一体となって取り組んでいく
必要があるかなというふうに考えておりまし
て、現在その体制整備を進めているというところ
でございます。

また、生産面でいきますと、やはりこれまで
作ってきた蒸し製玉緑茶と異なる栽培管理が
必要になってきます。そういった面では、やは
りニーズあるお茶に適した栽培管理というの
を入れていく必要があるかなと。あわせて、海
外、輸出ということを広げていこうと思いま
す。残留農薬、こちら各国基準がございま
すので、各国のそういった残留農薬基準にも
対応していく必要があるというところでござ
いまして、そういったものに対応した茶園の
面積を広げていく必要があるかなというこ
とで、それに向けた取組も現在、検討してい
るというところでございます。

そして、粉末茶を作るとなると、やはり
機械、設備面を新たなものが必要になって
きます。やはり粉末茶の中でも抹茶と呼ば
れるものは非常にニーズが高いというこ
とでございまして、抹茶の原料となりま
す甜茶と呼ばれるもののなんですが、こ
ちらを作るためには専用の設備が必要で
ございます。しかもかなり高額という
ところがございまして。そこに至るま
で、まずステップが必要であらうかなとい
うことで、まず、既存の施設をうまく活
用して作れる粉末茶、そういったものを
しっかり作れるようにして、販売ルート、
そういったものをしっかり確

保していく必要があろうかなと思います。その上で国の事業等を使いながら、甜茶炉等の導入についても、産地と一緒に検討していきたいというふうに考えております。

あわせて、品種につきましても、やはりその粉末に適した品種というのがございますので、そういったものへの転換というのも今後、考えていけないといけないかなというふうに思っております。短期的、中期的、長期的にやるべきことというのを整理して、今後、粉末茶、海外に輸出を目指して頑張っていきたいと考えております。

【初手委員】 ご丁寧な内容、説明も含めてご答弁いただきまして、ありがとうございました。

お茶にもいろんな種類があるということで、奥深いものだなと思っておりますし、今おっしゃるように、全てが1つの機械で対応できるわけではないということもお聞きしておりますので、本当に幅広く奥深いなと思っております。そういった意味で、海外へやはり売れていくようになるのかなと思っております。

今それぞれご指摘がございました、課題もたくさんございますけども、産地の方々、若い世代も含めて、何とかそういった面をクリアして、これからの茶業を繁栄させたいという思いは、もう高く持っておられますので、その思いを受け止めていただければと思っております。

そういったことも含めて、先ほどから機材の投入の件もおっしゃってましたけども、やはり機械導入は、買替え、更新とかいろんな制度があって、一概にはできないと思うんですけども、作業の機械も2,000万、3,000万とかいうような機械もあるようでございます。なかなか一度に買い替えるというのは、できない面もある

かと思しますので、できましたらこういう時代背景ではありますけども、そういう機械購入に対する助成についても、今後、前向きにご検討いただきますことを要望としてお願いをしてから、終わりたいと思います。

これからもどうぞご支援よろしく願いいたします。ありがとうございました。どうも終わります。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【白川副委員長】 私の方からは、宇久島のメガソーラー発電事業について、お尋ねしたいと思います。

こちらの事業は、令和7年度完成予定を目指し行われている事業ということで、午前中も宮本委員の方から、完成のスケジュール感などをお尋ねされましたけれども、事業者によるものということで現状把握しかねるというお答えでございました。課題としては、防災の部分ということで、専門家にもご教授いただいているという現状を理解いたしました。

私の方からは、河川の方のことについて、お尋ねしたいと思います。

長崎県は、この佐世保市から農業振興地域除外に対する同意を求められて、それに県は同意をするという形でこの事業には関わっていると理解をしております。

そういった中で、そもそも事業者が、農地をメガソーラー発電所として使用するためには、農地を転用する申請を行わなければならない。そのためには、農振地域に指定されている部分は事前に除外しておく必要があります。

また、農振除外及び農地転用を行うには、転用後の事業実現性を判断して、農振除外や農地転用を行った後に、目的の事業が行われないというようなことがないように、そういった事態

を避けるために、事業実現性、計画的な利用の根拠等を確かなるものを認めた上で許可を行うと認識しております。

そういった中で、今現在もこの事業は完成していないわけではありますけれども、令和元年5月27日付で、長崎県は、佐世保市から提出された農振除外に同意をしております。

このときに、事業者作成の宇久島メガソーラー発電所使用河川流下能力資料というのが、参考資料として添付されておりました。こちらについて、先日、担当課に確認をしましたところ、専門家が見ると、この数値がおかしいということで、川の流速が、時速145キロ以上で川の水が流れるという非常に問題がある、高速道路の車以上に速いというような状況の数値が提出されている中で、なぜこの資料が添付されていて同意ができたのか、まず、ここについてお尋ねしたいと思います。

【三溝農山村振興課長】今回ご指摘を受けている使用河川流下計算書につきましては、農業振興地域整備計画の変更に関しまして、市が住民からの除外・編入申出を審査する際に、県に同意を求めるに当たり必要とされる資料ではございません。この資料につきましては、県が、市に対しまして、計画されてる農地転用に関連した関係法令の確認のために参考資料として提供をお願いしたものであります。

【白川副委員長】農振除外には必要のない資料だったということだと思います。その求めた理由というのが、農地転用については参考資料として必要だということで求めたということではありますが、その数値がおかしいということは気づいておられたんでしょうか。

【三溝農山村振興課長】先日、まきやま議員から、成長産業県土強靱化対策特別委員会のとき

に、先ほど白川副委員長からご指摘があった件を伺って、その後、県の方で精査をしたところ、その数字については誤りがあったということで、私たちの方も確認をしております。

【白川副委員長】誤りについては確認をされたということですが、このとき、農振除外には必要なかったが、農地転用については、実際同意をされているということであれば、この参考資料以外にも、この事業の実現性を証明する資料があったかと思うんですけども、どのように判断をされたのか、教えてください。

【三溝農山村振興課長】今回データの間違いがございましたが、実際の農地転用の時点におきましては、実際の林地開発許可の申請の際には、県の林政課の指導の下に、新たな別の資料、ご指摘の資料とは別に精査した資料で申請がなされておまして、農地転用許可申請にも同じ資料が、関係資料として提出されてます。

このように、参考資料として事前に提出いただいた時点のデータについては、先ほど申しましたとおり誤りがあったということでございますが、正式の提出までは、先ほど言った、新しい別の資料で精査されており、農地転用の許可については問題がないということで考えております。

【白川副委員長】では、その資料をご提出いただきたいと思いますが、後日で結構ですが提出いただけますでしょうか。

【三溝農山村振興課長】その点につきましては、許可関係の資料であって、全てオープンになってない資料でございますので、あと関係者のお名前とかいろいろ載ってますので、情報展示で、請求をしていただくような形になると思います。

【白川副委員長】委員会の、議員としての調査権としても難しいということでしょうか。

【三溝農山村振興課長】 その点については、後ほど調べて、ご返答させていただこうと思っております。

【白川副委員長】 では、提出を求めるよう手続きをしたいと思います。

この農振除外なんですけども、この宇久メガソーラーの事業で、農振除外をされた農地の面積についてお尋ねしたいと思います。

【三溝農山村振興課長】 暫時休憩をお願いします。

【清川委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 0分 休憩 —

— 午後 2時 1分 再開 —

【清川委員長】 再開いたします。

【三溝農山村振興課長】 この点につきましては、企業情報のため、一応、公表が不可という形で。もうしばらく休憩をお願いします。

【清川委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 1分 休憩 —

— 午後 2時 2分 再開 —

【清川委員長】 再開いたします。

【三溝農山村振興課長】 先ほど申しましたとおり、企業情報のため、公表が不可ということになっております。

【白川副委員長】 すいません。先ほどから名前が上がってるので言いますけど、まきやま議員の調べでは、この数字、ちょっと私、頂いてるんですけども、言っちゃいけないんですか。

県が農振除外している面積の総数を知らないというわけではないですね。

【三溝農山村振興課長】 これについては、企業の方からの情報ということで、この時点で私の方からお話することができないということに

なります。

【白川副委員長】 公表できない、企業の方からの依頼ということですけども。かなりの面積だと私は伺っておりまして、恐らくかなり大規模な事例だと思います。このような例が、全国的に見てもあるのかということについては、お答えできますでしょうか。

【三溝農山村振興課長】 全国の事例については、私の方では把握しておりません。

【白川副委員長】 なかなか公表できないということであれば議論が難しいですけども、全国で一番大きなメガソーラーの発電事業において、農地が転用されて、発電パネルが貼られるということで農地が転用をされていくわけですけども、この農振除外の申請が認められる要件というのがあると思いますけども、それをお答えいただいてよろしいでしょうか。

【三溝農山村振興課長】 農振除外については、先ほど申しましたが、まず、農振除外、農転をするための手続として、住民の方から市の方に申請がありまして、その後、市の方で農振、農用地の変更の関係の計画の立案がなされます。そこにおいて、事業の目的とか、その適性とか、その周辺の農地への影響とか、そういうのを総合的に判断して、農業振興地域の除外という手続になります。

【白川副委員長】 聞き方が悪かったかもしれませんが、手続の手順というよりも、除外の要件ということで、先ほど少しおっしゃいましたが、農業への影響が少ないこと、除外する土地が小規模で周囲の農地に影響を及ぼさないことですか、代替農地の確保をすることとか、ほかに言うと、先ほどの面積についても関わってくるんですけども、除外面積は1,000平方メートル未満が目安とあります。面積が公

表できないということでありましたけども、おそらくこの1,000平方メートルを非常に大きく上回る数値と認識をしております。

県の立場としましては、農林部といたしましては、この農地を守る立場にあるかと思います。農振除外、非常に難しい、ハードルが高いと私は認識をしております、民家を農地に造りたいというような市民からの要望さえも、厳しい地域においては手続も難しいというようなことも伺っている中で、家を1軒建てるというような話ではなく、このような大規模な事業が行われる中で、農地を転用していくということについて、ちょっとあまりにも許可が簡単だったのではないかなと言わざるを得ません。

つまり、今現状がどうかというと、この宇久島の農地は、メガソーラーのために転用をされているということですので、既に農家さんの牧草を育てるための畑が足りなくなっている。今現在、輸入に頼っているということですか、島内の牛の競り市が閉鎖をしているとか、畑不足、高齢化を理由に多くの牛飼いさんたちが廃業をしているという現状にあります。

そもそもこの事業の実現が可能かということの根拠に対して非常に見込みが甘かったと私は思っておりますけども、転用の許可に対して同意した、県のこの判断についてはどのようにお考えでしょうか。

【三溝農山村振興課長】先ほど申しましたとおり、関係の方たちとの協議なり関係書類等、総合的に判断いたしまして、農地の転用ということをさせていただいております。

そのときの判断については、適切だったということで考えております。

【白川副委員長】適切だったということであり、前回の私の一般質問のときも、判断は適

切だったというふうにおっしゃるんですけども、現にこの事業が完成していないということについて、また、海底ケーブルも通す許可が取れていないということについて、この事業が本当に完成しなかったらどうなるのか、どこに一体責任があるのかということは、農林部の皆さんにもしっかりと考えていただきたいと思っております。

もちろん過去の事例ですので皆さんの責任がどうかということでは、今の皆さんのせいというわけではありませんけども、本当に大きな、全国的にも問題視されている事案でありますので、ぜひとも今後もこの件については、明らかにしていただきたいと思っております。

最後に1つ、河川についてなんですけども、令和元年1月11日に事業者から佐世保市の農業畜産課に対して、「公告縦覧開始遅延に関する意見書」というものが出されておまして、雨水流出計算書については、株式会社〇〇様と佐世保市との間で協議済みと伺っております。判定が、基準外、アウトという表現がされていますけども、恐らく基準外という認識で正しいと思いますが、基準外となっている箇所については開発を行う以前、つまり現況において、もう既に基準外であること、要は雨が降って、アウトというのは、あふれるということだと思っておりますけども、現況においてもあふれる箇所であるので、その整備の責任は、行政側にあるものであり、開発の有無により結果が異なる箇所ではないため、事業者側では責任を負わないと合意していると認識していますという文書があります。

このように、もともとあふれるような河川であれば、事業を行おうと行うまいとあふれているので、この事業に対して事業者側は、責任を

負わないという文書と私は理解をしておりますけれども、こういった行政との合意文書、こういうことはあり得るのでしょうか。

【三溝農山村振興課長】 その件に関しましては、まきやま議員の方からも資料を頂いて、知っております。

この件に関しましては、佐世保市の方に、私たちの方から連絡はさせていただきますが、この案件に関しましては、佐世保市側と事業者の間でお話をされてますので、直接、情報公開された方なり、その方から佐世保市側なり事業者側の方に問合せをいただければと思っております。

この時点で私たちが、この件に関して回答するということは、差し控えさせていただこうと思っております。

【白川副委員長】 あくまでその事業者と市側とのやり取りということではありますが、すいません、県の見解をお伺いしたかったため、お尋ねいたしました。

いずれにしても先ほど防災については、今、事業者さんの方が検討をされているということで、やはりこういった川があふれるとかいうことについて、本当に大規模な事業となっている中で懸念されている島民の皆さん非常に多くいらっしゃると思いますので、こういったことも、県は知らないとは言いませんけども、やはり様々な許可を出してる以上、そういったところにも、防災についてもしっかり目を配っていただきたいと思いますし、再度、先ほどの資料についてもしっかり提出いただいて、様々明らかにしていただきたいというふうに思います。

【清川委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質問がないようですので、

農林部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時14分 休憩 —

— 午後 2時15分 再開 —

【清川委員長】 再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

農林部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者の退出のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時15分 休憩 —

— 午後 2時16分 再開 —

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これより予算決算委員会農水経済分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会の協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時16分 休憩 —

— 午後 2時17分 再開 —

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

予算決算委員会の農水経済分科会の決算審査日程につきましては、お手元の審査日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員活動等について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時18分 休憩 —

— 午後 2時18分 再開 —

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

— 午後 2時18分 閉会 —

委 員 長 清川 久義

副 委 員 長 白川 鮎美

署 名 委 員 石本 政弘

署 名 委 員 大倉 聡

書 記 濱下 優香

書 記 宮崎 貴久

反訳業務者 神戸総合速記(株)

配付資料

令和 7 年 9 月 定例 県議会

農水経済委員会関係説明資料

産 業 労 働 部

産業労働部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が８月に発表した月例経済報告によると、「米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が７月に公表した県内金融経済概況によると、「緩やかに回復している」とされております。

まず、生産面をみると、「電子部品・デバイスは、増加している」、「機械・重電（原動機、大・中型モーター、冷熱機器）は、弱めの動きとなっている」、「造船は、増加している」とされております。一方、需要面をみると、「個人消費は、一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している」とされております。

なお、令和７年５月から７月まで、直近３月間の企業倒産件数は１１件で、昨年同時期に比べて９件の減少となっております。

また、７月の全国の有効求人倍率は、前月と同水準の１．２２倍となっている中、本県においては、前月から０．０１ポイント増の１．１４倍となっており、長崎労働局によると「雇用情勢は、求人が求職を上回る中で、求人の持ち直しの動きが続いているが、物価上昇等が今後の雇用に与える影響を注視する必要がある。」とされております。

(最低賃金に関する答申について)

去る９月２日、長崎地方最低賃金審議会から長崎労働局長に対して、本県の最低賃金を現行の９５３円から７８円引上げ、１，０３１円とするよう答申がなされました。物価の上昇が続く中、県民の生活を守るためには、賃上げによって消費を喚起し、経済の好循環を図っていくことが重要であると認識しておりますが、一方で、急激な最

低賃金の引上げによって、県内中小企業・小規模事業者の経営環境は厳しくなるものと想定されます。

今後とも、県では、国の動向を注視しながら、賃上げに必要な原資が確保され、構造的な賃上げが実現するよう、企業の生産性向上の支援や商工会・商工会議所の経営指導員による伴走型支援の強化など、中小企業・小規模事業者の経営発展に向け、支援の強化を図ってまいります。

（長崎県産業振興協議会の開催について）

県では、人口減少対策にも寄与する成長産業のさらなる振興が必要との認識のもと、令和5年度より、県、長崎市、佐世保市、産業振興財団の4者で「長崎県産業振興協議会」を立ち上げており、企業誘致や地場企業支援、人材確保・育成等について議論を重ね、これまで航空機関連産業や防衛分野を含む造船産業などの成長分野における連携した補助金の創設やバングラデシュIT人材受け入れにかかる「長崎県モデル」の確立など、事業構築にあたって、県と市の連携が進んだものと考えております。

こうした中、今年度は、去る8月25日に会議を開催し、昨年度と同様、外国人材の活用のほか、国も経済安保などの観点から注目している造船業や、近年、社会問題となってきた事業者におけるカスタマーハラスメントなど、県市が連携して取り組むことが効果的なテーマについて、意見交換を実施いたしました。

具体的には、これまで培ってきた技術や人材を活かせる造船業については、全国で唯一、商船、防衛、浮体式洋上風力の造船関連3分野に取り組む本県が、我が国のサプライチェーン強靱化のトップランナーとなるよう、県・市連携して造船産業の振興を進めていく上で、国への働きかけを行っていく必要があること、また、外国人材の活用については、昨年度から開始した、バングラデシュのIT人材を確保する取組の進捗状況を共有するとともに、外国人材が入居可能な住居の確保など受入環境の充実に向けた取組の強化等を議論したところであります。

さらに、カスタマーハラスメントについては、県や市での取組状況を共有した上で、民間企業に対して商工団体などと連携してセミナーなどの啓発活動を行うなど、行政としての役割を確認いたしました。

今後とも、県・市の連携により、施策の相乗効果を高められるよう検討を進め、成長分野の産業振興や人材確保にかかる具体的な事業構築につなげてまいります。

(米国の関税措置への対応について)

米国の関税措置については、7月23日、政府より「自動車及び自動車部品について、本年4月以降に課せられていた25パーセントの関税率を半減し、既存の税率を含め15パーセントとすること、及び相互関税についても25パーセントまで引き上げるとされていた日本の関税率を15パーセントとすることについて日米間で合意された」旨の発表があったところですが、追加関税や相互関税が引き上げられる前と比べますと、依然として高い関税率となっており、今後、消費が減退するなど、本県を含む経済全体への影響も懸念されております。

こうした中、県としては、関係事業者へ聞き取りを実施するとともに、相談窓口の設置などの対応を行ってまいりました。また、米国関税措置の影響を受ける県内中小企業の資金繰りに万全を期すため、県の制度融資である「緊急資金繰り支援資金」の取扱いを7月1日から開始しております。8月末時点で県内の相談窓口への問い合わせ等は13件、制度資金の利用実績は2件となっております。

さらに、去る8月28日には、古賀経済産業副大臣をはじめ、長崎県、県内の経済3団体の代表や経営者などが出席し、米国関税に関する長崎県産業界との意見交換が実施されました。この意見交換の場で県からは、国に対し丁寧な情報提供を求めるとともに、今回の米国との関税交渉の中で戦略的産業として注目されている造船業について、本県のサプライチェーンを強化することで我が国の防衛、商船、浮体式洋上風力発電のサプライチェーンの強靱化に寄与することや、関連事業者においては規模の

大小を問わず、人材不足でご苦労されていることをお伝えし、国において人材確保に向けて、国民の機運醸成を図るなど、特段の支援をお願いしたところです。これに対し、古賀経済産業副大臣からは、「長崎県の造船業を盛り返す絶好の機会であり、国としても人材確保を含めしっかり取り組んで行きたい」との発言がありました。

また、同日の午後には、国と県との共催で、米国関税措置に関する事業者向けの説明会を全国で初めて開催したところ１７１名が参加され、経済産業省をはじめ国の機関等から日米の合意内容などに関する説明があり、県からは制度融資など支援内容を紹介したところです。

引き続き、社会経済情勢の動向を注視しつつ、国と連携して必要な対応を実施してまいります。

（成長分野における製造業の振興について）

米国の関税措置や長引く物価高騰、カーボンニュートラル社会の進展等、県内製造業を取り巻く環境が変化する中、今後の需要拡大が見込まれる半導体や航空機、造船・プラントなどの成長分野における県内企業の取組への支援が、より一層重要になるものと考えております。

具体的には、半導体関連産業における複数の県内企業の連携した取組を支援する「半導体サプライチェーン強化推進補助金」について、半導体製造装置メーカーの増産に対応するため３社の企業が連携して生産能力の増強を目指す取組や、企業と大学等との連携による半導体人材育成への支援など、計９件、約８千４百万円の事業計画を認定いたしました。

また、県内航空機関連のサプライチェーン強化につながる取り組みを支援する「次世代基幹産業育成補助金」については、海外大手航空機機体メーカーから降着装置のメンテナンス需要の獲得を目指した設備投資計画など、計３件、約４千３百万円の事業計画を認定いたしました。

さらに、グリーン成長分野への進出や事業拡大を支援する「グリーントップながさき促進補助金」については、誘致企業をターゲット顧客とした高精度なリチウムイオン電池用の巻取装置等の生産体制強化や、国内大手造船をターゲットとした環境対応船の燃料配管製造の受注拡大に向けた取り組みなど、計3件、約1億2千3百万円の事業計画を認定したところであります。

引き続き、成長分野におけるサプライチェーンのさらなる強化のため、県内企業の積極的な取組を支援してまいります。

（企業誘致の推進について）

去る7月17日、埼玉県に本社を置くコージンバイオ株式会社が、大村市への立地を決定されました。同社は、5年間で42名を雇用し、再生医療や免疫治療の細胞培養に用いる培地の開発や製造などを行うこととされております。

さらに、8月1日には、東京都に本社を置く郵船出光グリーンソリューションズ株式会社が、長崎市への立地を決定されました。同社は、5年間で25名を雇用し、発電所や工場等で使用されているボイラの燃焼制御について、AIを搭載したシステム開発などを行うこととされております。

また、東彼杵町における工業団地整備計画については、現在、県、町及び優先交渉先事業者である大和ハウス工業株式会社において、基本協定の締結に向けた協議を進めるとともに、企業誘致活動については、半導体など成長分野のアンカー企業に対して、具体的な提案を実施しているところです。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指して、地元自治体や関係機関と連携しながら、企業誘致の推進に力を注いでまいります。

（スタートアップ支援について）

長崎市などの県内都市部において、スタートアップの集積が進みつつある中、広く県

内の各地域において起業に向けた一層の機運醸成や掘り起こしを図るため、新たに離島や半島地域を含む県内9か所でワークショップ等を開催することとしており、これまでに長崎市をはじめ佐世保市、平戸市、西海市の4か所で、先輩起業家等を講師として実施いたしました。

各会場では、先輩起業家との活発な意見交換を行うことにより、参加者からは、「ビジネスモデルの具体化に向けたヒントを得られた」や、「起業家が成長に至った過程を具体的に知ることによってやる気が高まった」などの声をいただくなど、起業や成長に向けた機運醸成が図られており、10月末までに残り5か所での開催を進めてまいります。

また、有望な県内スタートアップ企業を対象として、首都圏大企業との取引マッチングの機会となるイベントへの登壇企業を募集したところ、9社から応募があり、事業の成長性や優位性、首都圏大企業等との連携の可能性の観点から、AIやバイオ技術等を活用して急成長を目指す5社を選定いたしました。

現在、大手コンサルティング会社が各社ごとに専属の担当者を配置し、事業計画や発表資料のブラッシュアップを実施しており、イベント後の取引マッチングまでを伴走型で支援することとしております。

引き続き、スタートアップ企業の創出から成長までの一貫した支援に努めてまいります。

(洋上風力発電関連産業の動向について)

去る8月8日に、国は、浮体式洋上風力発電の普及に向け、2040年までの浮体式の導入目標の設定や海外風車メーカーの誘致及び国内部品産業の育成を図ることなどを盛り込んだ「浮体式洋上風力等に関する産業戦略」を公表しました。

国による戦略の取りまとめにあたり、県では、この戦略が浮体式に関する世界初のサプライチェーンの県内構築に向け、県内関連企業の取組が加速されるような内容となるよう、去る7月4日に資源エネルギー庁を訪問し、浮体式の拠点として本県を最

大限活用することや、中小企業への支援などについて要望を行ったところです。

その結果、公表された戦略においては、「地元企業の参画を含めた地域型のサプライチェーン形成を推進していく」など、本県が求める浮体式のサプライチェーン構築に向けた中小企業への支援の方向性などが盛り込まれたところでもあります。

現在、県では、浮体式の市場参入を目指す県内中小企業等に対して、設備投資等の取組を支援しているところであり、今年6月には、2グループ6社の県内中小企業等への支援について、認定したところですが、今後、戦略に基づき、県内中小企業が活用できる国の新たな支援制度の創設等が期待されるところでもあります。

今後とも、県としては、世界的に成長が期待される浮体式洋上風力発電分野において、国内外の需要獲得に向けた県内企業の取組を支援してまいります。

（水素関連事業の推進について）

県では、水素については、昨年5月、供給・利用を早期に促進する「水素社会推進法」が成立するなど、今後、関連市場の成長が見込まれると考えております。

そのため、県では、水素関連市場において、県内企業が造船業等で培った技術や人材が活用でき、水素に関する県内サプライチェーン構築に資する取組を支援しているところでもあります。

具体的には、産学官のメンバーからなる「長崎県水素事業化研究会」において検討が進んでいる、県内企業と大手企業が連携した水素関連の実証プロジェクトなどについて、具体的な実装につながるよう、今年度から新たに、県内企業の技術力向上などに対し支援を実施しております。

このような中、これまで、商船三井と連携し実証事業などに取り組んできた県内企業による、水素を利用した小型船の開発・事業化を実施する新たなプロジェクトへの支援について、先月、認定したところでもあります。

今後とも、県では、成長分野である水素市場への参入を目指す県内企業を後押しし

てまいります。

(中小・小規模事業者への支援について)

県内の事業者の多くを占める中小・小規模事業者は、地域経済の活性化や雇用の確保に重要な役割を果たしておりますが、原材料価格の高騰や人手不足、最低賃金の大幅な引き上げが続く中、事業者の経営を安定的に維持していくことは、喫緊の課題となっております。

県内商店街においても、こうした状況に加え、大規模小売店の進出や経営者の高齢化・後継者不足など、厳しい環境が続いております。このため、県では、県内事業者の売上拡大とともに、キャッシュレス化の推進によるデジタル力向上を図るため、県内16市町が実施するプレミアム付商品券等の発行事業に対して県が上乘せ支援を行っており、県内商店街をはじめとした約8,000店舗で商品券等が利用可能となっております。

このほか、昨年度は県内商店街の人材の育成とネットワークの構築に取り組んだところであり、今年度はその成果を活かしながら、地域商業の拠点かつ地域コミュニティとしての商店街の再生を目指すこととしており、去る7月3日と8月5日に開催した「未来の商店街づくりミーティング」において、県外有識者等によるセミナーやワークショップを実施したところであります。

今後は、商店街が取り組む「商店街再生プラン」について、策定の段階から伴走支援を行うとともに、市町とも連携しながら、プラン実現に向けた取組を支援してまいります。

また、経営者の平均年齢や後継者不在率が全国と比べて高い本県において、事業承継は重要な課題と認識しております。そうした中、物価高騰等での先行き不安による廃業を防ぎ、雇用の維持や技術等の伝承に繋げるため、県では、昨年度から事業承継の課題整理にかかる専門家活用経費や、承継後の事業展開にかかる設備投資経費等に

に対する支援を実施しており、今年度は8月末時点で、6件の交付決定を行っております。

さらに、今年度は、初めての取組として8月、9月を「事業承継推進月間」と設定し、支援機関や金融機関等と連携しながら、セミナーの開催や各種広報など集中的な啓発を行っているところであります。

引き続き、関係機関等との連携を図りながら、事業承継に対する前向きな意識醸成や早期の事業承継促進に取り組んでまいります。

（産業人材の確保について）

高校生の県内就職促進に向け、県内企業の魅力を保護者等に理解していただくため、去る8月、5コース9社の企業見学会を実施し、106名の方に半導体・航空機等の成長分野や、女性が働きやすい企業等を見学いただきました。

参加者からは、「普段見学できない地元企業の魅力を発見でき、子供に勧めたいと思った。」など好評をいただいたところです。

また、県内大学生の県内就職及び県外大学生のUIターン就職促進に向けては、県内外の大学就職担当者に本県の企業を知っていただくため、「大学と県内企業との就職情報交換会」を開催し、意見交換等により相互の関係を深めていただいたところです。

参加された企業の採用担当者からは、大学からの学生紹介やインターンシップ生の増加に結び付く貴重な機会となっているとの評価をいただいております、引き続き、県内企業と大学の関係構築に努めてまいります。

（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について）

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」

の関連施策も含め、令和５年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、産業労働部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である４２項目のうち、目標値を設定していないものや実績値が把握できていないもの等を除いた３６項目の令和６年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和６年度の目標値を達成したものが２０項目、令和６年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが１５項目、令和６年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが１項目となっております。

次に、「第２期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるＫＰＩである２９項目のうち、実績値が把握できていないもの等を除いた２６項目の令和６年度の進捗状況は、

最終目標を既に達成したもの及び令和６年度の目標値を達成したものが１３項目、令和６年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが１２項目、令和６年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが１項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和８年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る６月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の５つの柱のもと、１２の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、産業労働部においては、主に基本戦略「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」や「誰もが活躍できる職場環境をつくる」等に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」では、カーボンニュートラル社会に向けた基幹産業の振興に関する施策において、半導体関連産業や航空機関連産業をはじめとした基幹産業4分野の振興に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「誰もが活躍できる職場環境をつくる」では、誰もが働きやすい職場環境づくりに関する施策において、雇用環境の向上や多様な求職者の支援等に取り組んでいくこととしております。今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(次期ながさき産業振興プラン(仮称)の策定について)

「長崎県総合計画」の部門計画の一つである「ながさき産業振興プラン」が本年度で終期を迎えるため、後継計画として新たに令和8年度から5年間を計画期間とした「ながさき産業振興プラン(仮称)」を今後策定することとしております。

本プランでは、本県産業の振興のための基本指針として、「基幹産業の振興」、「中小・

小規模事業者の支援」、「産業人材の育成・確保」の3つを柱として、その下に具体的な振興施策を構築し、効果的な施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

去る7月28日には、民間企業、大学、商工団体等からなる第1回「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」に関する有識者会議を開催し、プラン骨子案についてご意見をいただいたところであります。

今般策定した素案骨子においては、当該会議で頂いた意見等も反映させながら、県として、今後、産業労働施策に取り組む大きな方向性をお示ししております。

今後、10月に開催予定の第2回「次期ながさき産業振興プラン（仮称）」に関する有識者会議や、県議会のご意見を十分に活かしながら、計画策定に向け、検討を進めてまいります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 9 月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加 1)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係説明資料（産業労働部）２頁１３行目から１４行目を削除し、
次のように挿入する】

なお、令和７年６月から８月まで、直近３月間の企業倒産件数は１３件で、昨年同
時期に比べて２件の増となっております。

令和 7 年 9 月 定例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会
関 係 議 案 説 明 資 料

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第88号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分
であります。

補正予算の内容についてご説明いたします

（繰越明許費について）

繰越明許費についてご説明いたします。

計画、設計及び工法の変更等に伴い、年度内に適正な工期が確保できないことから、

県営漁港水産基盤整備費	4億 6,100万 円
-------------	-------------

市町村営漁港水産基盤整備費	1億 9,304万3千円
---------------	--------------

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和 7 年 9 月 定例 県 議 会

農水経済委員会関係説明資料

水 産 部

水産部関係の議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

本案件は、令和7年4月23日、県が管理する長崎漁港の臨港道路において、相手方が所有する軽乗用車が走行した際、道路脇の樹木から道路上に落下した枝に接触したことにより、当該車両に損害を与えた事案について、和解が成立し、損害賠償金2万7,907円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(次期「長崎県水産業振興基本計画」について)

令和3年3月に策定した現行の「長崎県水産業振興基本計画」については、令和7年度をもって終期を迎えることから、現在策定中の県の新たな総合計画の個別計画として、令和8年度からの本県水産業の指針とする次期基本計画の検討を進めております。

次期計画においては、概ね10年後のありたい姿を見据えた、令和8年度から5か年間における本県水産業に係る施策の方向性や具体的な取組等を取りまとめるとともに、策定にあたっては、漁業・流通加工関係者、学識経験者、公募委員等で構成する検討委員会を設置し、7月に開催した第1回検討委員会では、計画の骨子案等についてご議論いただいたほか、県内各地域において漁業者等との意見交換会を開催し、幅広いご意見、提言等をお伺いしながら検討を行ってきております。

今般、これまで頂いたご意見等を踏まえ、「持続可能で収益性の高い経営体づくり」「国内外に美味しさを届けるネットワークづくり」「水産業を未来につなぐ人づく

り」「海とさかなの魅力を活用した浜の賑わいづくり」「漁業者と浜を支える漁協づくり」の5つの基本目標とする骨子（案）を取りまとめ、これをもとに施策の方向性や地域別計画等を具体化した計画素案の検討を進めていくこととしております。

今後、11月議会の本委員会において、計画素案をご議論いただき、パブリックコメントを実施した上で、来年2月議会において計画（案）のご審議をお願いしたいと考えており、県議会のご意見を十分お伺いするとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

（赤潮の動向等について）

今季における赤潮の発生状況は、6月上旬から中旬に五島海域でコクロディニウム赤潮、7月上旬から8月上旬に西彼海域、九十九島海域及び伊万里湾海域でカレニア赤潮、8月上旬から中旬に伊万里湾海域及び有明海海域でシャットネラ赤潮が発生しました。

県では、令和5年度及び6年度に発生した大規模赤潮被害を踏まえ、テレメーターの増設や観測機器の導入などにより、赤潮発生前から漁協や市町と連携してモニタリング体制を強化するとともに、赤潮発生時には餌止めや赤潮防除剤の散布などの指導に連日取り組んできたところです。また、足し網や深い網などの赤潮被害軽減対策にも積極的に取り組んだところであり、今年度は現時点で具体的な被害の報告はありません。

赤潮のシーズンはしばらく続きますが、シーズン終了までの間、引き続きモニタリング体制を継続するとともに、被害防止対策等の指導を行うなど、対応にあたっております。

(新規就業者確保対策について)

水産業の担い手確保対策については、これまでも、新規就業者を増やすために SNS での漁業の魅力発信や、就業前後の技術習得研修の支援をするなど、切れ目のない対策を展開してきたところです。

このような取組により、新規就業者数は近年増加傾向にあり、令和 6 年度は 221 名と、目標としている 210 名を超える結果となりました。

221 名の内訳は、年代別では 10～20 代が 40%、30～40 代が 35%、50 代以上が 25%、また、加入元別では地元出身者が 76%、移住を伴う UJI ターンが 24% という状況でした。

引き続き、市町や関係団体、地元受入組織と協力し就業希望者をスムーズに受け入れ、定着させる体制を強化してまいります。

(水産業就業支援フェア等について)

県内水産業への就業を促進するため、去る 7 月 1 日に県内外の高校生と漁業に関心がある一般の求職者を対象とした長崎県水産業就業支援フェアを県庁において開催し、沿岸漁業、養殖漁業、遠洋・沖合漁業、卸売業、加工業など 19 団体に出展いただきました。

開催に向け、県内外の高校や大学への案内、新聞、ラジオ、Web 広告での情報発信などに取り組み、長崎鶴洋高校、長崎明誠高校、大村城南高校の 3 校の 3 年生と一般の求職者の合計 37 名が参加し、出展者から各企業・団体の業務内容や仕事の魅力などの説明を受け、相談を行っていました。

フェアに参加した高校生が漁家派遣研修に参加するなど、漁業就業に向けた効果が見られました。出展業者からは「確実に高校生にアピールできるので大変意義がある」など、フェアを評価する声が多く寄せられました。

また、同じ7月には、東京、大阪、福岡の各都市において全国規模団体主催での漁業就業支援フェアが開催され、県内の延べ21社の漁業会社等が参加し、来場した延べ73名との面談を実施したところです。

今後も、県主催の就業支援フェアの定期的な開催や全国の就業支援フェアに参加することで水産業界における就業者の確保に努めてまいります。

（養殖技術ブレイクスルー促進事業について）

養殖業における生産コストの削減や新魚種の導入、赤潮などの自然災害対策など課題解決に向けて、民間のアイデアを活用しながら技術開発・実証を推進する「養殖技術ブレイクスルー促進事業」について、今年度は4月からプロポーザル方式による公募を行い、6月5日の審査会を経て候補者を選定し、「赤潮被害対策」については高濃度酸素海水による赤潮対策技術の開発、「養殖コストの低減」については効率的な給餌方法の検証とその給餌方法に適したブリ用配合飼料の開発を行うこととなり、それぞれ委託契約を締結し取組を開始したところです。

今後、大学や国の研究機関などの助言協力もいただきながら、引き続き養殖現場の課題解決に向け、関係機関と連携しながら取り組みを進めてまいります。

（藻場回復に関する最近の動きについて）

県では、「長崎県藻場回復ビジョン」に基づき、ハードとソフトが一体となった藻場回復対策を推進することとしており、藻場礁の設置や食害生物の駆除に加え、新たに、高水温に強い海藻種の藻場礁へ移植や湾内への藻類食害魚類の侵入を防ぐ仕切り網の設置による食害対策に取り組んでいます。

具体的な事例として、壱岐地域では、県が行う藻場礁の造成と併せて、壱岐市が駆除したイスズミを買い取ることで駆除活動を促進しており、その結果として、近年、

藻場の回復が確認されています。

仕切り網による食害対策については、その有効性が小値賀町六島で確認されたことから、今年度は、新上五島町の道士井地区や長崎市の式見地区においても設置しているところであり、今後、その成果が現れてくるものと考えています。

また、ブルーカーボンを活かした持続的な藻場保全活動の動きとしては、これまで五島市、壱岐市、佐世保市、新上五島町の県内4か所が認証を受けており、今年度からは、新たに長崎市の戸石地区で認証に向けた取組が開始されています。県としては、このような取組が県内各地に広く展開していけるよう、先進事例の横展開を図り、各地域の取組を支援してまいります。

今年度は、「長崎県藻場回復ビジョン」策定から10年が経過したことから、ビジョンの見直しを行うこととしております。見直しに当たっては、有識者による長崎県藻場回復検討協議会を設置し、現行ビジョンの評価と改訂の方向性等について検討することとしており、第1回の協議会を10月に開催する予定としております。

（海業の推進について）

本県は、豊かな海や漁村特有の地域資源の強みを活かして、県内外から多くの方々に漁村を訪れていただき、水産物の消費を促進することで、地域の賑わい創出や漁業所得の向上などを図る「海業」の推進に取り組んでおります。

海業への取組状況としては、去る7月19日、新上五島町の奈良尾漁港において、海業の一環として「第1回上五島・奈良尾ヨットフェスタ2025」が開催されました。ヨットレースの参加者からは、「地元の熱意を感じる大会で、参加して良かった。来年以降も開催されるなら、ぜひ参加したい。」といった声が多く寄せられ、このフェスタを通じて「ヨットを核とした海業振興」の実現性を確認することができました。また、奈良尾漁港については、水産物を「買って・食べて・楽しめる」場所として活

用できるよう、県では8月に漁港活用推進計画を策定し、公表したところです。今後も継続して海業の取組を後押ししてまいります。

さらに、各地域が海業に一步踏み出せるよう、県の「海業チャレンジ応援事業」や国の事業を活用して、県内9地区に対して、キーパーソンの招聘、先進地の視察、観光事業者による旅行商品の開発に向けたモニターツアーの実施など、海業のコンテンツづくりを支援しています。また、県内各地に対しては、海業の先進事例の情報提供などを通じて、海業への理解と関心を高める取組も進めているところです。

今後とも、漁協や漁業者はもとより、各市町や観光事業者などの皆さまと連携しながら、県内各地域における海業の促進に努めてまいります。

（新たな総合計画の策定について）

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、水産部においては、主に基本戦略「魅力ある持続的な農林水産業を育て

る」や「地域の魅力で人を惹きつける」に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」では、力強く稼ぎ持続的に成長する水産業づくりや次代を担う意欲あふれる担い手の確保・育成に関する施策において、適切な資源管理の実施と生産力を高める漁場整備のほか、次の世代へ漁業を受け継ぐ多様な人材を呼び込み、地域で支えながら定着を促進する等に取り組んでいくこととしております。また、基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」では、地域の魅力を活かした農山漁村の賑わいづくりに関する施策において、海業や水産物の魅力発信を通じて交流人口と地域消費の拡大を推進していくこととしております。

今後引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の数値目標の進捗状況について）

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、令和5年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、水産部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である20項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが16項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが2項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが2項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである14

項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが12項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが1項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが1項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 9 月 定例 県 議 会

農水経済委員会関係説明資料

(追加 1)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料（水産部）の４頁１行目に、次のとおり挿入する。】

（ながさき水産業大賞について）

ながさき水産業大賞は、水産業や漁村に対する県民の理解を深め、水産業者の励みとなる表彰事業として平成２１年度から実施しており、本年度は、１２件の応募の中から「優良経営部門」、「技術革新・人材育成部門」、「魅力ある漁村づくり部門」、「特別部門」の各賞を選定いたしました。

「長崎県知事賞」につきましては、「優良経営部門」では、魅力ある商品づくりによる雇用創出及び鯖加工^{ざんし}残滓の有効活用による収益性改善と環境負荷の低減を行った五島市の「株式会社^{みいらくすいさん} 三井楽水産」、「技術革新・人材育成部門」では、地域資源を活用した常温保存が可能な水産加工品の開発、水産加工を始めとした総合食品加工分野への事業拡充などを行っている長崎市の「株式会社^{しょうだい} 将大」、
「魅力ある漁村づくり部門」では、高度な知識・経験による安定的な種苗生産、藻場再生、定置網の経営など多様な取組で水産業の発展に貢献した壱岐市の「^{やまなか ひろき}山仲 洋紀」氏の３件が選定されました。

また、「ながさき水産業大賞運営委員長賞」につきましては、長崎市の「有限会社^{まるびししょうてん} 丸菱商店」、雲仙市の「株式会社^{たけしたすいさん} 竹下水産」、五島市の「^{しょうへい かまた}鎌田 祥平、^{ともみ}鎌田 智美」氏の３件が選定されました。

このほか、新上五島町の「^{かみごとう}上五島養殖まぐろ振興協議会」が特別賞に、松浦市の「新松浦漁業協同組合^{ふくしま} 福島くるまえび養殖場」が長崎県漁業協同組合連合会長賞に選定されました。

なお、表彰式は１１月１５日に長崎市にて開催を予定しており、受賞者の功績を称え県民の皆様へ広く紹介し、水産業に対する理解を深めてまいります。

令和 7 年 9 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 経 済 分 科 会
関 係 議 案 説 明 資 料

農 林 部

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第88号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分
であります。

歳入予算は、

国庫支出金	2億 4,038万 6千円の増
諸収入	7億 2,144万 5千円の増
合計	9億 6,183万 1千円の増

歳出予算は、

農業費	9億 6,183万 1千円の増
農地費	3,500万 円の増
合計	9億 9,683万 1千円の増

となっております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（園芸産地の振興について）

農業機械・資材の導入により収益性向上等に取り組む産地への支援に要する経費として、

産地総合整備費	7億 2,144万 5千円の増
---------	-----------------

を計上いたしております。

(病虫害防除対策について)

かんきつ類等に寄生する重要病虫害であるミカンコミバエを防除するため、誘殺板の設置及び有人へりからの散布を実施するために要する経費として、

病虫害防除対策費	2億 4,038万 6千円の増
----------	-----------------

を計上いたしております。

(国営諫早湾干拓事業について)

諫早湾干拓北部排水門3号ゲートのワイヤーロープの交換を行うための事業費の負担に要する経費として、

諫早湾干拓事業推進費	3,500万 円の増
------------	------------

を計上いたしております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 9 月 定例 県 議会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 説 明 資 料

農

林

部

農林部関係の議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

本案件は、令和7年2月26日、諫早市多良見町所在の駐車場で、公用車で前進する際、進入路に傾斜があることに気づかず、当公用車の荷台が駐車場の天井に接触し損害を与えた事案について、和解が成立し、損害賠償金25万3,000円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

次に議案外の主な所管事項について、ご説明します。

(県内における「ミカンコミバエ」の防除対策の実施について)

ミカンコミバエは、東南アジアや中国等に生息し、カンキツ類やビワ、その他の果菜類等に大きな被害をもたらす重要病害虫であり、本県では、今年度初めて捕獲された6月18日以降、過去最大であった令和3年度を大きく上回るペースで捕獲、確認され、8月25日時点で、県内10市町で214頭が捕獲されております。

そのため、県では、国の植物防疫所や市町、JA等の関係機関と一体となり、去る6月20日以降、捕獲地点から半径2キロメートル圏内の誘殺板の設置などによる初期防除を継続的に実施してまいりました。しかしながら、その後も捕獲数が増加したことから、8月12日に、国、県内全市町、JA長崎県中央会、JA全農ながさき及び県内各JAの関係者出席のもと、緊急対策会議を開催し、半径5キロメートル圏内までの防除範囲の拡大のほか、地域の生産者や住民の皆様にご協力いただき、成熟した果実等の除去を行うことなど、防除対策の強化内容を共有するとともに、県域レベルで関係者が一丸となって対策に取り組むことを確認したところです。

さらに、今月中旬からは、人による誘殺板の散布が困難な山間部等への航空ヘリに

よる誘殺板の緊急散布を実施する予定としております。

今後、捕獲地域が拡大した場合には、本県の主要な品目であるみかんなどの出荷への影響が懸念されることから、県としましては、産地への影響が生じないように、引き続き危機感をもって、国や市町、ＪＡ等の関係機関と緊密に連携しながら、防除対策の実施に万全を期してまいります。

（「長崎和牛」の消費拡大に向けた販売促進ＰＲイベントの開催について）

去る８月１日、長崎市内の長崎和牛指定店において、全国農業協同組合連合会長崎県本部の主催により、本年７月に開催された第３１回「長崎和牛」系統枝肉共励会におけるグランドチャンピオン賞の受賞牛を味わう『「長崎和牛」販売促進ＰＲイベント』が行われました。

当日は、知事とグランドチャンピオン賞を受賞した生産者らが、受賞牛を試食しながら、「長崎和牛」を育てる際のこだわりや美味しい食べ方などについて意見交換を行うとともに、マスコミやＳＮＳ等を通じて県民に対し、「長崎和牛」の魅力や美味しさに加え、消費拡大を広く呼びかけたところです。

県といたしましては、今後も関係団体と連携して、「長崎和牛」の生産と消費拡大を推進し、生産者の所得向上に努めてまいります。

（土地明渡訴訟に係る強制執行の状況について）

県農業振興公社が諫早湾干拓農地の利用権の再設定を認めなかった営農者２者に対して、農地の明渡し等を求めて提訴した土地明渡等請求訴訟につきましては、本年２月１９日付けの最高裁判所の決定により、公社勝訴で判決が確定いたしました。その後、２者が農地の明渡しに応じないことから、２者のうち１者については、５月１日付けで長崎地方裁判所大村支部に強制執行の申し立てを行い、７月１６日に強制執行により農地の明渡しが完了し、もう１者については、建物がある雑種地１筆を除き、

5月16日付けで同支部に強制執行の申し立てを行い、7月31日に強制執行により農地の明渡しが完了いたしました。残る雑種地1筆については、補助金を受けて建設した建物の財産処分手続きが整い次第、強制執行の申し立てを行うこととしております。

県としましては、明渡しが完了した農地への営農者の入植に向けて、公社と連携して、適切に対処してまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、農林部においては、主に基本戦略「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」や「地域の魅力で人を惹きつける」に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「魅力ある持続的な農林水産業を育てる」では、「力強く稼ぎ持続的に成長する農林業づくり」や「次代を担う意欲あふれる担い手の確保・育成」に関する施策において、農地・集出荷施設等の生産基盤整備やスマート技術等の導入による生産性の向上や、国内バリューチェーンの構築を通じた販売力の強化と輸出拡大に取り組む

ほか、次代を担う多様な人材の確保に向けて、県内外からの人材の呼び込みと受入体制の充実、定着へのサポート強化などを推進していくこととしております。

また、基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」では、「長崎の食の賑わいの創出」や「地域の魅力を活かした農山漁村の賑わいづくり」に関する施策において、県民や観光客など誰もが本県の食を体験し、味わうことができる食の賑わいの場の創出に向けた試行や実証に取り組むほか、農泊や直売所などの地域資源の魅力を活かしたアグリビジネスを推進していくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

（「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について）

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、令和5年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、農林部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である14項目のうち、実績値が把握できていないものを除いた13項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが4項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが6項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが3項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである10項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標

値を達成したものが3項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが4項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが3項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

令和 7 年 9 月 定例 県 議会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 説 明 資 料
(追加 1)

農

林

部

【農水経済委員会関係説明資料（農林部）の２頁１１行目に次のとおり挿入する。】

（第４期ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）（素案）について）

本県農林業の振興方針を定めた「第３期ながさき農林業・農山村活性化計画」が令和７年度に終期を迎えることから、令和８年度から５年間の本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示す計画として、「第４期ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）」の策定に向け検討を進めております。

去る６月定例県議会農水経済委員会においてご審議いただいた計画骨子案をもとに、公募委員、農業者、消費者、学識経験者等からなる策定委員会でもいただいたご意見やご提案を反映し計画素案を作成いたしました。

第４期計画においては、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現」を基本理念とし、「意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成」、「生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成」、「賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくり」の３つを基本目標とする施策の方向性や施策体系及び地域別振興方策などをとりまとめたところであります。

今後は、県議会をはじめ、パブリックコメントなど県民の皆様のご意見をお聞きしながら、今年度中の策定に向けて検討を進めてまいります。

（ながさき農林業大賞について）

ながさき農林業大賞につきましては、地域の特色を活かした先進的な活動を展開し、成果を挙げられている農林業者・組織等を表彰することにより、県内の農林業経営の改善意欲を助長するとともに、農林業・農山村の活力ある発展を促進するため、平成１８年度から県及び関係団体等からなる運営委員会の主催により実施しており、今年度で２０周年を迎えます。

去る９月１０日のながさき農林業大賞運営委員会において、トップファーマーの部やいきいきファームの部など各部門に推薦のあった３５点の中から、長崎県知事賞

10点、運営委員長賞9点、特別賞2点、合計21点を決定し、その中で最も優れた経営体として、諫早市の有限会社朝倉花園（「トップファーマーの部」花き部門）を農林水産大臣賞に決定いたしました。

なお、表彰式は11月15日に長崎市内において開催予定としており、受賞者の功績につきましては、県民の皆様に農林業に対する理解をさらに深めていただけるよう、様々な機会を通じて広く紹介してまいります。

【農水経済委員会関係説明資料（農林部）の2頁13行目から3頁1行目までを削除し、3頁1行目の次に、次のとおり挿入する。】

ミカンコミバエは、東南アジアや中国等に生息し、カンキツ類やビワ、その他の果菜類等に大きな被害をもたらす重要病害虫であり、本県では、今年度初めて捕獲された6月18日以降、過去最大であった令和3年度を大きく上回るペースで捕獲、確認され、9月8日時点で、県内10市町で258頭が捕獲されております。

そのため、県では、国の植物防疫所や市町、JA等の関係機関と一体となり、去る6月20日以降、捕獲地点から半径2キロメートル圏内の誘殺板の設置などによる初期防除を継続的に実施してまいりました。しかしながら、その後も捕獲数が増加したことから、8月12日に、国、県内全市町、JA長崎県中央会、JA全農ながさき及び県内各JAの関係者出席のもと、緊急対策会議を開催し、半径5キロメートル圏内までの防除範囲の拡大のほか、地域の生産者や住民の皆様にご協力いただき、成熟した果実等の除去を行うことなど、防除対策の強化内容を共有するとともに、県域レベルで関係者が一丸となって対策に取り組むことを確認したところです。

さらに、9月12日からは、長崎市、佐世保市、西海市、において、人による誘殺板の散布が困難な山間部等への航空ヘリによる誘殺板の緊急散布を実施しております。

令和 7 年 9 月 定例 県 議会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 説 明 資 料
(追加 2)

農

林

部

【農水経済委員会関係説明資料（農林部）（追加１）の３頁１０行目から２３行目までを削除し、９行目の次に次のとおり挿入する。】

ミカンコミバエは、東南アジアや中国等に生息し、カンキツ類やビワ、その他の果菜類等に大きな被害をもたらす重要病害虫であり、本県では、今年度初めて捕獲された６月１８日以降、過去最大であった令和３年度を大きく上回るペースで捕獲、確認され、９月２２日時点で、県内１０市町で４３７頭が捕獲されております。

そのため、県では、国の植物防疫所や市町、ＪＡ等の関係機関と一体となり、去る６月２０日以降、捕獲地点から半径２キロメートル圏内の誘殺板の設置などによる初期防除を継続的に実施してまいりました。しかしながら、その後も捕獲数が増加したことから、８月１２日に、国、県内全市町、ＪＡ長崎県中央会、ＪＡ全農ながさき及び県内各ＪＡの関係者出席のもと、緊急対策会議を開催し、半径５キロメートル圏内までの防除範囲の拡大のほか、地域の生産者や住民の皆様にご協力いただき、成熟した果実等の除去を行うことなど、防除対策の強化内容を共有するとともに、県域レベルで関係者が一丸となって対策に取り組むことを確認したところです。

さらに、９月１２日からは、長崎市、佐世保市、西海市、において、人による誘殺板の散布が困難な山間部等への航空ヘリによる誘殺板の緊急散布を実施しております。